

本資料のうち、枠囲みで示す頁
(P. 82～P. 103, P. 105～P. 121) は、
社内業務情報のため、公開できません。

7項目の反映に伴う 保安規定の変更について



2020年10月29日
東京電力ホールディングス株式会社

- 添付資料
 - 1 基本姿勢の見直し結果 (P.49)
 - 2-1 社長の責任の整理 (P.54)
 - 2-2 法律専門家の意見書 (P.62)
 - 3 リスク管理の業務内容 (P.122)
- 補足資料
 - 1 基本姿勢の記載検討 (P.144)

1. 審査会合の経緯

- (1) 第864回審査会合（6月2日）及び第874回審査会合（7月9日）での指摘
資料に基づき説明を行った結果、次のご指摘をいただいた。詳細は、次スライド参照。
- ・原子力規制委員会が示した7つの基本的考え方、東京電力が示した回答文書等を確認し、当時の議論のポイントが原子力事業者としての基本姿勢に反映されているのかという観点で、対応関係を表形式で整理して説明すること。
 - ・社長の責任の明確化について、事故が起きた際に社長に過失責任を問えるよう、業務プロセス等を作成し、これに対する法律の専門家の見解を署名等を付した書面により示すこと。
 - ・リスク低減の業務フローについて、社長に報告する不確実・未確定な段階のリスクとして、どのような情報が収集の対象となり、どのような体制で収集され、どのような判断基準によって社長に報告されるのか、下部規定の内容を含めて具体的に説明すること。

など

- (2) 第891回審査会合（8月27日）での指摘
8月26日の原子力規制委員会にて、次のご指摘をいただいた。
- ・安全上重要な事項の決定に関するプロセスをタイムリーに公開していくというものが、現在の記載で読み取れるのか、再度考えていただきたい。
 - ・安全文化を基礎としてという記載には違和感を覚える。再度考えていただきたい。

2. 内容

- (1) これまで頂いた指摘事項に対し、第888回審査会合（8月20日）及び第899回審査会合（9月17日）にて回答した内容を取り纏める。（次スライド）

No	審査会合実施日	指摘事項	回答	資料
1	2020/6/2	許可処分を行った際の原子力規制委員会における議論を踏まえれば、7つの約束等を遵守する旨を保安規定上に明記すること等により、7つの約束等が守られなければ保安規定違反となる記載とすることが最も重要と認識している。2. の申請内容では、7つの約束等を遵守する旨を明記したものといえるかどうか明確でないため、再検討を求めることとしたい。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者として7つの約束等を遵守する旨を明確に記載する。 	スライド P.10
2	2020/6/2	7つの約束等が確実に履行されるよう東京電力自らPDCAを回して業務を継続的に改善することは望ましいと考えている。その上で、東京電力は、このような継続的改善を実現するために2. のような申請内容とした（その際、7つの約束等を「原子力事業者としての基本姿勢」という一般的な言葉に置き換えた）と説明しているところ、このような論理構成及び表現が適当なのかどうかについて、議論が必要と考えている。	<ul style="list-style-type: none"> 基本姿勢は、当社として7項目の回答等を品質保証活動を通じて遵守するための用語として設定する。 基本姿勢の記載の考え方を整理し、約束した内容が反映されているか整理する。 	スライド P.12 添付資料 1 補足資料 1

No	審査会合 実施日	指摘事項	回答	資料
3	2020/6/2	<p>上記に加え、7つの約束等の遵守を担保するため、少なくとも項目3（安全性追求を優先）と項目4（不確実・未確定なリスクへの取り組み）の遵守を担保する以下の取り組みについて、保安規定本文に個別にかつ具体的に明記することを求めたいと考えている。</p> <p>－経営責任者が的確な判断ができるようリスク情報等が報告され、その情報等に基づきそのリスクを顕在化させないための措置を実施することができる体制や業務フロー</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指摘の主旨を踏まえ、リスク管理に関する記載を充実する。具体的には、リスク情報に関する業務フロー及び社長の関与について明確にし、記載する。 	<p>スライド P.21 添付資料2－1 添付資料2－2 添付資料3</p>
4	2020/6/2	<p>東京電力の他発電所の保安規定等の記載については、柏崎刈羽原子力発電所の記載が確定した後に検討することが適切と考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記の通り進める。 	<p>スライド P.31</p>

審査会合における指摘事項

No	審査会合 実施日	指摘事項	回答	資料
5	2020/6/2	「項目4. 不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなくてはならない。」に対して、“世界の運転経験を学ぶ、技術の進歩を学ぶ”というより、安全に関しては先取りしてやるという意欲を示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 安全に関して先取りする意欲を示すよう、基本姿勢の記載を見直すとともに、業務フローの記載を整理した。 	スライド P.32
6	2020/6/2	東電の「対話する」、「関係者の理解」という表現は抽象的。安全に関する重要な決定について透明性を確保するという事実と、説明責任を有するという事実に関して記載してもいいのでは。	<ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえ基本方針の記載を充実する。 外部コミュニケーションの業務プロセスは、新検査制度等で対応した保安規定（5/26認可）記載で十分であることを確認した。 	スライド P.34
7	2020/6/2	保安規定には基本姿勢という形で記載があるが、7つの約束等をどう守っていくのかというのが明確でない。特に項目3, 4に関連して社長の責任がどこにあるのかをわかるように記載していただくことが必要。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者として7つの約束等を遵守する旨を明確に記載する。 どのように遵守するのかについて、基本的な考え方を説明する。 あわせて、項目3, 4に関連して社長の責任について説明する。 	スライド P.36

審査会合における指摘事項

No	審査会合 実施日	指摘事項	回答	資料
8	2020/7/9	【No1にて対応】 平成29年の設置変更許可に際して、東京電力が示した回答文書や委員会での議論等を遵守することを明文で規定すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・7項目、当社の回答及び委員会での議論を遵守する旨を記載する。 	スライド P.11
9	2020/7/9	【No2にて対応】 原子力規制委員会が示した7つの基本的考え方、東京電力が示した回答文書等を確認し、当時の議論のポイントが原子力事業者としての基本姿勢に反映されているのかという観点で、対応関係を表形式で整理して説明すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本姿勢の記載の考え方を整理し、約束した内容が反映されているか整理し、説明する。 	スライド P.12 添付資料 1 補足資料 1
10	2020/7/9	【No4にて対応】 原子力事業者としての基本姿勢に「当発電所にかかわるものに限る」との記載があるが、他発電所の取扱いが柏崎刈羽を議論した後に検討するとしており、福島第一原子力発電所を切り離すことにならないよう記載を削除すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一との関連を維持することを明確にするため、「当発電所にかかわるものに限る」を削除する。 	スライド P.31

No	審査会合 実施日	指摘事項	回答	資料
11	2020/7/9	<p>【No3にて対応】</p> <p>資料中では社長は安全を優先した判断をするとしているが、リスクに対する業務フローでは、「原子力安全への影響を踏まえ」とされていることから、安全を優先した判断となることが明確となるようフローを見直すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全を優先した判断を行うことを業務フローの中で明記する。 	スライド P.27
12	2020/7/9	<p>【No3にて対応】</p> <p>リスク低減の業務フローについて、社長に報告する不確実・未確定な段階のリスクとして、どのような情報が収集の対象となり、どのような体制で収集され、どのような判断基準によって社長に報告されるのか、下部規定の内容を含めて具体的に説明すること。また、リスク情報に基づいて実施される措置について、これまでの取り組みにおいて実際に行われた措置の事例に基づいて説明し、フローに基づく取り組みの実効性を説明すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理に関する業務フローについて、具体的な実施方法とその事例について資料にし、説明する。 	スライド P.24 添付資料 3

審査会合における指摘事項

No	審査会合実施日	指摘事項	回答	資料
13	2020/7/9	【No3にて対応】 重要なリスクの報告の記録や必要な措置の記録の保存期間を5年としているが、不確実・未確定なリスクに対する取組については、原子炉にリスクがある限りにおいては保持しておくべきものであることから、保存期限を見直すこと。	・品質保証の記録として5年と定めたが、原子力発電所がある限り原子カリスクは存在することから保管期間を永久として見直す。	スライド P.28
14	2020/7/9	【No3にて対応】 7つの基本的考え方のうち項目3及び4以外の項目の具体化については本資料では記載されていないが、どのような検討を行った上で具体化を不要と判断したのか。項目それぞれについて、これまでの検討内容と不要とした理由を書面に整理した上で全体的に説明すること。	・他の項目について、項目3, 4のように安全の観点から現状の保安規定に更なる記載が必要か、について確認した結果を説明する。	スライド P.29
15	2020/7/9	【No2にて対応】 社長は、組織に対し基本姿勢を履行するため、品質保証活動を通じて取り組むことを確実にすることを経営責任者等の責任の項目として明記する必要がないか検討すること。	・品質保証活動を通じて確実にすることを記載する。	スライド P.19

No	審査会合実施日	指摘事項	回答	資料
16	2020/7/9	【No3にて対応】 社長の責任の明確化について、事故が起きた際に社長に過失責任を問えるよう、業務プロセス等を作成し、これに対する法律の専門家の見解を署名等を付した書面により示すこと。	<ul style="list-style-type: none"> 法律専門家の見解も踏め、業務プロセス等を作成したことを説明する。あわせて、意見書を添付資料として提出する。 	スライド P.23 添付資料 2
17	2020/7/9	本日の指摘も踏まえ、委員会での指摘事項に対する回答については、関係したものをまとめて答えるのではなく、指摘した事項それぞれに対する回答として整理すること。	<ul style="list-style-type: none"> 指摘事項No1～No7について1件1葉にて作成する。 	スライド 全般
18	2020/8/27	安全上重要な事項の決定に関するプロセスをタイムリーに公開していくというものが、現在の記載で読み取れるのか、再度考えていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 安全上重要な事項、特に今回整備した社長が関与する重要なリスク情報に関して、公表していくことを明確にする。 具体的には、基本姿勢の記載を一部見直すとともに、外部コミュニケーションの一環として取り組むことを記載する。 また、具体的な実施方法等について整理し、説明する。 	スライド P.40 添付資料 3
19	2020/8/27	安全文化を基礎としてという記載には違和感を覚える。再度考えていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 安全文化に関する記載を確認し、記載を見直す。 	スライド P.44

① 許可処分を行った際の原子力規制委員会における議論を踏まえれば、7つの約束等を遵守する旨を保安規定上に明記すること等により、7つの約束等が守られなければ保安規定違反となる記載とすることが最も重要と認識している。2. の申請内容では、7つの約束等を遵守する旨を明記したものとイえるかどうか明確でないため、再検討を求めることとしたい。

- 保安規定に記載された内容は、すべからく遵守すべきもの、という基本的な考え方のもとに記載したが、今回の指摘を踏まえ次の通り第2条基本方針を見直す。
 - 7項目、当社の回答及び委員会での議論（以下「7項目の回答等」という。）を遵守することを直接記載することで明確にする。
 - また、品質保証活動に展開するため、約束した事項のうち重複部分などを除き整理した「原子力事業者としての基本姿勢」を設定する。
 - なお、7項目の回答等の遵守が前提であり、基本姿勢の設定は遵守の範囲を狭くするものではない。

1. 指摘事項 1 への対応（条文案）

第2条 基本方針

当社は、7項目の回答等※で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）を定める。

発電所における保安活動は、基本姿勢に則り、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。

保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。

（以下略）

※：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。

【注釈】

- ・赤字は、8月20日の追加記載
- ・青字は、7月9日時点の追加記載
- ・黒字は、3月30日補正内容、下線箇所は、新検査制度等に対応した保安規定改定箇所（5/26認可）

2. 指摘事項 2 への対応

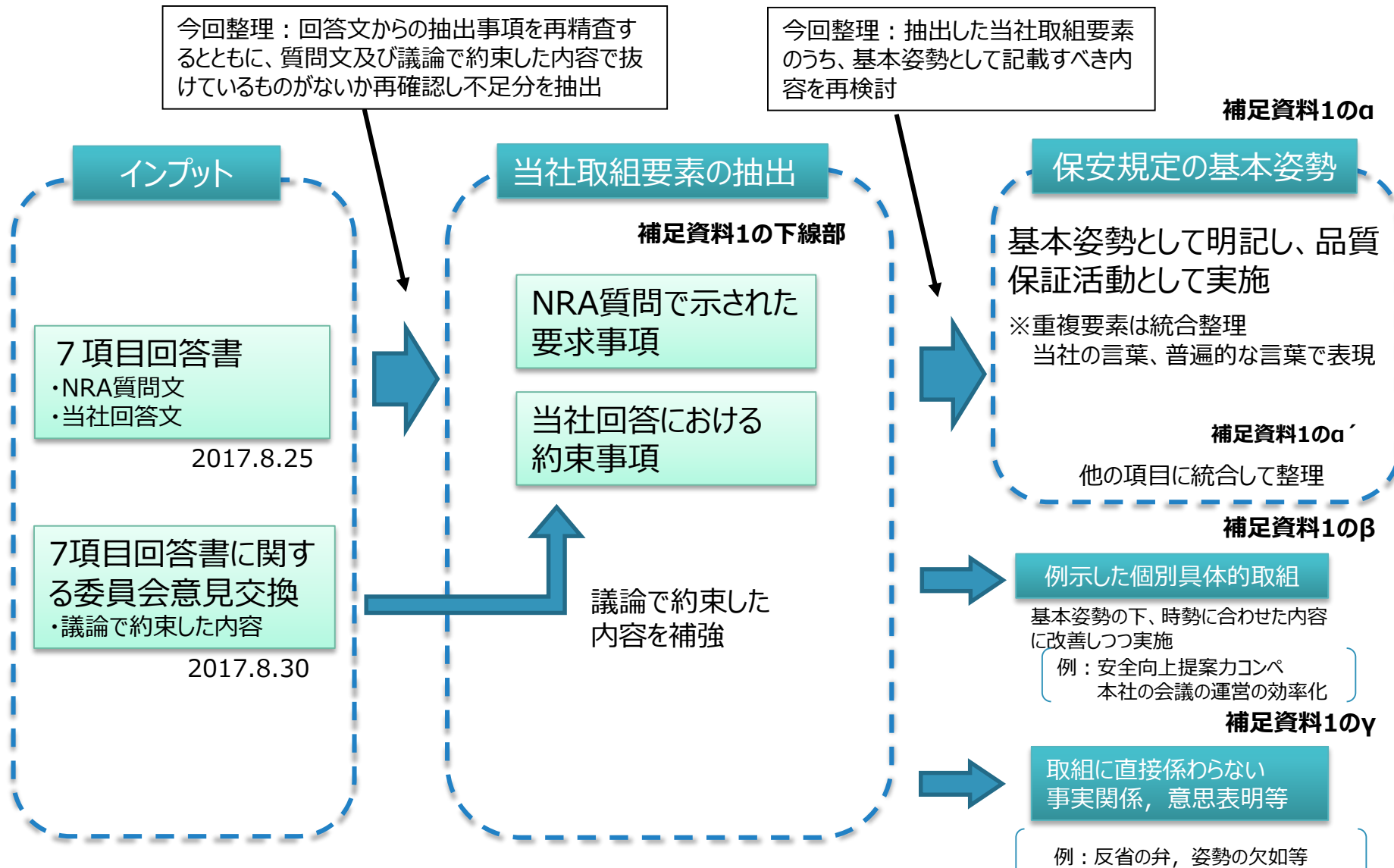
② 7つの約束等が確実に履行されるよう東京電力自らPDCAを回して業務を継続的に改善することは望ましいと考えている。その上で、東京電力は、このような継続的改善を実現するために2. のような申請内容とした（その際、7つの約束等を「原子力事業者としての基本姿勢」という一般的な言葉に置き換えた）と説明しているところ、このような論理構成及び表現が適当なのかどうかについて、議論が必要と考えている。

- ・ 約束した事項を今後の品質保証活動に展開でき、また今回の指摘事項を踏まえ、次の通り記載の考えを整理し基本姿勢を再設定した。（記載のフローは次ページ参照）
 - 7項目は、当社が責任もって果たすべき事項として、当社の言葉に置き換えて記載
 - 当社が文書で回答した事項は、今後の当社の取り組むべき事項を必要に応じて普遍的な言葉で整理して記載（個別具体事項は変化していくことを想定）
 - 委員会での議論で約束した事項は、上記と同様に記載
 - 指摘事項5（石渡委員）、6（伴委員）のご意見も検討し、反映
 - なお、重複記載の削除、記載箇所の統合を実施し、冗長な記載とならないよう留意
- ・ 基本姿勢は上記のとおり作成したものであり、当社として7項目の回答等を品質保証活動を通じて遵守するための用語として設定する。

添付資料 1 参照（詳細検討資料は補足資料 1 参照）

2. 指摘事項 2 への対応

- 以下のフローに従い基本姿勢を作成。



2. 指摘事項 2 への対応

- ・ 当社は、7項目の回答等を遵守するため、主体性をもって取り組むとともに、将来にわたって改善を加えながら取り組む。
- ・ そのため、保安規定の条文においては定めた基本姿勢に基づき、品質保証活動にて具体的な取組に展開し、社長が実施するマネジメントレビューを通じて、継続的にPDCAを回していくこととする。
- ・ この仕組みを次ページの図にて示す。また、この仕組みを第3条品質マネジメントシステムにて展開するため、記載すべき事項を下記の通り整理した。

【記載すべき事項】

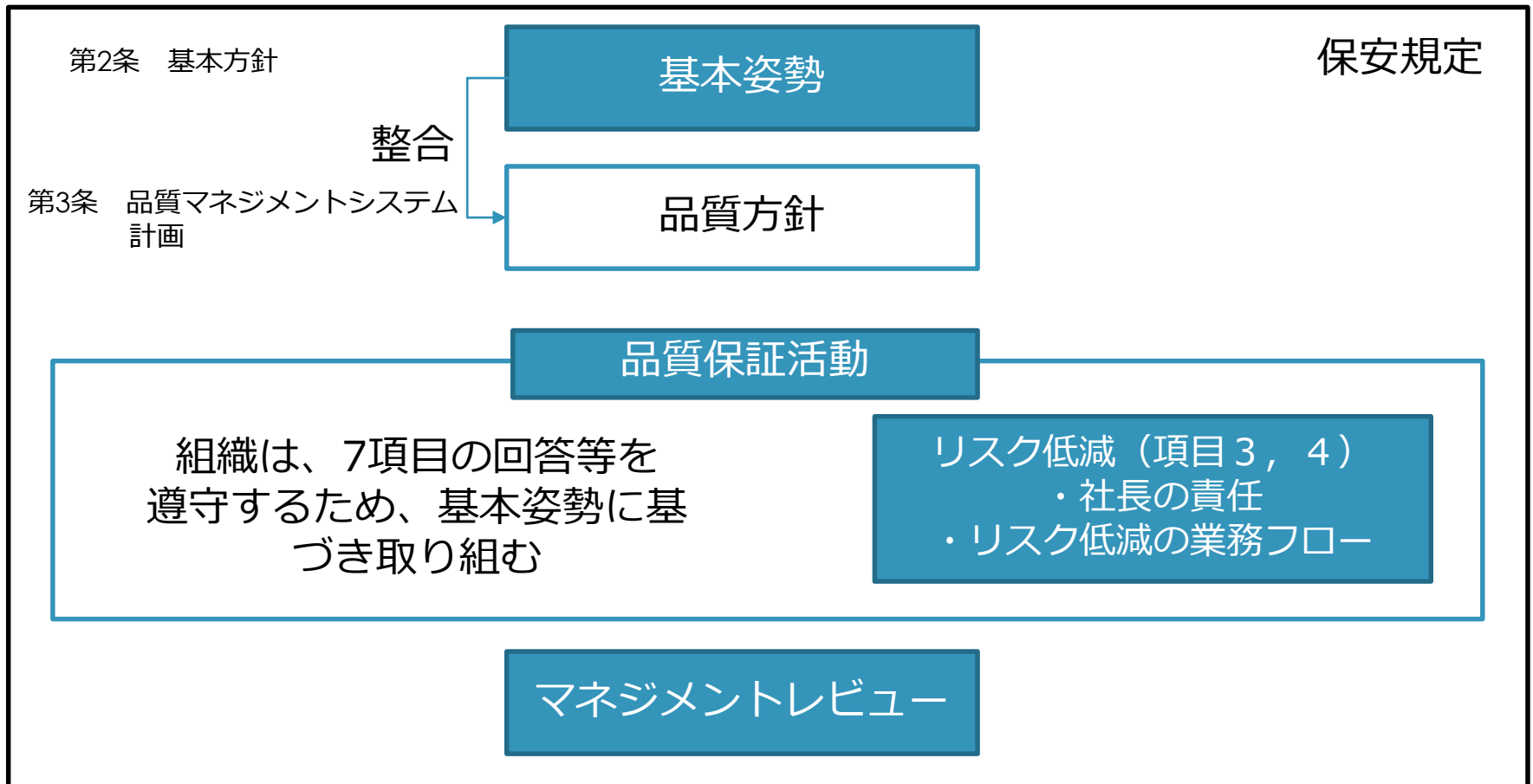
- ・ **社長は**、組織が7項目の回答等を遵守するため**基本姿勢を定める**。
- ・ **社長は**、組織に対し基本姿勢を履行するため、**品質保証活動を通じて取り組む**ことを確実にする。
- ・ **社長は**、組織の活動状況を把握し、**マネジメントレビューを実施**するとともに、必要に応じて**経営としての判断**（例、安全への意思決定、資源の提供）を実施する。

2. 指摘事項 2 への対応

7項目の回答等



7項目の回答等を遵守するため、約束事項を整理



2. 指摘事項 2 への対応（条文案）

第2条 基本方針

当社は、7項目の回答等※で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）を定める。

発電所における保安活動は、基本姿勢に則り、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。

保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。

（以下略）

※：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。

【注釈】

- ・ 赤字は、8月20日の追加記載
- ・ 青字は、7月9日時点の追加記載
- ・ 黒字は、3月30日補正内容、下線箇所は、新検査制度等に対応した保安規定改定箇所（5/26認可）

2. 指摘事項2への対応（条文案）

【原子力事業者としての基本姿勢】

社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、**福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島復興及び賠償をやり遂げる。**

社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。

その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。

1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。

廃炉を進めるにあたっては、**計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。**

2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。

福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な**投資を行い、安全性向上を実現する。**

2. 指摘事項2への対応（条文案）

3. 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。

4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。

社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有するとともに、重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行う。また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。

5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。

現場からの提案、確率論的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等を通じて、自主的にさらなる安全性向上を実現する。

6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。

7. 社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。

現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善することで、安全性向上を実現する。

2. 指摘事項 2 への対応（条文案）

第3条 品質マネジメントシステム計画

5. 経営責任者等の責任

5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによつて実証する。

- a) 基本姿勢を設定し、品質保証活動に展開することを確実にする。
- b) 品質方針を設定する。
- c) 品質目標が設定されることを確実にする。
- d) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。
- e) マネジメントレビューを実施する。
- f) 資源が使用できることを確実にする。
- g) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。

(以下略)

2. 指摘事項 2 への対応（条文案）

5.3 品質方針

社長は、品質方針（健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。）について、次の事項を確実にする。

なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。

- a) 組織の目的及び状況に対して適切である。
- b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。
- c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。
- d) 組織全体に伝達され、理解される。
- e) 適切性の持続のためにレビューされる。
- f) 基本姿勢を含む組織運営に関する方針と統合がとれている。

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

（中略）

(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに基本姿勢、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。

3. 指摘事項 3 への対応

③上記に加え、7つの約束等の遵守を担保するため、少なくとも項目3（安全性追求を優先）と項目4（不確実・未確定なリスクへの取組）の遵守を担保する以下の取組について、保安規定本文に個別にかつ具体的に明記することを求めたいと考えている。

－経営責任者が的確な判断ができるようリスク情報等が報告され、その情報等に基づきそのリスクを顕在化させないための措置を実施することができる体制や業務フロー

1. 項目3（安全性追求を優先）と項目4（不確実・未確定なリスクへの取組）の遵守が確実となるよう以下の取組について、保安規定本文において具体化を図る。

✓ 経営責任者が的確な判断ができるようリスク情報等が報告され、その情報等に基づきそのリスクを顕在化させないための措置を実施することができる体制や業務フロー

2. また、項目3，4以外について現状の保安規定を確認し、更に追加すべき事項があるか検討する。

1. 項目 3, 4 の記載

- 項目 3（安全性追求を優先）と項目 4（不確実・未確定なリスクへの取組）に関する保安規定条文の具体化にあたっては、次の通り整理を行った。
 - ✓ 社長が原子力安全に対して責任を果たせるよう、責任の観点から記載すべき事項を整理する。なお、整理にあたっては法律の考え方について、法律専門家の見解を得る。
 - ✓ 必要な事項をもとに、保安規定の具体的な条文の記載を検討する。
 - ✓ 具体的な条文に対して社内マニュアルが整備され、不確実・未確定なリスクに対して社長が十分に関与できることを確認する。
 - ✓ 当社の教訓として、福島原子力事故を二度と起こさない、という観点から福島原子力事故の教訓についても反映する。

- 保安規定に記載すべき事項は、社長が法的責任を果たす、という観点と項目3（安全最優先）の観点から次の通りとした。（詳細は添付資料2-1参照）
 - ✓ 社長は、重要なリスク情報（不確実・未確定な段階も含む）を把握する。
 - ✓ 社長は、組織に対して業務フロー（マニュアル）を定めさせ、リスクの管理を確実にする。
 - ✓ 重要なリスク情報に対する報告、判断の記録を保管する。
 - ✓ 社長は、重要なリスク情報（不確実・未確定の段階であっても）に対し、安全を最優先した判断を行う。
 - ✓ 社長は、当該リスク情報に対して必要な処置が完了したことの報告を受ける。

[法的責任の観点]

法律専門家からは、保安規定変更案及び当社作成のマニュアルを確認し、法律上の責任の観点からご意見をいただいている。（詳細は添付資料2-2参照）

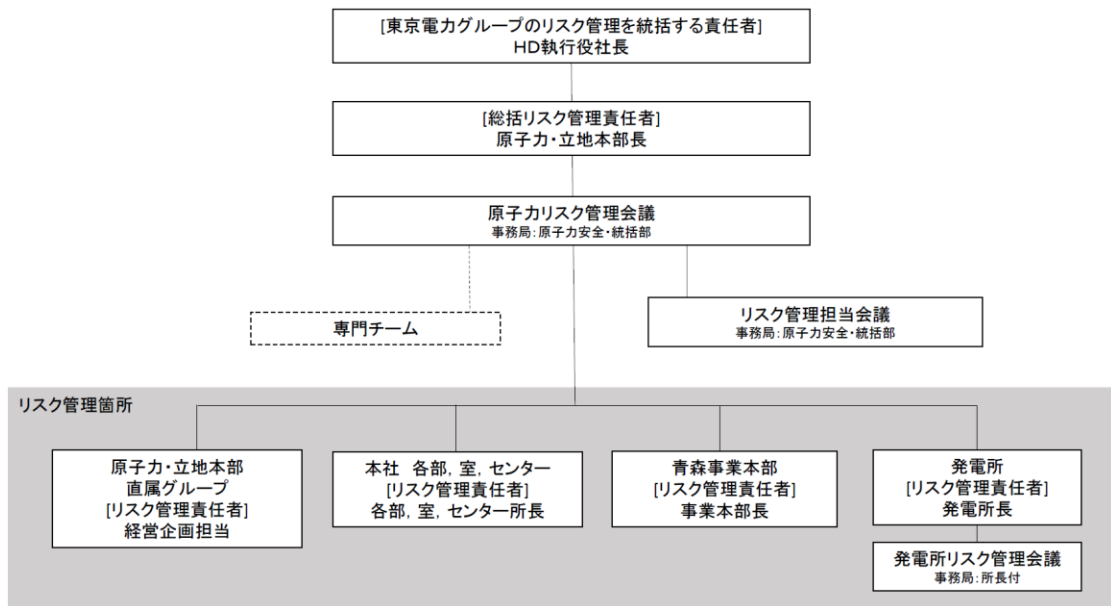
- ✓ 予見可能性の観点から、報告を受ける（知る）ことが重要である。
- ✓ 更に報告する仕組みや記録の作成が定められ実行することで、責任が高まったといえる。

添付資料2参照

3. 指摘事項 3 への対応

(リスク管理の業務内容)

- 当社は「原子カリスク管理基本マニュアル」にてリスク管理体制を定めている。
- 収集するリスク情報は、学協会規格等の知見として整理された情報のほか、不確実・未確定な段階の情報も含まれている。
- 社長へ報告するリスク情報は、原子炉施設における炉心の著しい損傷等を防止するための設計や運用上の想定を超えるおそれがあるものを対象としている。（重要なリスク情報入手時の対応マニュアル）
- 上記の対応を含め、業務フローの具体的内容と事例の詳細を添付資料 3 に示す。



リスク管理体制

添付資料 3 参照

原子カリスク管理
基本マニュアル

重要なリスク情報入手時の
対応マニュアル

リスク管理マニュアル
体系図

3. 指摘事項3への対応

(教訓の反映)

- 福島原子力事故から得た教訓は、当社のリスク管理業務に反映されている。
- 今回の保安規定の記載にあたっては、後述の業務フロー（②～④）として記載している。

<福島第一原子力事故の反省を踏まえたフローへの反映事項>

(1) 経営層のリスクへの認識不足

- ・ 旧原子力経営層は、過酷事故の発生を経営リスクと捉えず、継続的に安全性を高めていく活動を重要な経営課題として明示していなかった。

⇒組織は原子炉施設の設計・開発の想定を超えるおそれがあるリスク情報（重要なリスク情報）を社長へ速やかに報告。**「②リスク情報を速やかに報告」**

(2) 不確かさが大きな自然災害に慎重に対処するという謙虚さが不足

- ・ 知見が十分とは言えない津波に対し、想定を上回る津波が来る可能性は低いと判断し、自ら対策を考えて迅速に深層防護の備えを行う姿勢が足りなかった。
- ・ 津波高さの計算の信頼性に傾注しすぎることなく、発生の可能性が低くても可搬型の電源や注水機能等の深層防護の対策を講じるべきであった。

⇒対応を後回しすることなく安全性を先取りするため、まずリスク緩和措置を実施。

「③リスク緩和措置の実施」

(3) 継続的なリスク低減の努力不足

- ・ 海外の安全性強化策や運転経験の情報を収集・分析して活用したり、新たな技術的な知見を踏まえたりする等の継続的なリスク低減の努力が足りなかった。

⇒初期にリスク情報を入手した際、不足している情報の追加収集をリスク緩和措置と並行して実施し、追加収集した情報を対応策にフィードバック。**「④追加措置の実施」**

3. 指摘事項3への対応（条文案）

第3条 品質マネジメントシステム計画

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

(中略)

(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、原子力安全に係る情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを次の事項により確実にする。

- a)外部及び内部の課題並びに原子力安全に関する要求事項を考慮した、原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事項の抽出
- b)原子力安全に対する影響を防止又は低減する取り組みの計画・実施

別添2に基づき、社長が把握した重要なリスク情報（不確実・未確定な段階を含む）に対して必要な措置を実施し、その記録を維持する（4.2.4参照）。

別添1 2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書

別添2 重要なリスク情報への対応

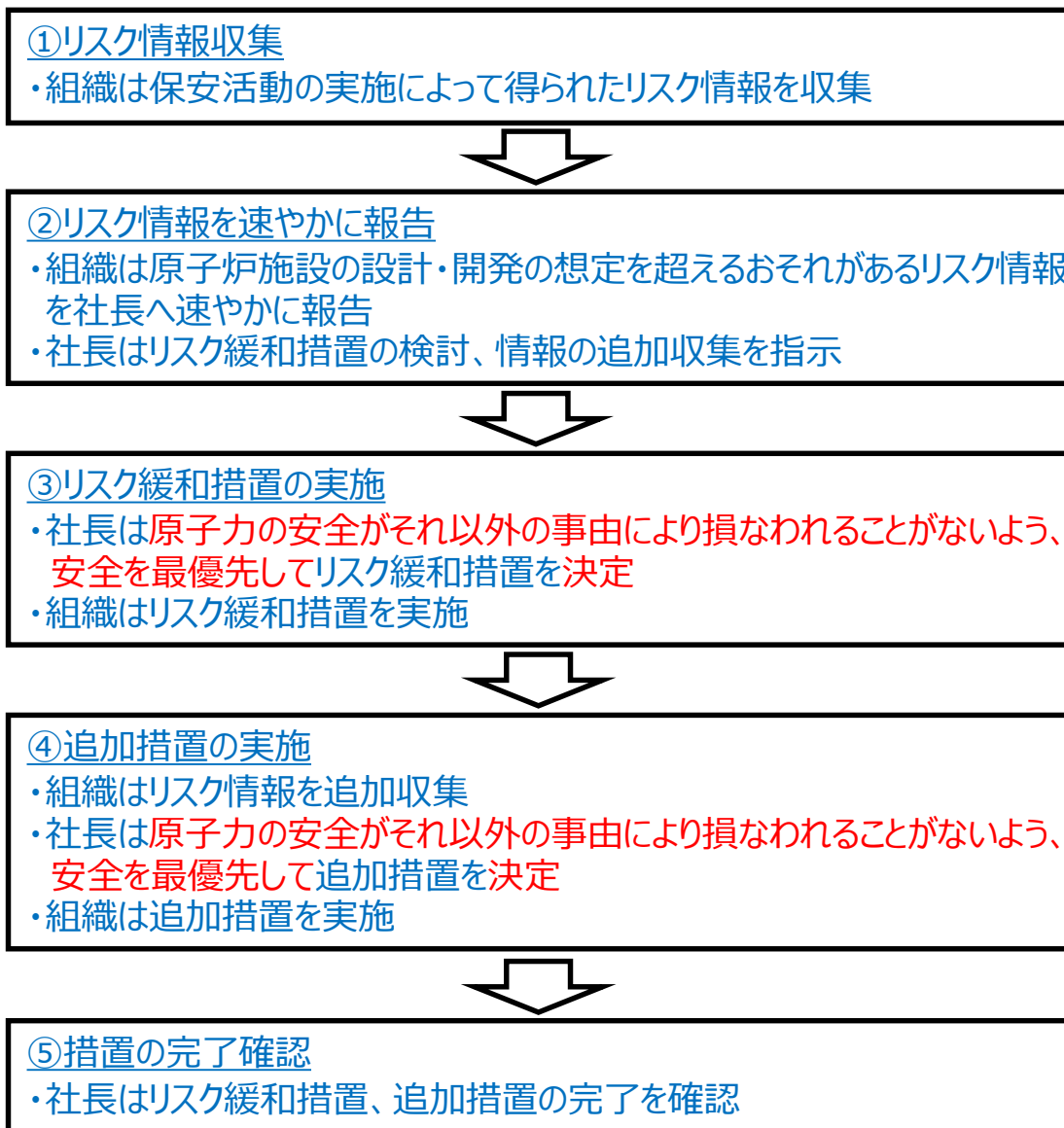
添付1 原子炉がスクラムした場合の運転操作基準
(以下略)

【注釈】

- ・赤字は、8月20日の追加記載
- ・青字は、7月9日時点の追加記載
- ・黒字は、3月30日補正内容，下線箇所は、新検査制度等に対応した保安規定改定箇所（5/26認可）

3. 指摘事項 3 への対応（条文案）

別添 2 : 重要なリスク情報への対応



3. 指摘事項 3 への対応（条文案）

第5条 保安に関する職務

保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。

- (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「**原子力リスク管理基本マニュアル**」及び「**トラブル等の報告マニュアル**」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。

第120条 記録

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
2. 品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録		
(1)重要なリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録	作成の都度	原子炉を廃止するまでの期間

3. 指摘事項3への対応

2. 項目3, 4以外の記載に関する検討

- 項目3, 4については、その要求するリスク低減、安全性確保の達成のため、社長の確実な関与を担保するリスク管理プロセスへ見直すこととし、その考え方を保安規定に追記し定めることとした。
- それ以外について、現状の保安規定下で行っている業務プロセスの十分性を確認した結果、確立済の品質マネジメントシステムを的確に運用することで達成できることを確認した。

	7項目	現状の業務プロセス	十分性の確認結果
1	福島第一の廃炉を主体的に取り組む覚悟と実績	<ul style="list-style-type: none">・ 福島第一の廃炉は中長期実行プランを立案し、定期的に国・自治体とも議論し、見直しを行いながら進めている。・ 個別の活動は、品質目標の中で管理している。	<ul style="list-style-type: none">・ 第3条品質マネジメントシステムに業務プロセスを確立済。 (5.4.1品質目標, 5.6 マネジメントレビュー等)
2	廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽に対する責任を全う	<ul style="list-style-type: none">・ 廃炉に必要な資金は、廃炉積立金制度をもとに確保し、柏崎刈羽への資金についても総合特別事業計画のもと、機構の確認を得ながら対応している。・ その結果としての柏崎刈羽の安全対策の取組状況は、品質目標の中で管理している。	<ul style="list-style-type: none">・ 資金調達に対する制度は確立している。・ 第3条品質マネジメントシステムに業務プロセスを確立済。 (5.4.1品質目標, 5.6 マネジメントレビュー等)

3. 指摘事項3への対応

	7項目	現状の業務プロセス	達成に向けた検討結果
3	安全性追求を優先	スライド22～28のとおり反映	
4	不確実・未確定なリスクへの取組		
5	事業者のさらなる安全性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的安全性向上は、様々な活動の中で、改善を加えながら実施しており、品質目標、未然防止活動等で管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる自主的取組を行うものであるが第3条品質マネジメントシステムに根底となる業務プロセスを確立済。 (5.4.1品質目標、5.6 マネジメントレビュー、8.5改善 等)
6	責任変更となる体制変更を予定しているのであれば、再申請	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可や保安規定の変更のプロセスを明確化し運用中。 ・なお、責任変更となる申請の予定はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6条保安委員会により基本姿勢の下で審議することが明確。
7	異なる意見や知見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・意見・知見の反映は、安全に関する会議などを通じて実施している。 ・社内の情報共有や社外への情報伝達コミュニケーションは経験を踏まえ継続的に改善している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に重要な案件には第6条保安委員会により意見や知見を反映する。 ・第3条品質マネジメントシステムに業務プロセスを確立済。 (7.2.2業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー、5.6 マネジメントレビュー、5.5.4内部コミュニケーション、7.2.3外部コミュニケーション等)

4. 指摘事項 4 への対応

- ④ 東京電力の他発電所の保安規定等の記載については、柏崎刈羽原子力発電所の記載が確定した後に検討することが適切と考えている。

- 柏崎刈羽原子力発電所の保安規定の記載として検討する。
- これまでの第2条の記載案にあった「原子力事業者の基本姿勢（当発電所にかかわるものに限る）」の記載は福島第一との関連を維持することを明確にするため削除する。

- ⑤ 「項目 4. 不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなくてはならない。」に対して、“世界の運転経験を学ぶ、技術の進歩を学ぶ”というより、安全に関しては先取りしてやるという意欲を示していただきたい。

- 安全に関して先取りする意欲を示すよう、基本姿勢の記載を見直すとともに、業務フローの記載でも整理をした。
- 基本姿勢の見直しにおいては、不確実・未確定な段階でもリスクを低減する取組を行うこと、及び社長が自身の責任として重大なリスクに速やかに対処していくことを明記した。

[基本姿勢]

項目 4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。

社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有するとともに、**重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行う。**また、国内外の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。

- リスク低減への具体的な取り組みは、業務フローの各段階の中で次の通り安全の措置を決定し対応する。
 - 国、学会などで示された情報にとどまらず、不確実・未確定な段階の情報も収集する (①)
 - 重要なリスク情報は社長へ速やかに報告する (②)
 - 対応を後回しすることなく安全性を先取りするため、まずリスク緩和措置を実施する (③)
 - 並行して追加情報を収集し、さらに実施すべき措置の要否を確認して必要な追加措置を実施する (④)

(業務フロー図は 27 ページ参照)

6. 指摘事項6への対応

⑥東電の「対話する」、「関係者の理解」という表現は抽象的。安全に関する重要な決定について透明性を確保するということと、説明責任を有するという点に関して記載してもいいのでは。

- 当社として説明責任を果たすことをより一層明確にすべく、基本姿勢の記載を充実する。
- それら外部コミュニケーションの業務プロセスについては、新検査制度及び品管規則に対応した保安規定（5/26認可）で記載を充実しており、基本姿勢の下で、継続的に外部の者の意見を把握しPDCAを回し改善していく。

[基本姿勢]

項目1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。

廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。

6. 指摘事項6への対応

- 関連する保安規定の記載は以下のとおり。新検査制度対応の保安規定で下線部のとおり記載充実。

第3条 品質マネジメントシステム計画

5.5.1 責任と権限

社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による「職制及び職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。

5.6.2 マネジメントレビューのインプット

マネジメントレビューのインプットには、次の情報を含める。

（中略）

b) 原子力安全の達成に関する外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）

7.2.3 外部とのコミュニケーション

組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。

a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法

b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法

c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法

d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

8.2.1 組織の外部の者の意見

組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。

【注釈】・黒字の下線箇所は、新検査制度等に対応した保安規定改定箇所（5/26認可）

7. 指摘事項 7 への対応

⑦保安規定には基本姿勢という形で記載があるが、7つの約束等をどう守っていくのかというのが明確でない。特に項目3, 4に関連して社長の責任がどこにあるのかをわかるように記載していただくことが必要。

・第2条基本方針に7項目の回答等を遵守することを直接記載することで明確にする。

・当社は、7項目の回答等を遵守するため、主体性をもって取り組むとともに、将来にわたって改善を加えながら取り組む。

・そのため、保安規定の条文においては定めた基本姿勢に基づき、品質保証活動にて具体的な取組に展開し、社長が実施するマネジメントレビューを通じて、継続的にPDCAを回していくこととする。

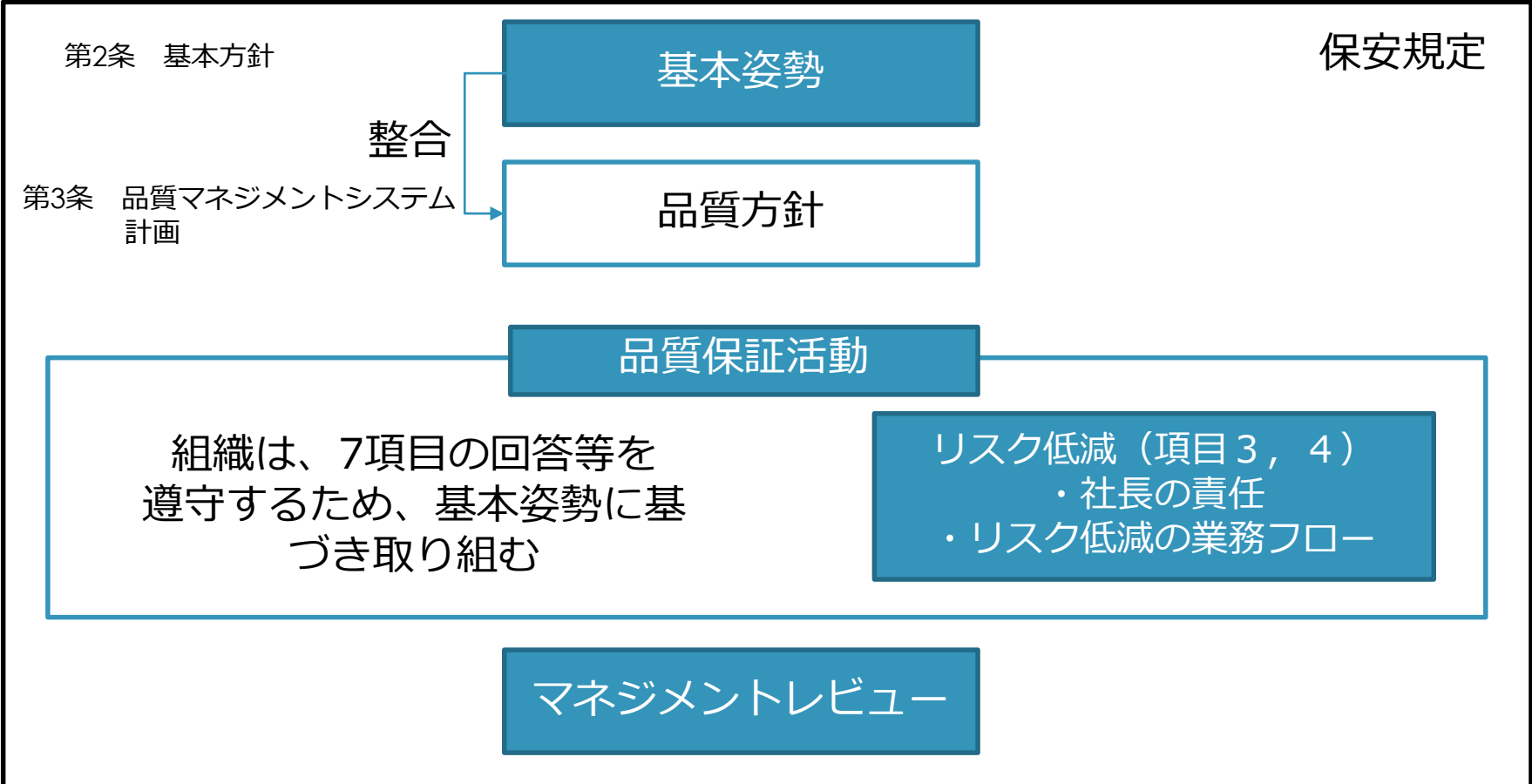
(仕組みのイメージは次ページ参照)

7. 指摘事項 7 への対応

スライド 1 5 再掲

7項目の回答等

7項目の回答等を遵守するため、約束事項を整理



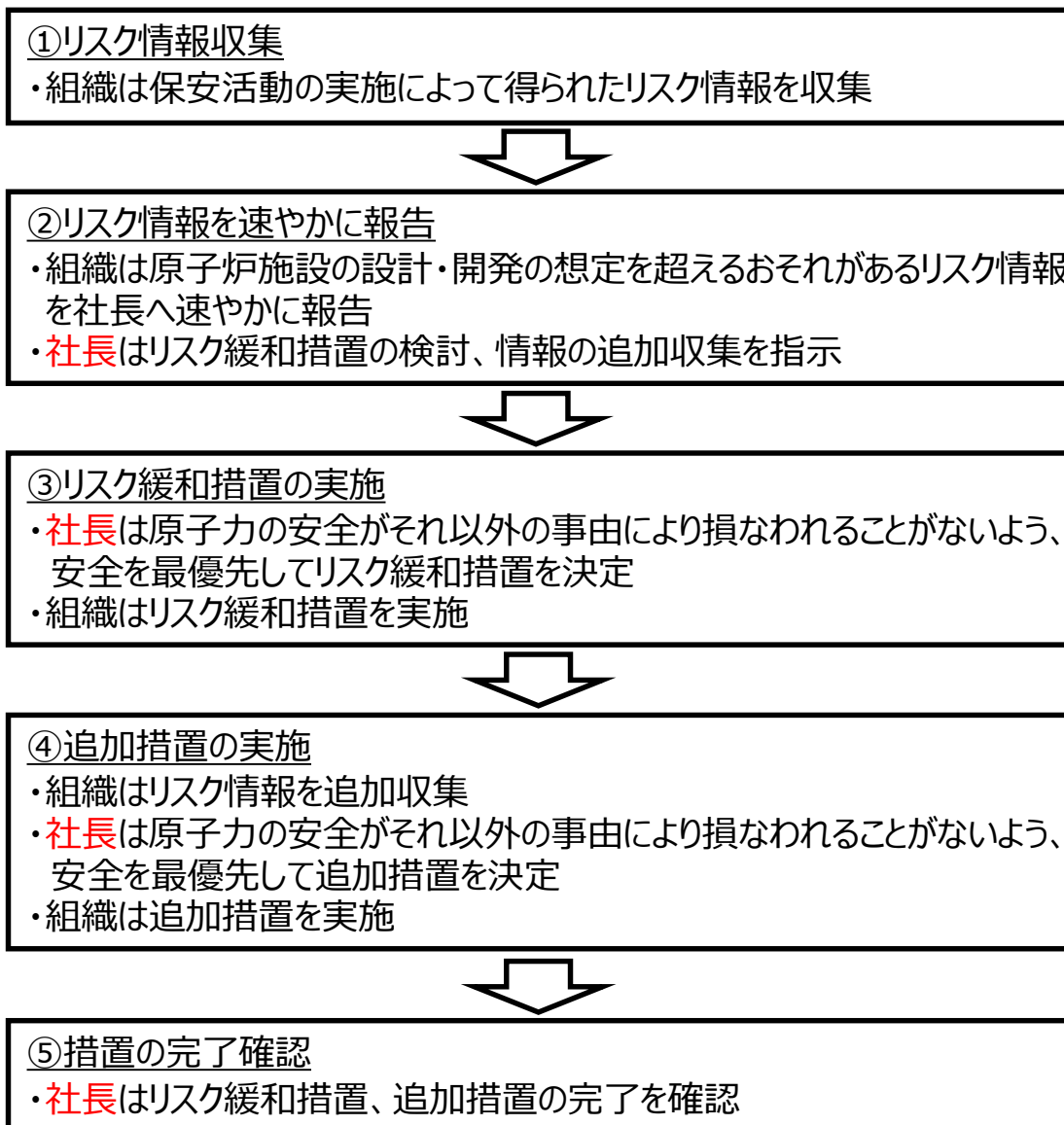
7. 指摘事項 7 への対応

⑦保安規定には基本姿勢という形で記載があるが、7つの約束等をどう守っていくのかというのが明確でない。特に項目3, 4に関連して社長の責任がどこにあるのかをわかるように記載していただくことが必要。

- ・項目3、4については、原子力安全に関する重要なリスク情報の観点から業務フローの具体化を図っており、その中で社長の責任として、情報を把握し必要な措置を実施することについて明確化を図っている。

(業務フロー図は次ページ参照)

別添 2 : 重要なリスク情報への対応



⑧安全上重要な事項の決定に関するプロセスをタイムリーに公開していくというのが、現在の記載で読み取れるのか、再度考えていただきたい。

- 当社は、安全上重要な事項の情報公開として、トラブル等の発生にあたっては、重要度に応じてタイムリーに公表し、安全に関する取組、対策等についても、社会情勢を勘案しながら公表している。
- 今回のご指摘は、重要なリスク情報に対する社長の責任及び業務フローの明確化は図られたものの、それに付随してその透明性を確保するようご指摘をいただいた。
- 今回の指摘を踏まえ、次の通り保安規定条文を見直す。
 - 今回整備した重要なリスク情報に関して公表していくことを基本姿勢にて明確にする。（第2条 基本方針）
 - 具体的な運用に展開されるよう、外部コミュニケーションの中に要求事項として記載する。（第3条 品質マネジメントシステム計画）
- 上記に関連し、具体的な業務内容を添付資料3に反映する。

第2条 基本方針

【原子力事業者としての基本姿勢】

社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島復興及び賠償をやり遂げる。

社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。

その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。

1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。

廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。

2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。

福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な投資を行い、安全性向上を実現する。

8. 指摘事項 18 への対応（条文案）

3. 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。

4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。

社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有する。重大なリスクを確実にかつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。

5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。

現場からの提案，確率論的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等を通じて、自主的にさらなる安全性向上を実現する。

6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。

7. 社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。

現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善することで、安全性向上を実現する。

【注釈】

・赤字は、9月17日の見直し箇所

第3条 品質マネジメントシステム計画

7.2.3 外部とのコミュニケーション

組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。

- a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法
- b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
- c) 重要なリスク情報への対応（意思決定プロセスを含む。）を組織の外部の者へ速やかかつ確実に提供する方法
- d) 原子力安全に関連する必要な情報（c)を除く。）を組織の外部の者へ確実に提供する方法
- e) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

⑨安全文化を基礎としてという記載には違和感を覚える。再度考えていただきたい。

- 令和2年4月1日の原子力規制検査に係る原子炉等規制法の改正に合わせ、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び同規則の解釈が制定された。
- 保安規定については、同規則及び解釈と整合するよう、第3条（品質マネジメントシステム計画）を変更しており、「健全な安全文化の育成及び維持」については、第3条の中で運用することとしている。
- 第2条（基本方針）については、本法令改正に係る保安規定審査基準の改正において規定要求はなくなっているが、保安規定の構成の観点から条文を残している。
- 指摘頂いた「安全文化を基礎として」という記載については、上記のとおり、第3条において実際に運用するものであり、第3条と整合を図る。

9. 指摘事項 19への対応（条文案）

第2条 基本方針

当社は、7項目の回答等※で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）を定める。

発電所における保安活動は、基本姿勢に則り、**安全文化を基礎とし、**放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、**健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを含めた、**適切な品質保証活動に基づき実施する。

保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。

（以下略）

※：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。

【注釈】

- ・ **赤字**は、9月17日の見直し箇所

第2条 基本方針

当社は、7項目の回答等※で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）を定める。

発電所における保安活動は、基本姿勢に則り、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを含めた、適切な品質保証活動に基づき実施する。

保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。

【原子力事業者としての基本姿勢】

社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。

社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。

その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。

1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。
廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。
2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。
福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な投資を行い、安全性向上を実現する。
3. 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。
4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。
社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有する。重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。
5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。
現場からの提案、確率論的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等を通じて、自主的にさらなる安全性向上を実現する。
6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。
7. 社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。
現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善することで、安全性向上を実現する。

※：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。

第3条 品質マネジメントシステム計画

5. 経営責任者等の責任

5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証する。

a) **基本姿勢を設定し、品質保証活動に展開することを確実にする。**

(中略)

5.3 品質方針

社長は、品質方針（健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。）について、次の事項を確実にする。

なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。

(中略)

f) **基本姿勢を含む組織運営に関する方針と整合がとれている。**

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

(中略)

(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、**原子力安全に係る情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを次の事項により確実にする。**

a) **外部及び内部の課題並びに原子力安全に関する要求事項を考慮した、原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事項の抽出**

b) **原子力安全に対する影響を防止又は低減する取り組みの計画・実施**

別添2に基づき、社長が把握した重要なリスク情報（不確実・未確定な段階を含む）に対して必要な措置を実施し、その記録を維持する（4.2.4参照）。

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

(中略)

(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに**基本姿勢**、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。

7.2.3 外部とのコミュニケーション

組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。

a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法

b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法

c) **重要なリスク情報への対応（意思決定プロセスを含む。）を組織の外部の者へ速やかかつ確実に提供する方法**

d) 原子力安全に関連する必要な情報（c)を除く。）を組織の外部の者へ確実に提供する方法

e) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

第5条 保安に関する職務

保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。

(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「**原子力リスク管理基本マニュアル**」及び「**トラブル等の報告マニュアル**」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。

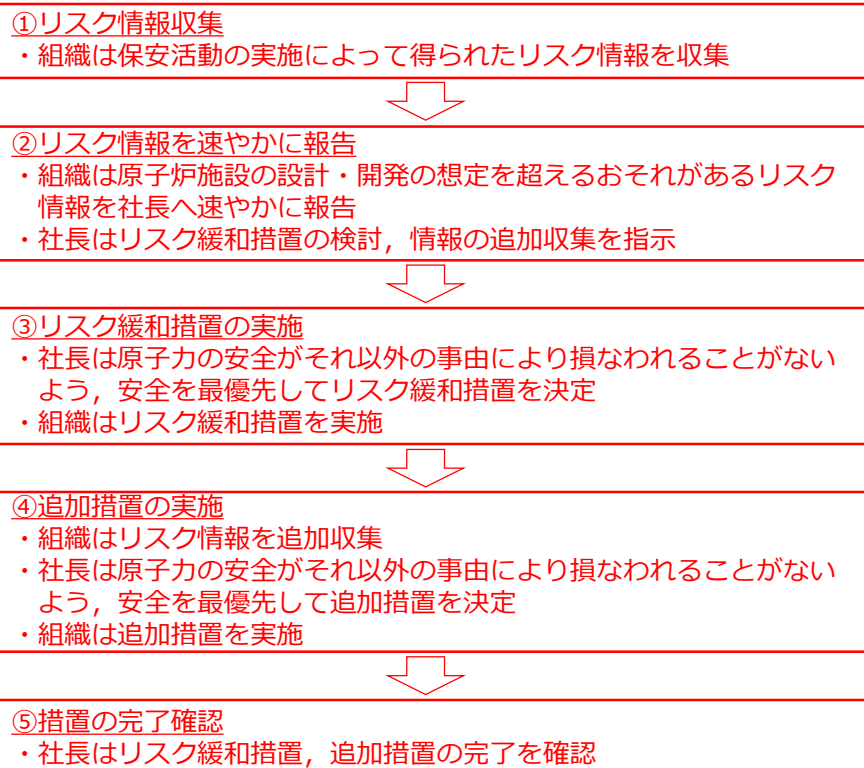
第120条 記録

表120-3※7

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
(中略)		
2. 品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録		
(1) 重要なリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録	作成の都度	原子炉を廃止するまでの期間
(2) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年
(中略)		

【注釈】：赤字は現行からの最終的な変更箇所
 なお、別添1（2017年8月25日
 原子力規制委員会提出文書）は掲載省略

別添2 重要なリスク情報への対応



No	7項目及び当社の回答	基本姿勢の記載案
1	<p>[原子力規制委員会] ① <u>福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格は無い。</u></p> <p>[東京電力の回答] 福島第一原子力発電所の廃炉は、<u>国内外の叡智や、地元をはじめ多くの関係者のご協力を得つつ、当社が主体となり進めます。</u>貴委員会の「<u>福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ</u>」で示されたリスクの低減はもとより、<u>福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めます。</u> <u>福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、進捗に応じて、地元の方々の思いや安心、復興のステップに配慮しつつ、当社は、主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟です。</u> これまでの地元の方との対話から、私が感じているのは、<u>風評被害の払しょくに向けた当社の取組は不十分であり、これまで以上に努力して取り組む必要があるということです。</u><u>当社は、風評被害の対策について、誠意と決意を持って取り組んでまいります。</u> 今後、当社は、<u>風評被害に対する行動計画を作成し、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の場をはじめ、あらゆる機会を捉え、ご説明してまいります。</u>行動計画の作成にあたっては、これまで取り組んできた以下の項目に留まらず、<u>地元の方々のご意見を伺い、幅広く検討してまいります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一廃炉・汚染水対策に関する国内外への情報提供 ・福島県産品の購入等に関する取組 	<p>1. <u>柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉に主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。</u> <u>廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。</u></p> <p>※：点線下線部は、指摘事項6（伴委員からの提言）を踏まえ追加記載</p>
2	<p>[原子力規制委員会] ② <u>福島第一原子力発電所の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原子力発電所に対する事業者責任を全うできる見込みが無いと、柏崎刈羽原子力発電所の運転を再開することはできない。</u></p> <p>[東京電力の回答] 当社は、<u>福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることと、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。</u> 現在審査頂いている柏崎刈羽6/7号機の<u>安全対策</u>については、一定の進捗をみていますが、今後要する<u>資金の手当て</u>については、当社において策定し、主務大臣の認定を受けた新々総合特別事業計画でお示しした計画に基づき、<u>着実に実行してまいります。</u> また、今後、追加で<u>安全対策が必要となる場合は、社長である私の責任で資金を確保いたします。</u></p>	<p>2. <u>福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。</u> <u>福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な投資を行い、安全性向上を実現する。</u></p>
3	<p>[原子力規制委員会] ③ <u>原子力事業については、経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない。</u></p> <p>[東京電力の回答] 当社は、二度と福島第一原子力発電所のような事故を起こさないとの決意の下、<u>原子力事業は安全性確保を大前提</u>とすることを誓います。 私は、<u>安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もありませんし、決していたしません。</u></p>	<p>3. <u>原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[注釈] ・赤字：7月9日以降の追加記載 ・赤下線：反映した取組要素</p> </div>

No	7項目及び当社の回答	基本姿勢の記載案
4	<p>[原子力規制委員会] ④ <u>不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなければならない。</u></p> <p>[東京電力の回答] 福島原子力事故を経験した当社の反省の一つは、知見が十分でない津波に対し、想定を上回る津波が発生する可能性は低いと判断し、津波・浸水対策の強化といった<u>リスク低減の努力</u>を怠ったことです。 この反省を踏まえ、当社は⑤で述べるように<u>世界中の運転経験や技術の進歩に目を開き、謙虚に学んで、リスクを低減する努力を日々継続</u>してまいります。 <u>社長である私は、「安全はこれで十分ということを絶対に思っていない」という最大の教訓を、繰り返し全社員に強く語りかけてまいります。</u></p>	<p>4. <u>不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。</u> <u>社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有するとともに、重大なリスクを確実にかつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。</u> ※：点線下線部は、指摘事項5（石渡委員からの提言）を踏まえ追加記載 網掛け部は、指摘事項18を踏まえ追加記載</p>
5	<p>[原子力規制委員会] ⑤ <u>規制基準の遵守は最低限の要求)でしか無く、事業者自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない。</u></p> <p>[東京電力の回答] 当社は、福島原子力事故に対する深い反省から、<u>原子力の安全性向上について、規制に留まらず、さらなる高みを目指すため、WANO、INPO、JANSIをはじめ各国の団体・企業からの学びを大切に、ベンチマーク等を行い、不断の改善を行ってまいります。</u> <u>日常の運転・保守の改善や、発電所の脆弱性抽出とその対策実施に対して、PRA（確率論的リスク評価）の活用をはじめ、リスクに向き合い安全性を継続的に向上させるための取組を行ってまいります。</u> <u>現場では、過酷事故時に対応するためにハード・ソフトの対策を整備し、これをより実効的なものとするため、訓練を繰り返し実施してまいります。</u> 私は、何よりも、<u>発電所のことをよく知る現場からの提案やリスクへの気づきをこれまで以上に大切に</u>し、原子力・立地本部長の下で、現場からの改善提案を積極的に受け入れる「安全向上提案力強化コンペ」などの取組を強化してまいります。 今後も、優れた改善提案には、優先的にリソースを配分し、さらなる改善を実施してまいります。</p>	<p>5. <u>規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。</u> <u>現場からの提案、確率論的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等を通じて、自主的にさらなる安全性向上を実現する。</u></p>
6	<p>[原子力規制委員会] ⑥ <u>原子力事業に関する責任の所在の変更を意味する体制変更を予定しているのであれば、変更後の体制のもとで柏崎刈羽原子力発電所について再申請すべき。</u></p> <p>[東京電力の回答] 当社は、<u>福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることと、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。</u> 私が社長就任時に表明した原子力事業の組織の在り方は、法人格が変わる分社化ではなく、社内カンパニー化であり、<u>私が原子力安全の責任者であることは変わりません。</u> トップである私の目指す社内カンパニー化は、これまでのような情報共有ミスを防ぐなど、縦割りや閉鎖性を打破し、組織を開くという社内のガバナンス強化が目的であり、<u>炉規制法に基づく審査要件に影響するような責任の所在変更は行いません。</u></p>	<p>6. <u>社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。</u></p>

基本姿勢の見直し結果（7項目との対応）

添付資料 1

No	7項目及び当社の回答	基本姿勢の記載案
7	<p>[原子力規制委員会]</p> <p>⑦ <u>社内の関係部門の異なる意見や知見が、一元的に把握され、原子力施設の安全性向上に的確に反映されなければならない。</u></p> <hr/> <p>[東京電力の回答]</p> <p>当社は、福島原子力事故時の炉心溶融の判定基準の有無に関して誤った説明をしていた問題や、柏崎刈羽 6/7 号機の安全審査対応における問題などの反省から、<u>経営層を含め、各層が日々迅速に情報を共有するとともに、組織横断的な課題などの情報を一元的に共有するための対策を実施してまいります。</u></p> <p>また、<u>発電所と本社経営層の距離をなくすためのコミュニケーションの場を増やし、現場と経営トップが同じ情報を基に、安全を議論</u>できるようにしてまいります。例えば、本社の会議の運営を効率化する等により、私をはじめ経営層が現場に足を運び、直接現場を見て、現場の話を聞く機会を増やしてまいります。</p>	<p>7. <u>社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。</u></p> <p><u>現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善することで、安全性向上を実現する。</u></p>

No	議論内容（抜粋）	基本姿勢の記載案
1	<p>項目 1 [原子力規制委員会] 大きな判断の部分で、あるいは福島第一原子力発電所で起きていることを東京電力という組織として社会に発信しようとするときに、どうしてもまだダメージコントロールをしようとしているようなところがあって、それがかえって、いまだに信用されない東京電力を作っているという印象を持っています。お願いとして、現場や、あるいは福島にかかわる全ての人が希望を持てるような姿勢を是非今後とも示していただきたい。</p> <p>[東京電力の回答] <u>常にそれを反省して、次の安全に対して取り組む姿</u>というのは私も肌で感じて、これをどうにかして引き継ぎ、また、<u>これから長きにわたる廃炉作業にきちんと先頭になって生かしていきたいと考えております。サイトの中だけで閉じていては問題が解決しないということで、風評対策のところまで、これは私が責任を持ってしっかりと取り組むことで、地元の方の復興にも希望を持てるようにということも含めて、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。決意が中心になりますけれども、しっかりと行動で示してまいりたい。</u></p>	<p>1. <u>柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉に主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。</u> 廃炉を進めるにあたっては、<u>計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。</u></p> <p>[項目 4 にも一部反映]</p> <p>4. <u>不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。</u> <u>社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有するとともに、重大なリスクを確実にかつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行う。また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。</u></p>
2	<p>項目 5 [原子力規制委員会] 是非安全の方でもきちんとした目標を設定して、それを実現するように、そういう方向でやっていただきたいというのが私の希望です。</p> <p>[東京電力の回答] 了解いたしました。</p>	<p>5. <u>規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。</u> 現場からの提案、<u>確率論的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等</u>を通じて、<u>自主的にさらなる安全性向上を実現する。</u></p> <p>※：目標管理に関する個別具体事項のため記載しないこととする。</p>
3	<p>項目 5 [原子力規制委員会] 本当に自分の会社の中での技術力をどう高めていって、それをどうするのかというところが大事だと思うのです。⑤の回答の後半に若干その辺のことも書かれていますのですけれども、外からの情報だけではなくて、中でそういう知識も高めて対応することがもっともっと主体的になってもいいのかなと思うのですけれども、いかがですか。</p> <p>[東京電力の回答] 現場の方とも、そういうやり方がどうかというのをよく相談しながら進めてまいりたいと思います。こういった取組を通じて、できるだけ現場に入り込んで、昨日よりも今日、今日よりも明日という安全文化を実現する私のやり方は、なぜこんなことをしているのと、なぜを問うのがすごく大事だと考えております。</p>	<p>5. <u>規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。</u> 現場からの提案、<u>確率論的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等</u>を通じて、<u>自主的にさらなる安全性向上を実現する。</u></p> <p>※：安全文化に関する個別具体事項のため記載しないこととする。</p>

No	議論内容（抜粋）	基本姿勢の記載案
4	<p>項目 1 [原子力規制委員会] 愚直さが必要なのであって、広報上のテクニックを排すること、これが一番大事なのだと思います。これは広報ではなくて、とにかく愚直さをもって発信すること、心配をかけないようにという配慮がかえって不信を呼んでいるのだらうと思います。</p> <p>福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉に当たって、経営トップが大きな判断として突破していかなければいけない大きな問題を、今、具体的なものが挙げられればおっしゃっていただきたいし、そうでなければ、そう時間を置かずにこれに取り組むのだということを示していただく必要があると思う。</p> <p>[東京電力の回答] <u>地元の復興にバイアスにならないように進めなければならないというのが、経営としては一番やらなくてはいけない第一歩ではないかと考えております。その意味で、今日、<u>風評対策について、きちんと主体性を持って取り組みます</u>ということで、これは地元の方々だけではなく、例えば、流通、それから、消費者に至るところまでフィールドを広げて、しっかりとした行動計画を立ててまいりたい。</u></p> <p>経営資源の配分というのが経営トップの非常に大事な仕事だと思います。</p>	<p>1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉に主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。</p> <p>廃炉を進めるにあたっては、<u>計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、<u>廃炉と復興を実現する。</u></u></p>
5	<p>項目 1 [原子力規制委員会] <u>廃炉にかかわる中長期ロードマップというのは、もちろん東京電力も加わってはいるけれども、政府の名において作られている。主体性を取り戻すプロセスだと思いますし、民間企業ということを強調されるのであれば、今、東京電力は主体性を取り戻さなければいけない。</u></p> <p>[東京電力の回答] <u>承知いたしました。</u></p>	<p>1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉に主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。</p> <p>廃炉を進めるにあたっては、<u>計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、<u>廃炉と復興を実現する。</u></u></p>

社長の責任の整理

原子力発電所の事故により、社長の刑事上または民事上の責任が問われる場合における主な要件は以下のとおり。

<刑事責任>

(業務上過失致死傷罪等)

- ✓ 予見可能性 危険な事象の発生が予想できたこと
- ✓ 結果回避可能性 予見した事象に対し、その事象が発生する前にその発生を回避できたこと

<民事責任>

(会社に対する善管注意義務違反、第三者に対する損害賠償責任)

- ✓ 危険な事象の発生を基礎づける重要な事実関係・情報を把握していたこと
- ✓ 著しく不合理な判断をおこなったこと(故意・過失により事象の発生回避を怠ったこと)

これらを要約すると

- ① 危険な事象の発生が予見されるような情報を収集し把握すること
- ② その事象が発生することを回避するために対処すること

の2点(内部統制システムの構築・運用を通じて実施するものを含む)において社長は義務を負っていると考えられる。

- 今回の原子力リスクに関する業務フローの検討にあたっては、社長が責任を果たすという観点から記載すべき事項を具体化し、保安規定の条文を検討した。さらに検討した条文は、当社のマニュアルとの関連を整理した。整理にあたっては、当社が定める「重要なリスク情報入手時の対応マニュアル」に基づき実施した。

重要なリスク情報入手時の対応マニュアルの構成

目次

I 総則	1
1 本マニュアルを適用する業務範囲	1
2 本マニュアルの目的	1
3 準拠法令等	1
4 関係するマニュアル	1
5 用語の定義	2
6 責任と権限	4
II 重要なリスク情報入手時の対応事項	6
1 リスク情報収集	6
2 リスク情報を速やかに報告	7
3 リスク緩和措置の実施	8
4 追加措置の実施	9
5 原子炉施設の設計・開発の想定を超える事象が顕在化した際の対応	10
III その他共通事項	11
1 重要なリスク情報入手時の対応の有効性評価	11
2 記録の管理	11
添付-1 特徴整理シート	12
添付-2 RIDM オプションシート	14
添付-3 RIDM において考慮すべき原則	15

社長の責任の整理

社長の責任（義務）	（保安規定に）記載すべき事項	保安規定の記載	マニュアルの記載
<p>① 危険な事象の発生が予見されるような情報を収集し把握すること</p>	<p>・社長は、組織に対して業務フロー（マニュアル）を定めさせ、リスクの管理を確実にする。</p>	<p>第3条 品質マネジメントシステム計画</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>～中略～</p> <p>(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、原子力安全に係る情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを次の事項により確実にする。</p>	<p>・「原子力リスク管理基本マニュアル」において、重要なリスク情報に関する業務は、「重要なリスク情報入手時の対応マニュアル」に基づき実施することを定めている。</p> <p>・リスク情報に関する業務フローは、以下の通り実施することを「重要なリスク情報入手時の対応マニュアル」に定めている。</p>

社長の責任の整理

社長の責任（義務）	（保安規定に）記載すべき事項	保安規定の記載	マニュアルの記載																																																		
			<p>・業務フローに応じた責任者及び役割は次の通り。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">業務ステップ</th> <th style="width: 20%;">責任者</th> <th style="width: 65%;">役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) リスク情報収集</td> <td>知見収集箇所 GM^②</td> <td>① リスク情報を収集 ② 収集したリスク情報が「重要なリスク情報」に該当するかの判断</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(2) リスク情報を速やかに報告</td> <td>知見収集箇所 GM</td> <td>③ 重要なリスク情報を速やかに自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告</td> </tr> <tr> <td>原子力安全 GM</td> <td>④ 知見収集箇所 GM が実施した重要なリスク情報に該当するかの判断の妥当性を確認</td> </tr> <tr> <td>リスク管理担当^④</td> <td>⑤ 知見収集箇所 GM が実施した重要なリスク情報に該当するかの判断の妥当性を確認 ⑥ 重要なリスク情報を速やかに社長及び原子力・立地本部長へ報告</td> </tr> <tr> <td>社長^④</td> <td>⑦ 即時実施事項、リスク緩和措置の立案要否、情報の追加収集を指示</td> </tr> <tr> <td>対策立案実施箇所 GM^⑥</td> <td>⑧ 即時実施事項の実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3) リスク緩和措置の実施</td> <td>対策立案実施箇所 GM</td> <td>⑨ リスク緩和措置の立案、実施</td> </tr> <tr> <td>原子力安全 GM</td> <td>⑩ リスク緩和措置の立案要件^⑦の整理、立案した措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施</td> </tr> <tr> <td>リスク管理担当 社長</td> <td>⑪ リスク緩和措置を社長に提案 ⑫ リスク緩和措置の内容と実施計画を確認し、原子力安全がそれ以外の事由^⑧により損なわれないことがないよう、安全を最優先にしてリスク緩和措置を決定。プラントを運転する上で許容可能なレベルまでのリスク低減をリスク緩和措置の立案、実施により達成することが困難な場合は、プラント停止を決定。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) 追加措置の実施（知見補充計画）</td> <td>知見収集箇所 GM</td> <td>⑬ 知見補充計画を立案し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告</td> </tr> <tr> <td>リスク管理担当</td> <td>⑭ 知見補充計画を社長に提案</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(4) 追加措置の実施（追加情報収集）</td> <td>知見収集箇所 GM</td> <td>⑮ 知見補充計画に基づく追加情報を収集し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告</td> </tr> <tr> <td>原子力安全 GM</td> <td>⑯ 追加情報に基づき、決定したリスク緩和措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施 ⑰ 追加措置の立案要件の整理、立案した追加措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施</td> </tr> <tr> <td>対策立案実施箇所 GM</td> <td>⑱ 追加措置の立案、実施</td> </tr> <tr> <td>リスク管理担当</td> <td>⑲ 追加情報を社長に報告する。 ⑳ リスク緩和措置の妥当性評価結果に応じて、追加措置を社長に提案</td> </tr> <tr> <td>社長</td> <td>㉑ 追加措置の内容と実施計画を確認し、原子力安全がそれ以外の事由^⑧により損なわれないことがないよう、安全を最優先にして追加措置を決定。プラントを運転する上で許容可能なレベルまでのリスク低減を追加措置の立案、実施により達成することが困難な場合は、プラント停止を決定。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(5) 措置の完了確認</td> <td>対策立案実施箇所 GM</td> <td>㉒ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を知見収集箇所が所属する組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告する。</td> </tr> <tr> <td>リスク管理担当</td> <td>㉓ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を社長及び原子力立地本部長に報告する。</td> </tr> <tr> <td>社長</td> <td>㉔ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を確認する。</td> </tr> <tr> <td>(6) 原子炉施設の設計・開発の想定を超える事象が顕在化した際の対応</td> <td>知見収集箇所 GM</td> <td>㉕ 顕在化した事象に係る情報を収集し、当該事象の地域性を考慮し、自組織のリスク管理担当に報告するか判断</td> </tr> </tbody> </table>	業務ステップ	責任者	役割	(1) リスク情報収集	知見収集箇所 GM ^②	① リスク情報を収集 ② 収集したリスク情報が「重要なリスク情報」に該当するかの判断	(2) リスク情報を速やかに報告	知見収集箇所 GM	③ 重要なリスク情報を速やかに自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告	原子力安全 GM	④ 知見収集箇所 GM が実施した重要なリスク情報に該当するかの判断の妥当性を確認	リスク管理担当 ^④	⑤ 知見収集箇所 GM が実施した重要なリスク情報に該当するかの判断の妥当性を確認 ⑥ 重要なリスク情報を速やかに社長及び原子力・立地本部長へ報告	社長 ^④	⑦ 即時実施事項、リスク緩和措置の立案要否、情報の追加収集を指示	対策立案実施箇所 GM ^⑥	⑧ 即時実施事項の実施	(3) リスク緩和措置の実施	対策立案実施箇所 GM	⑨ リスク緩和措置の立案、実施	原子力安全 GM	⑩ リスク緩和措置の立案要件 ^⑦ の整理、立案した措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施	リスク管理担当 社長	⑪ リスク緩和措置を社長に提案 ⑫ リスク緩和措置の内容と実施計画を確認し、原子力安全がそれ以外の事由 ^⑧ により損なわれないことがないよう、安全を最優先にしてリスク緩和措置を決定。プラントを運転する上で許容可能なレベルまでのリスク低減をリスク緩和措置の立案、実施により達成することが困難な場合は、プラント停止を決定。	(4) 追加措置の実施（知見補充計画）	知見収集箇所 GM	⑬ 知見補充計画を立案し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告	リスク管理担当	⑭ 知見補充計画を社長に提案	(4) 追加措置の実施（追加情報収集）	知見収集箇所 GM	⑮ 知見補充計画に基づく追加情報を収集し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告	原子力安全 GM	⑯ 追加情報に基づき、決定したリスク緩和措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施 ⑰ 追加措置の立案要件の整理、立案した追加措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施	対策立案実施箇所 GM	⑱ 追加措置の立案、実施	リスク管理担当	⑲ 追加情報を社長に報告する。 ⑳ リスク緩和措置の妥当性評価結果に応じて、追加措置を社長に提案	社長	㉑ 追加措置の内容と実施計画を確認し、原子力安全がそれ以外の事由 ^⑧ により損なわれないことがないよう、安全を最優先にして追加措置を決定。プラントを運転する上で許容可能なレベルまでのリスク低減を追加措置の立案、実施により達成することが困難な場合は、プラント停止を決定。	(5) 措置の完了確認	対策立案実施箇所 GM	㉒ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を知見収集箇所が所属する組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告する。	リスク管理担当	㉓ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を社長及び原子力立地本部長に報告する。	社長	㉔ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を確認する。	(6) 原子炉施設の設計・開発の想定を超える事象が顕在化した際の対応	知見収集箇所 GM	㉕ 顕在化した事象に係る情報を収集し、当該事象の地域性を考慮し、自組織のリスク管理担当に報告するか判断
業務ステップ	責任者	役割																																																			
(1) リスク情報収集	知見収集箇所 GM ^②	① リスク情報を収集 ② 収集したリスク情報が「重要なリスク情報」に該当するかの判断																																																			
(2) リスク情報を速やかに報告	知見収集箇所 GM	③ 重要なリスク情報を速やかに自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告																																																			
	原子力安全 GM	④ 知見収集箇所 GM が実施した重要なリスク情報に該当するかの判断の妥当性を確認																																																			
	リスク管理担当 ^④	⑤ 知見収集箇所 GM が実施した重要なリスク情報に該当するかの判断の妥当性を確認 ⑥ 重要なリスク情報を速やかに社長及び原子力・立地本部長へ報告																																																			
	社長 ^④	⑦ 即時実施事項、リスク緩和措置の立案要否、情報の追加収集を指示																																																			
	対策立案実施箇所 GM ^⑥	⑧ 即時実施事項の実施																																																			
(3) リスク緩和措置の実施	対策立案実施箇所 GM	⑨ リスク緩和措置の立案、実施																																																			
	原子力安全 GM	⑩ リスク緩和措置の立案要件 ^⑦ の整理、立案した措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施																																																			
	リスク管理担当 社長	⑪ リスク緩和措置を社長に提案 ⑫ リスク緩和措置の内容と実施計画を確認し、原子力安全がそれ以外の事由 ^⑧ により損なわれないことがないよう、安全を最優先にしてリスク緩和措置を決定。プラントを運転する上で許容可能なレベルまでのリスク低減をリスク緩和措置の立案、実施により達成することが困難な場合は、プラント停止を決定。																																																			
(4) 追加措置の実施（知見補充計画）	知見収集箇所 GM	⑬ 知見補充計画を立案し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告																																																			
	リスク管理担当	⑭ 知見補充計画を社長に提案																																																			
(4) 追加措置の実施（追加情報収集）	知見収集箇所 GM	⑮ 知見補充計画に基づく追加情報を収集し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告																																																			
	原子力安全 GM	⑯ 追加情報に基づき、決定したリスク緩和措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施 ⑰ 追加措置の立案要件の整理、立案した追加措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施																																																			
	対策立案実施箇所 GM	⑱ 追加措置の立案、実施																																																			
	リスク管理担当	⑲ 追加情報を社長に報告する。 ⑳ リスク緩和措置の妥当性評価結果に応じて、追加措置を社長に提案																																																			
	社長	㉑ 追加措置の内容と実施計画を確認し、原子力安全がそれ以外の事由 ^⑧ により損なわれないことがないよう、安全を最優先にして追加措置を決定。プラントを運転する上で許容可能なレベルまでのリスク低減を追加措置の立案、実施により達成することが困難な場合は、プラント停止を決定。																																																			
(5) 措置の完了確認	対策立案実施箇所 GM	㉒ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を知見収集箇所が所属する組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告する。																																																			
	リスク管理担当	㉓ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を社長及び原子力立地本部長に報告する。																																																			
	社長	㉔ 即時実施事項、リスク緩和措置、追加措置の完了を確認する。																																																			
(6) 原子炉施設の設計・開発の想定を超える事象が顕在化した際の対応	知見収集箇所 GM	㉕ 顕在化した事象に係る情報を収集し、当該事象の地域性を考慮し、自組織のリスク管理担当に報告するか判断																																																			

社長の責任の整理

社長の責任（義務）	（保安規定に）記載すべき事項	保安規定の記載	マニュアルの記載
	<p>・社長は、重要なリスク情報（不確実・未確定な段階も含む）を把握する。</p>	<p>①リスク情報収集</p> <p>・組織は保安活動の実施によって得られたリスク情報を収集</p>	<p>（１） リスク情報</p> <p>原子力安全に関わる科学的・技術的な情報を含むものであり、事象規模、発生頻度に係る情報を含むもの。リスク情報には、学協会規格等へ反映される前の研究段階における情報であり、「事象の発生頻度が不確実」、あるいは「事象規模や原子力安全への影響度が未確定」な要素を有する情報（以下、「不確実・未確定な段階の情報」という）も含む。リスク情報は以下等から収集する。</p> <p>・学協会規格、審査ガイド</p> <p>・学会論文、自社／電力共研、国内外機関研究</p> <p>・運転経験情報</p> <p>（２） 重要なリスク情報</p> <p>リスク情報のうち、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済み燃料貯蔵プール内の燃料体又は使用済燃料の損傷等（以下、「炉心損傷等」という）に至る可能性が許容できない程度まで上昇している（以下、「原子炉施設の設計・開発の想定を超えるおそれがある」という）こと※¹を推定可能※²な情報を含むもの。</p> <p>※¹ 既許認可に基づく設計若しくは運用、又は自主的安全性向上を目的とした設備の設計若しくは運用の前提となる条件を超える恐れがある場合。具体的には、プラント設計において設定した内の事象若しくは外的事象の発生規模、頻度、プラントへの影響モード、又は当該事象へ対処するための設備又は運用の信頼性が想定と異なる可能性がある場合。</p> <p>※² 情報を客観的に精査した結果、プラント設計又は運用の想定を超える可能性が否定できない場合。</p> <p>１ リスク情報収集</p> <p>基本事項</p> <p>本マニュアルでは、「NE-17-2 新知見情報処理マニュアル」及び「NI-11-1 事故・故障情報処理マニュアル」に基づき収集したリスク情報のうち、「２ リスク情報を速やかに報告」以降の対応を必要と判断したリスク情報を取り扱う。</p> <p>本節では、「NE-17-2 新知見情報処理マニュアル」及び「NI-11-1 事故・故障情報処理マニュアル」に基づき実施する活動のうち、「２ リスク情報を速やかに報告」の必要性を判断するまでの概要を記す。</p> <p>(1) 知見収集箇所 GM は、「NE-17-2 新知見情報処理マニュアル」及び「NI-11-1 事故・故障情報処理マニュアル」に定めるリスク情報を随時収集する。</p> <p>(2) 知見収集箇所 GM は、「NE-17-2 新知見情報処理マニュアル」及び「NI-11-1 事故・故障情報処理マニュアル」に基づき収集したリスク情報を随時確認し、「信頼性」、「緊急性」及び「原子炉施設の設計・開発の想定を超えるおそれがあるか」を判断し、以下の①又は②の対応を実施する。なお、「NE-17-2 新知見情報処理マニュアル」に定めるリスク情報については、随時の確認に加えて、収集したリスク情報を定期的に確認する。</p>

社長の責任の整理

社長の責任（義務）	（保安規定に）記載すべき事項	保安規定の記載	マニュアルの記載
			<p>① 重要なリスク情報に該当すると判断した場合 本マニュアルの「2 リスク情報を速やかに報告」以降の対応を実施する。</p> <p>② 重要なリスク情報に該当しないと判断した場合 「NE-17-2 新知見情報処理マニュアル」, 「NI-11-1 事故・故障情報処理マニュアル」に基づく措置を講ずる。ただし、知見収集箇所 GM は、個別事案の内容（立地地域への影響や社会的関心の大きさ程度等）に応じ、重要なリスク情報に該当しないことの根拠等についてまとめ、「2 リスク情報を速やかに報告」以降の対応を実施する。</p>
	<p>・ 社長は、重要なリスク情報（不確実・未確定な段階も含む）を把握する。</p>	<p>② リスク情報を速やかに報告</p> <p>・ 組織は原子炉施設の設計・開発の想定を超えるおそれがあるリスク情報を社長へ速やかに報告</p>	<p>2 リスク情報を速やかに報告</p> <p>基本事項</p> <p>リスク情報の報告は、即時実施事項の実施要否及びリスク緩和措置の立案要否を決定するために必要な情報を整理した上で、速やかに実施する。詳細は以下のとおり。</p> <p>(1) 知見収集箇所 GM は、<u>重要なリスク情報に該当すると判断した根拠及びその情報の信頼性や炉心損傷等に至る可能性を適切に把握するにあたり不足している項目（以下、「知見拡充計画立案のための項目」という）を自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に速やかに報告する。</u>また、重要なリスク情報でないものの個別事案の内容（立地地域への影響や社会的関心の大きさ等）に応じて自組織のリスク管理担当に報告すべきと判断したリスク情報（以下、「その他リスク情報」という）について、報告すべき情報（重要なリスク情報に該当しないと判断した根拠、既存の対策等）を自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に速やかに報告する。なお、報告は、原則として「添付1：特徴整理シート」を活用して実施するが、速やかな報告を行うためやむを得ず「添付1：特徴整理シート」を用いず別の資料で報告する場合は、同等の内容が含まれることとし、当該資料を記録の対象とする。</p> <p>(2) リスク管理担当及び原子力安全 GM は、重要なリスク情報に関する知見収集箇所 GM からの報告内容を確認し、重要なリスク情報に該当することの判断の妥当性を確認する。また、報告すべき情報（事象の規模、発生頻度、プラントへの影響度）が不足している場合は、関係箇所を追加する等の必要な措置を行い、情報の収集や集約を実施することで、知見収集箇所 GM を支援する。</p> <p>(3) リスク管理担当は、<u>重要なリスク情報及び知見拡充計画立案のための項目を社長まで報告する^{※1}。</u>また、その他リスク情報に関しては、重要なリスク情報に該当しないと判断した根拠や既存の対策等について社長まで報告する。但し、その他リスク情報を報告する過程^{※1}において、個別事案の内容を精査した結果、社長へ報告するに及ばないと判断した場合には、判断者が上位職にその理由を報告し、確認を得る。</p> <p>※1 リスク管理担当→リスク管理責任者（組織長）→総括リスク管理責任者（原子力・立地本部長）→社長</p> <p>(4) 社長は、<u>即時実施すべき事項を決定し、指示をする。また、リスク緩和措置の立案要否及び情報の追加収集を指示する。</u></p>

社長の責任の整理

社長の責任（義務）	（保安規定に）記載すべき事項	保安規定の記載	マニュアルの記載
			<p>(5) リスク管理担当は、重要なリスク情報及びその他リスク情報を社長まで報告した際の報告内容及び決定事項（即時実施事項、リスク緩和措置の立案要否、情報の追加収集）を以下の関係者に共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事象顕在化時に影響を受ける事業所のリスク管理担当 ・ 対策立案実施箇所のリスク管理担当 ・ 原子力安全 GM ・ 知見収集箇所 GM <p>(6) 知見収集箇所 GM は、重要なリスク情報及びその他リスク情報について、社長まで報告した際の報告内容、決定事項及び報告日を「添付 1：特徴整理シート」に記録する。なお、その他リスク情報について、社長への報告を実施しなかった場合は、社長へ報告するに及ばないと判断した理由、判断者及び判断日を「添付 1：特徴整理シート」に記録し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に共有する。</p> <p>(7) 対策立案実施箇所 GM は、直ちに即時実施事項に着手し、知見収集箇所のリスク管理担当及び原子力安全 GM に進捗状況を報告する。</p> <p>(8) リスク管理担当は、即時実施事項の進捗状況を確認する。</p> <p>(9) リスク管理担当は、即時実施事項の完了を、社長に報告する。</p>
		<p>② リスク情報を速やかに報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社長はリスク緩和措置の検討、情報の追加収集を指示 	<p>2 リスク情報を速やかに報告 （4）参照</p>
<p>② その事象が発生することを回避するために対処すること</p>	<p>・ 社長は、重要なリスク情報（不確実・未確定の段階であっても）に対し、安全を最優先した判断を行う。</p>	<p>③ リスク緩和措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社長は原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれることがないように、安全を最優先してリスク緩和措置を決定 	<p>3 リスク緩和措置の実施</p> <p>基本事項</p> <p>リスク緩和措置は、重要なリスク情報に対して、炉心損傷等に至る可能性を許容できる程度まで低減させるために、速やかに立案、決定し、実施する※2。</p> <p>※2 リスク緩和措置の完了期限は、合理的に達成可能な最短の期間で設定する。</p> <p>(1) 原子力安全 GM は、知見収集箇所 GM から報告された情報を踏まえ、対策立案要件及び対策立案実施箇所 GM を整理し、「添付 2：RIDM オプションシート」に反映する。</p> <p>(2) 対策立案実施箇所 GM は、対策立案要件に基づき具体的なリスク緩和措置を検討し、「添付 2：RIDM オプションシート」に反映する。</p> <p>(3) 原子力安全 GM は、対策立案実施箇所 GM が立案したリスク緩和措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施し、リスク管理担当に報告する。</p> <p>(4) リスク管理担当は、RIDM 原則への適合状況を踏まえ、リスク緩和措置及びその実施計画を社長に提案する。</p> <p>(5) 社長は、リスク緩和措置の内容と実施計画を確認し、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれることがないように、安全を最優先にしてリスク緩和措置を決定する。また、プラントを運転する上で許容可能なレベルまでのリスク低減をリスク緩和措置の立案、実施により達成することが困難な場合は、プラントの停止を決定する。</p>

社長の責任の整理

社長の責任（義務）	（保安規定に）記載すべき事項	保安規定の記載	マニュアルの記載
			<p>(6) リスク管理担当は、社長への提案内容及び決定事項を以下の関係者に共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事象顕在化時に影響を受ける事業所のリスク管理担当 ・ 対策立案実施箇所のリスク管理担当 ・ 原子力安全 GM ・ 知見収集箇所 GM <p>(7) 原子力安全 GM は、社長への提案内容、決定事項及び報告日を記録する。</p> <p>(8) 対策立案実施箇所 GM は、速やかにリスク緩和措置に着手し、知見収集箇所が所属する組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に進捗状況を報告する。</p> <p>(9) リスク管理担当は、リスク緩和措置の進捗状況を確認する。</p> <p>(10) リスク管理担当は、リスク緩和措置の完了を社長に報告する。</p>
		<p>③リスク緩和措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織はリスク緩和措置を実施 	<p>3 リスク緩和措置の実施 （8）参照</p>
	<p>・ 社長は、重要なリスク情報（不確実・未確定の段階であっても）に対し、安全を最優先した判断を行う。</p>	<p>④追加措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織はリスク情報を追加収集 	<p>4 追加措置の実施</p> <p>(1) 知見収集箇所 GM は、重要なリスク情報について、知見拡充計画立案のための項目を踏まえて、知見拡充計画を立案し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に報告する。</p> <p>(2) リスク管理担当は、知見拡充計画を社長に提案し、決定事項を知見収集箇所 GM 及び原子力安全 GM に共有する。</p> <p>(3) 知見収集箇所 GM は、社長へ提案した際の内容、決定事項及び報告日を「添付 1：特徴整理シート」に記録し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に共有する。</p> <p>(4) 知見収集箇所 GM は、知見拡充計画に則り追加情報を収集し、追加情報を「添付 1：特徴整理シート」に整理し、自組織のリスク管理担当及び原子力安全 GM に進捗状況を報告する。</p> <p>(5) リスク管理担当は、追加情報収集の進捗状況を確認する。</p> <p>(6) 原子力安全 GM は、追加情報に基づき、決定したリスク緩和措置の妥当性評価を RIDM 原則に基づき実施し、リスク管理担当に報告する。</p> <p>(7) リスク管理担当は、追加情報及び追加情報に基づき決定したリスク緩和措置の妥当性確認結果を確認し、以下のいずれに移行するか判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加措置の実施 <p>移行条件：決定したリスク緩和措置ではリスクが許容可能なレベルまで低減できていないことが明確になった場合。</p> <p>対応事項：追加措置を実施する。（3. リスク緩和措置の「リスク緩和措置」を「追加措置」と読み替えて同様の対応を実施）</p> <p>知見拡充計画に基づく追加情報を継続的に収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加措置の実施不要 <p>移行条件：決定したリスク緩和措置でリスクが許容可能なレベルまで低減できていることが明確になった場合。</p> <p>対応事項：知見拡充計画に基づく追加情報を継続的に収集する。</p>

社長の責任の整理

社長の責任（義務）	（保安規定に）記載すべき事項	保安規定の記載	マニュアルの記載															
	・社長は、重要なリスク情報（不確実・未確定の段階であっても）に対し、安全を最優先した判断を行う。	④追加措置の実施 ・社長は原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれることがないように、安全を最優先して追加措置を決定	3 リスク緩和措置の実施 （5）参照 4 追加措置の実施 （7）参照															
		④追加措置の実施 ・組織は追加措置を実施	3 リスク緩和措置の実施 （8）参照 4 追加措置の実施 （7）参照															
	・社長は、当該リスク情報に対して必要な処置が完了したことの報告を受ける。	⑤措置の完了確認 ・社長はリスク緩和措置、追加措置の完了を確認	3 リスク緩和措置の実施 （10）参照 4 追加措置の実施 （7）参照															
（上記を保管）	・重要なリスク情報に対する報告、判断の記録を保管する。	第 120 条 記録を適正に作成し、保存する。	2 記録の管理 本マニュアルに定める活動における記録の種類及びその保管責任者と保管期間は、下表のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">記録の種類</th> <th style="width: 30%;">保管責任者</th> <th style="width: 40%;">保管期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特徴整理シート※1</td> <td>知見収集箇所 GM</td> <td>原子炉を廃止するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>重要なリスク情報への対策※2の提案に用いた資料</td> <td>原子力安全 GM</td> <td>原子炉を廃止するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>重要なリスク情報への対策※2の決定事項、提案日を記載した記録</td> <td>原子力安全 GM</td> <td>原子炉を廃止するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>重要なリスク情報への対策※2の完了報告、完了日を記載した記録</td> <td>原子力安全 GM</td> <td>原子炉を廃止するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※1 社長への報告内容、決定事項及び報告日を記載 ※2 即時実施事項、リスク緩和措置及び追加措置のこと</p>	記録の種類	保管責任者	保管期間	特徴整理シート※1	知見収集箇所 GM	原子炉を廃止するまでの期間	重要なリスク情報への対策※2の提案に用いた資料	原子力安全 GM	原子炉を廃止するまでの期間	重要なリスク情報への対策※2の決定事項、提案日を記載した記録	原子力安全 GM	原子炉を廃止するまでの期間	重要なリスク情報への対策※2の完了報告、完了日を記載した記録	原子力安全 GM	原子炉を廃止するまでの期間
記録の種類	保管責任者	保管期間																
特徴整理シート※1	知見収集箇所 GM	原子炉を廃止するまでの期間																
重要なリスク情報への対策※2の提案に用いた資料	原子力安全 GM	原子炉を廃止するまでの期間																
重要なリスク情報への対策※2の決定事項、提案日を記載した記録	原子力安全 GM	原子炉を廃止するまでの期間																
重要なリスク情報への対策※2の完了報告、完了日を記載した記録	原子力安全 GM	原子炉を廃止するまでの期間																

島田法律事務所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア West18階
TEL 3217-5100 FAX 3217-5101

東京電力ホールディングス株式会社 御中

令和2年8月11日

意見書

島田法律事務所

弁護士 島田 邦雄

同 瀧本文浩

保安規定変更と貴社社長の責任について

貴社からの〔照会事項〕記載のご照会について、〔意見〕記載のとおり、当職らの意見を述べます。なお、本意見書は〔前提事実〕記載の事実のほか、貴社から提供のありました資料及び説明に基づきます。

〔前提事実〕

貴社は、令和2年3月30日に、原子力規制委員会に対し保安規定変更認可申請を行ったが、これに対し、原子力規制委員会からは、変更後の保安規定（以下「本件保安規定変更案」という）の下で貴社の原子力発電所において事故があった際の貴社代表執行役社長（取締役を兼務。以下「貴社社長」という）の責任についての整理を求められている。現時点での本件保安規定変更案について、現行の保安規定との比較表は別添1のとおりである。また、本件保安規定変更案のとおり保安規定の変更が認可されることを前提に、令和2年8月3日に貴社で改定した「原子力リスク管理基本マニュアル」及び同日に貴社で新たに制定した「重要なリスク情報入手時の対応マニュアル」（以下あわせて「各

マニュアル」という)は、それぞれ別添2及び別添3のとおりである。

[照会事項]

本件保安規定変更案の下で貴社の原子力発電所において事故があった際の貴社社長の責任としてはどのようなものが考えられるか。また貴社社長が貴社の原子力発電所における事故につき責任を負い、事故を防止すべき観点から、本件保安規定変更案は妥当と考えられるか。

[意見]

本件保安規定変更案の下で、貴社原子力発電所において事故があった場合には、事前に貴社社長が重要なリスク情報の報告を受けていたにもかかわらずその義務に反して適切なリスク緩和措置を怠っていたら、貴社社長には、刑事責任及び損害賠償責任が認められることとなる。

貴社社長に上記の義務違反がなかったことを理由にこれらの責任が認められなかったとしても、貴社社長は経営責任を免れるものではない。

そして、本件保安規定変更案では、重要なリスク情報は貴社社長に確実に報告されるべきものとされているから、貴社社長の原子力発電所における事故につき負うべき責任という観点からは妥当性が認められると解される。

[理由]

第1 本件保安規定変更案及び各マニュアルの内容

1 リスク情報の収集・報告

本件保安規定変更案第3条5.4.2では、「(3)社長は、『原子力リスク管理基本マニュアル』に基づき、原子力安全に係る情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを次の事項により確実にする。

- a) 外部及び内部の課題並びに原子力安全に関する要求事項を考慮した、原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事項の抽出
- b) 原子力安全に対する影響を防止又は低減する取り組みの計画・実施」と規定されている。

そして、これを受けた各マニュアルが、リスク情報の収集について規定していることに加え、「原子力リスク管理基本マニュアル」の「II リスク管理

の活動」「3 重要なリスク情報入手時の対応」では、「各リスク管理箇所は、日頃から原子力安全に関わる新知見を収集・活用するとともに、原子炉施設の安全性に甚大な影響を与える可能性がある知見を入手した場合には、不確実・未確定な段階でも HD 執行役社長に速やかに報告し、指示に基づき対応する。」とされており、その規定上、報告対象である「原子炉施設の安全性に甚大な影響を与える可能性がある知見」については、報告に例外は定められておらず、すべからず貴社社長に報告されることとなっている。また、「重要なリスク情報入手時の対応マニュアル」では、業務フローに応じた責任者及び役割が定められ、その「II 重要なリスク情報入手時の対応事項」「2 リスク情報を速やかに報告」でも、「(3) リスク管理担当は、重要なリスク情報及び知見拡充計画立案のための項目を社長まで報告する。」と規定されている。

1

2 リスク緩和措置の実施

貴社社長は、かかる報告を受けた場合には、「別添2に基づき、社長が把握した重要なリスク情報（不確実・未確定な段階を含む）に対して必要な措置を実施」（本件保安規定変更案第3条5.4.2(3)）し、「重要なリスク情報に対して、炉心損傷等に至る可能性を許容できる程度まで低減させるために、速やかに立案、決定し、実施することとされている（「重要なリスク情報入手時の対応マニュアル」「II 重要なリスク情報入手時の対応事項」「3 リスク緩和措置の実施」）。

3 記録の作成・保管

さらに、本件保安規定変更案第120条では、重要なリスクの報告及び判断を作成の都度記録すべきことが規定されており、その詳細については、「重要なリスク情報入手時の対応マニュアル」の「II 重要なリスク情報入手時の対応事項」「2 リスク情報を速やかに報告」や「III その他共通事項」「2 記録の管理」に規定されている。

¹ 「重要なリスク情報」とは、リスク情報のうち、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済み燃料貯蔵プール内の燃料体又は使用済燃料の損傷等（以下、「炉心損傷等」という）に至る可能性が許容できない程度まで上昇していることを推定可能な情報を含むものであり（「重要なリスク情報入手時の対応マニュアル」I5(2)）、「知見拡充計画」とは、重要なリスク情報を入手した後、当該情報の信頼性や炉心損傷等に至る可能性を適切に把握するため、情報を追加収集することを目的に立案する計画をいう（同I5(3)）。

第2 貴社社長の責任

原子力発電所に事故があった際に貴社社長に生じ得る責任には、大別すると、刑事責任、民事責任、いわゆる経営責任がある。このうち、民事責任としては、会社に対する会社法上の責任、生命身体財産に関し被害を被った被害者がある場合の被害者に対する責任がある。また、これら責任相互間の関係においては、刑事責任が認められる場合には民事責任が認められる可能性が高く、仮に刑事責任が認められない場合であっても民事責任が認められることは十分にあり得るうえ、民事責任が認められない場合であっても経営責任が認められることは少なくないと考えられる。したがって、以下においては、この順により検討する。

1 刑事責任

原子力発電所において事故が発生した場合の貴社社長の刑事責任としては、刑法第211条前段の業務上過失致死傷罪に基づく責任が想定される²。同条前段は、「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。」と規定している。

ここで、「業務」とは、「人がその社会的地位に基づき継続反復して行う行為であり、かつ、他人の生命・身体に危害を及ぼすおそれのある行為」であり、「必要な注意を怠り」とは、そのような業務に従事する者について必要とされる注意を怠る、という意味であって、結果の発生を予見できたにもかかわらず、その発生を防止・回避するために適切な措置をとることを怠ることが注意義務違反となる（結果の発生を予見できない場合には刑事責任の基礎を欠くから、過失責任についても問うことはできない）。

ところで、このような過失犯（過失を構成要件とする犯罪）においては、直接結果を惹起した行為者の過失が問題となることが多いが、のみならず、直接の行為者に対して監督的立場にある者の責任（以下「広義の監督過失」という）が問われることもある。

広義の監督過失は2種類の過失に大別され、このうち、直接の過失行為者に対する指揮監督等の不適切さが過失を構成する場合を「監督過失（狭義）」といい、物的設備・人的体制の整備に欠陥のあったことが管理者の過失を構成する場合を「管理過失」と呼んで区別することが一般的である（「大コメ

² 人の健康にかかる公害犯罪の処罰に関する法律（公害罪法）も問題となりえるが、その第3条第1項は、「業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。」と規定しており、業務上過失致死傷罪と同様の議論が妥当する。

ンタール刑法（第3版）」11巻24頁、ホテルニュージャパン火災事件（最高裁平成5年11月25日決定）に関する最高裁判例解説等）。

また、他者が適切な行動を採ることを信頼することができる場合に関する、いわゆる「信頼の原則」（行為者がある行為をなすにあたり被害者その他の第三者が適切な行動をすることを信頼するのが相当な場合には、たとえその被害者その他の第三者の不適切な行動によって結果が発生したとしても、それに対しては責任を負わないとする原則）は、監督過失（広義）が問題となる場合にもその適用が肯定されており、権限において上位の者が下位の者に業務の履行を委任した場合、下位の者が適切にその義務を履行するものと信頼することができる状態にあるときは同人にその履行を任せておくことができるが、そのように信頼することができない事情があるときは、下位の者の履行状況を確認し、下位の者を指揮監督して義務を履行させ又は自らそれを履行すべき具体的義務が発生するとされている（ホテルニュージャパン火災事件についての判例タイムズ解説（835号54頁以下）等）。

したがって、原子力発電所の事故については、過失により直接結果を惹起した行為者のみならず、直接の行為者に対して監督的立場にある者において直接の過失行為者に対する指揮監督等の不適切さが過失を構成する場合や、物的設備・人的体制の整備に欠陥が認められる場合には、なお業務上過失致死傷害罪が成立し得ると考えられる。

2 民事責任（損害賠償責任）

(1) 会社法上の責任

会社法上、貴社社長が負う民事責任は、損害賠償責任であり、責任を負う相手により、以下の各責任がある。

① 会社に対する責任

会社法第423条では「役員等の株式会社に対する損害賠償責任」が定められており、その第1項では、「取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下この節において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」とされている。ここで、「その任務を怠ったとき」にいう「任務」の内容としては、各種法令を遵守することはもとより、法令遵守も含めたいわゆる「善管注意義務」が挙げられる。

ア 善管注意義務

会社法は、「株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う」（第330条）としており、取締役である執行役社長が会社に対し負う義務は委任の規定に拠ることとなる。そして、委任に関する民

法第 644 条によれば、「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」ものとされており、貴社社長は貴社に対し「善管注意義務」を負っている。さらに会社法は、第 355 条で「取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。」と定めており、かかる義務は忠実義務と呼ばれる。もっとも、会社法の施行以前の旧商法に関する議論ではあるものの、忠実義務の規定は、善管注意義務を敷衍し、かつ、一層明確にしたにとどまるとされているので（最高裁昭和 45 年 6 月 24 日判決）、以下においては、忠実義務を善管注意義務に含めて論ずるものとする。

また、指名委員会等設置会社における執行役は、取締役会の決議により委任された事項について業務執行の決定を行う権限を有するところ、会社法は、執行役についても、「指名委員会等設置会社と執行役との関係は、委任に関する規定に従う」（第 402 条第 3 項）と定めており、執行役は取締役と同様に善管注意義務（民法第 644 条）及び忠実義務（会社法第 419 条第 2 項、第 355 条）を負う。取締役会が業務執行の決定を行う場合と、取締役会の決議により委任を受けた執行役が業務執行の決定を行う場合とで善管注意義務の水準を異にすると解する理由はないから、執行役の善管注意義務の内容は原則として取締役の善管注意義務の内容と同じであると解される。

イ 内部統制システムの整備

企業活動は常に様々なリスクにさらされており、株式会社の取締役・執行役は、当該リスクが発現して会社に損害が生じないように、諸リスクを適切に管理する体制を整備しなければならない。ダスキン株主代表訴訟（大阪高裁平成 18 年 6 月 9 日判決）も、「健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスク、例えば、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を整備することを要する」と述べている。

その関係では、貴社社長について、リスクを適切に管理する体制を整備すべき義務も問題になるものと解される。

前掲ダスキン株主代表訴訟（大阪高裁平成 18 年 6 月 9 日判決）が「どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは基本的には経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に、広い裁量を与えられて

いるというべきである」と述べるように、いかなるリスク管理体制が妥当であるかは一義的に決まるものではなく、その整備については経営判断の原則が妥当し、基本的にはこれに従って判断されるものと解される。なお、ここにいう経営判断の原則とは、判断の前提となる情報収集に不足がなく、収集された情報に基づく経営上の判断に著しい不合理が認められない場合には、会社経営者の経営上の判断が尊重されるというものであり、その前提として、十分な情報収集が求められている。

もっとも、特に大企業においては、会社内部組織は複雑となり、それぞれの分業において業務執行をせざるを得ないし（社長が社内のすべての事情を把握しなければならないとか、会社のすべての業務について専門性を有していなければならないというのは非現実的である）、しかもそうすることが組織にとっても合理的・効率的である。貴社における原子力発電所の安全性の問題に関してこれを見れば、（原子力発電所が関係するリスクについては必ずしも専門的知見を有するとは限らない）貴社社長が自ら原子力発電所に関する全ての情報に接してこれにつき検討する場合には、専門的知見を有する組織から提供される情報に基づき判断する場合に比して、かえって適切な評価判断を誤る危険が生じることが懸念される。したがって、他の役職員の業務執行について一定の信頼を認めて組織を活用し、組織としてリスクを評価判断する体制を整えない場合には、組織が適切に機能しないこととなり、効率性と公正性を確保するというコーポレート・ガバナンスの目的にも反することとなりかねない。

この点、原子力発電所のリスクに対する管理は、高度に専門的・技術的な事項であり、専門能力と知識を有すべき専門部署を備える貴社においては、まずは当該専門部署で情報収集・分析、検討が行われることが予定されているものであり、前記の信頼の原則の適用場面であると解される（なお、投資取引に伴うリスクの管理体制が問題となった事案であるが、東京地裁平成16年12月16日判決は、「取締役は、特段の事情のない限り、各部署において期待された水準の情報収集・分析、検討が誠実になされたとの前提に立って自らの意思決定を行うことが許されるというべきである」としている）。この信頼の原則は、疑念を差しはさむべき特段の事情を看過したような場合には認められないから、取締役の善管注意義務を不当に緩和させる結果を招来させるものではない。

② 第三者に対する責任

会社法第429条第1項は「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損

害を賠償する責任を負う。」としている。したがって、貴社社長の職務上の悪意または重過失により原子力発電所の事故を生じ、これにより第三者に損害が発生した場合には、貴社社長はその損害について当該第三者に対し賠償責任を負う。

(2) 不法行為責任

上記の会社法上の責任のほか、民法第709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」としており、貴社社長が故意または過失により原子力発電所の事故を生じ、被害を受けた者がいるときは、貴社社長は当該被害者に対し不法行為に基づく損害賠償責任を負う可能性がある。

3 経営責任

取締役は、刑事責任や損害賠償責任といった法的責任のほか、経営者としての結果に対するいわゆる経営責任（経営者としての適否等評価を含む）を負っている。

第3 本件保安規定変更案の下での貴社社長の責任

1 刑事責任

(1) 本件保安規定変更案に従った情報の報告が行われている場合の責任

前記第1のとおり、本件保安規定変更案及び各マニュアルの下では、貴社社長は、重要なリスク情報についてすべからず（例外なく）必要な情報の報告を受けることになり、その結果、当該重要なリスク情報が原子力発電所の事故に関する予見可能性を含むものである限り、貴社社長は当該事故に関する予見可能性を与えられることになる。そして、貴社社長は、そのような報告を受けた場合には、炉心損傷等に至る可能性を許容できる程度まで低減させるために、速やかに必要なリスク緩和措置を立案、決定し、実施すべきところ、それにもかかわらず必要な措置を怠り、それによって人を死傷させるなどすれば、貴社社長は業務上必要な注意を怠ったとして刑事責任を負うことになると考えられる。

すなわち、当該情報を受領した貴社社長が、当該情報を受領していたにもかかわらず、行うべき行為と異なる行為（不適切な指示等）を過失により行い、またはなすべき行為を怠って、直接、原子力発電所における事故という結果を惹起した場合には、業務上過失致死傷罪が成立し得ることになる。

また、そのような情報を受領しながら、貴社社長において、直接の行為

者に対して過失により指揮監督等において不適切さが認められ、または物的設備・人的体制の整備に過失による欠陥が認められる場合にも、業務上過失致死傷罪が成立し得ることになる。

(2) 本件保安規定変更案の下で情報の報告が行われないリスク

これに対し、本件保安規定変更案の下でも、貴社社長に重要な情報の報告が行われない場合には、貴社社長に刑事責任が生じないこともあり得るが、そのような場合としては、以下の二つの場面が考えられる。しかしながら、実際には、以下のとおり、そのような場面は想定されないものと考えられる。

① 本件保安規定変更案が不十分な場合

そもそも、本件保安規定変更案自体が、貴社社長において必要な情報の報告を受けられる体制になっていなかったとすれば、貴社社長は管理過失に基づく責任を負うこともあり得る。しかしながら、本件保安規定変更案では、リスク情報について広く収集する体制が整えられているうえ、原子力発電所に重大な事故を生じる可能性のある情報は全て（例外なく）貴社社長に報告すべきものとされているから、その規定上、貴社社長に必要な情報が報告されない事態は想定されない。

② 本件保安規定変更案が遵守されない場合

本件保安規定変更案が、必要な情報をすべからず貴社社長に報告すべきものと規定していても、当該規定が貴社内において遵守されない場合には、結果として、必要な情報が貴社社長に報告されない可能性がある。

この場合、下位の者が適切にその義務を履行するものと信頼することができない事情が認められ、そのことを承知しながら貴社社長がこれを放置していた場合には、貴社社長は管理過失に基づく責任を負う可能性がある。

しかしながら、貴社社長に報告すべき情報を敢えて報告せず、その結果として原子力発電所に事故を生じた場合には、当該情報の報告を怠った者には就業規則上で懲戒等の問題が生じることはもとより、自身が民事刑事の責任を問われる可能性が十分に存在し、そうであるとすれば、貴社社内で敢えて報告すべき情報を了知しながら、貴社社長に報告しない事態は、常識的には想定することができない。

さらに、貴社においては、貴社社長はその指揮命令する内部監査部門（内部監査室）を通じて社内規程（本件保安規定変更案を含む）の社内での遵守状況につき監査を行っており、貴社社長はこれを通じて合理的かつ効率的に保安規定を初めとする規程類の遵守の監視状況を把握する体制となっている（仮にこのような管理監督体制が不十分であれば、そのこと自体により貴社社長の責任が認められる余地がある）。そのため、この点から

も保安規定の遵守の体制は確保されているものと解される。

2 民事責任（損害賠償責任）

(1) 会社法上の会社に対する責任

本件保安規定変更案の下で原子力発電所において事故が発生した場合に、貴社社長において、刑事責任の如何にかかわらず、会社法上の会社に対する責任を負うかどうかについては、まず貴社社長が事故の発生を予見できるだけの情報についての報告を受けていたかが問題となる。もっとも、本件保安規定変更案の下では、貴社社長は、重要なリスクについてすべからず必要な情報の報告を受けることとされているところ、貴社社長は、そのような報告を受けた場合には、炉心損傷等に至る可能性を許容できる程度まで低減させるために、速やかに立案、決定し、実施すべきであり、報告を受けてリスクを認識し得たにもかかわらず適切なリスク緩和措置を怠れば、貴社社長は善管注意義務違反による会社法上の責任を免れない。

なお、内部統制システムの整備義務について、前記の信頼の原則に基づき検討すれば、本件保安規定変更案の下では、必要な情報は広く収集されたとうえで貴社社長に報告されることになっており、この観点から明らかに不合理なものとは認められないと考えられる。

(2) 会社法上の第三者に対する責任

本件保安規定変更案の下で原子力発電所において事故が発生した場合に、貴社社長が会社法上の第三者に対する責任（事故被害者に対する責任）を負うか否かは、貴社社長に悪意または重過失が認められるか否かによるところ、本件保安規定変更案の下では、貴社社長は、通常は重要なリスクについて必要な情報の報告を受けることになると思われるから、かかる情報により原子力発電所に事故を生じることを知っていた場合（悪意の場合）や、容易に知り得た場合（重過失の場合）には、被害を受けた第三者に対し損害賠償の責任を負うこととなり得る。

(3) 不法行為責任

本件保安規定変更案の下で原子力発電所において事故が発生した場合に、貴社社長が当該事故により被害を被った被害者に対し民法上の不法行為に基づく損害賠償責任を負うか否かは、貴社社長に当該事故発生について故意または過失が認められるか否かが最も問題となる。しかるところ、本件保安規定変更案の下では、貴社社長は、通常は重要なリスクについて必要な情報の報告を受けることになるから、かかる情報により原子力発電所に事故を生じることを予見することができた場合には、当該事故により被害者の被った損害につき、不法行為に基づく損害賠償責任が肯定されること

は十分に考えられる。

3 経営責任

原子力発電所において重大な事故が発生すれば、貴社に莫大な損害・損失が生じることはもとより、社会的にも大きな非難を受けることは明らかであるから、仮に貴社社長に刑事責任や損害賠償責任が認められなかったとしても、いわゆる経営責任（退任を含む経営者としての責任）は免れないものと考えられる。

第4 本件保安規定変更案の妥当性について

貴社社長の負うべき責任という観点から本件保安規定変更案を検討すると、本件保安規定変更案は、貴社社長が原子力発電所について広くリスク情報の報告を受ける仕組みを構築し、重要なリスク情報についてはすべからず報告を受けることを定めており、原子力発電所における事故について貴社社長の責任を基礎付ける予見可能性を高め、刑事及び民事の責任を負うことにより事故が生じることを防止するという観点からは、妥当性が認められると解される。

また、本件保安規定変更案では、重要なリスクの報告の記録及び判断の記録を行うべきことが規定され、その詳細について、「重要なリスク情報入手時の対応マニュアル」に規定されている（前記第1）。このことは直接に貴社社長の責任の有無に影響するものではないが、事後的な検証可能性を確保することになり、その結果、民事刑事での責任に関する立証（証拠）レベルにおいて、貴社社長に不適切な職務遂行があった場合には記録に基づきその責任を確実に認定し得る仕組みを確保するものであるから、今回の取組みの実効性を高める効果があると考えられる。

第5 結論

以上のとおり、本件保安規定変更案の下で、貴社原子力発電所において事故があった場合には、事前に貴社社長が重要なリスク情報の報告を受けていたにもかかわらずその義務に反して適切なリスク緩和措置を怠っていたら、貴社社長には、刑事責任及び損害賠償責任が認められることとなる。

また、貴社社長に上記の義務違反がなかったことを理由にこれらの責任が認められなかったとしても、貴社社長は経営責任を免れるものではない。

そして、本件保安規定変更案は、原子力発電所における事故について貴社社長の刑事及び民事の責任を基礎付ける予見可能性を高める内容となっているといえるから、貴社社長の負うべき責任という観点からは妥当性が認められる

と解される。

以 上

参考資料

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表

3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
<p>(基本方針) 第2条 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <div data-bbox="192 571 1187 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【注釈】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤字は、追加の記載 ・青字は、3月30日の補正済みの記載 ・黒字の下線箇所は、新検査制度等に対応した保安規定改定箇所(5/26 認可) </div>	<p>(基本方針) 第2条 発電所における保安活動は、<u>原子力事業者としての基本姿勢(当発電所にかかわるものに限る)に則り</u>、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p><u>保安活動における原子力事業者としての基本姿勢は、以下のとおり。</u></p> <p>【原子力事業者としての基本姿勢】 社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓う。 社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。 その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</p> <p><u>1. 福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、地元をはじめ関係者に対して理解を得ながら、廃炉を最後までやり遂げていく。</u></p> <p><u>2. 福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な資金を確保していく。</u></p> <p><u>3. 安全性をおろそかにして経済性を優先することはない。</u></p>	<p>(基本方針) 第2条 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p>	<p>(基本方針) 第2条 <u>当社は、7項目の回答等*で約束した内容について遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」(以下「基本姿勢」という。)を定める。</u> 発電所における保安活動は、<u>基本姿勢に則り</u>、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p><u>保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。</u></p> <p>【原子力事業者としての基本姿勢】 社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、<u>福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。</u> 社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。 その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</p> <p><u>1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。</u> <u>廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。</u></p> <p><u>2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。</u> <u>福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な投資を行い、安全性向上を実現する。</u></p> <p><u>3. 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。</u></p>

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表			
3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
	<p><u>4. 世界中の運転経験や技術の進歩を学び、リスクを低減する努力を継続していく。</u></p> <p><u>5. 原子力発電所の安全性を向上するため、現場からの提案、世界中の団体・企業からの学びなどによる改善を継続的に行っていく。</u></p> <p><u>6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担っていく。</u></p> <p><u>7. 良好な部門間のコミュニケーションや発電所と本社経営層のコミュニケーションを通じて、情報を一元的に共有していく。</u></p> <p><u>※：上記「原子力事業者としての基本姿勢」の作成にあたり、別添に示す「2017年8月25日原子力規制委員会提出文書」を参照している。</u></p>		<p><u>4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取組を実施する。</u> 社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有するとともに、重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行う。 また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。</p> <p><u>5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。</u> 現場からの提案、確率的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等を通じて、自主的にさらなる安全性を実現する。</p> <p><u>6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。</u></p> <p><u>7. 社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。</u> 現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善することで、安全性向上を実現する。</p> <p><u>※：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。</u></p>
<p>(品質保証計画) 第3条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。 b) 品質方針を設定する。 c) 品質目標が設定されることを確実にする。</p>	<p>(品質保証計画) 第3条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。 b) <u>基本姿勢及び品質方針を設定する。</u> c) 品質目標が設定されることを確実にする。</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 経営責任者等の責任 5.1 <u>経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ</u> 社長は、<u>原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証する。</u></p> <p>a) 品質方針を設定する。 b) 品質目標が設定されることを確実にする。 c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持する</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 経営責任者等の責任 5.1 <u>経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ</u> 社長は、<u>原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証する。</u></p> <p><u>a)基本姿勢を設定し、品質保証活動に展開することを確実にする。</u> b)品質方針を設定する。 c)品質目標が設定されることを確実にする。 d)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持す</p>

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表

3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
<p>(中略)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 東京電力の経営理念に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>(中略)</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)a)参照)を設定することを確実にするために、「NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」を定めさせる。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p>	<p>(中略)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 東京電力の経営理念に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>(中略)</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)a)参照)を設定することを確実にするために、「NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」を定めさせる。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p>	<p><u>ことに貢献できるようにすることを確実にする。</u></p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。 e) 資源が使用できることを確実にする。 f) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。</u> g) <u>担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u> h) <u>すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針(健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。)について、次の事項を確実にする。 <u>なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</u></p> <p>a) <u>組織の目的及び状況に対して適切である。</u> b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u> c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u> d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u> e) <u>適切性の持続のためにレビューされる。</u> f) <u>組織運営に関する方針と整合がとれている。</u></p> <p>(中略)</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)b)参照)が設定されることを確実にする。 <u>また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。</u></p>	<p><u>ることに貢献できるようにすることを確実にする。</u></p> <p>e) マネジメントレビューを実施する。 f) <u>資源が使用できることを確実にする。</u> g) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。</u> h) <u>担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u> i) <u>すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針(健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。)について、次の事項を確実にする。 <u>なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</u></p> <p>a) <u>組織の目的及び状況に対して適切である。</u> b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u> c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u> d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u> e) <u>適切性の持続のためにレビューされる。</u> f) <u>基本姿勢を含む組織運営に関する方針と整合がとれている。</u></p> <p>(中略)</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)b)参照)が設定されることを確実にする。 <u>また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。</u></p>

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表			
3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 品質目標に加えて4. 1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れるよう管理する。</p>	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 品質目標に加えて4. 1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れるよう管理する。</p>	<p>a) <u>実施事項</u> b) <u>必要な資源</u> c) <u>責任者</u> d) <u>実施事項の完了時期</u> e) <u>結果の評価方法</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) <u>社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。</u> (2) <u>社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。）を含める。</u> <u>品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u> b) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u> c) <u>資源の利用可能性</u> d) <u>責任及び権限の割り当て</u> (3) <u>社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。</u></p>	<p>a) <u>実施事項</u> b) <u>必要な資源</u> c) <u>責任者</u> d) <u>実施事項の完了時期</u> e) <u>結果の評価方法</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) <u>社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。</u> (2) <u>社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。）を含める。</u> <u>品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u> b) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u> c) <u>資源の利用可能性</u> d) <u>責任及び権限の割り当て</u> (3) <u>社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、原子力安全に係る情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを次の事項により確実にする。</u> <u>a) 外部及び内部の課題並びに原子力安全に関する要求事項を考慮した、原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事項の抽出</u> <u>b) 原子力安全に対する影響を防止又は低減する取り組みの計画・実施</u></p> <p><u>別添2に基づき、社長が把握した重要なリスク情報（不確実・未確定な段階を含む）に対して必要な措置を実施し、その記録を維持する（4.2.4参照）。</u></p>
<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限</p> <p>(中略)</p>	<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限</p> <p>(中略)</p>	<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任と権限</p> <p>(中略)</p>	<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任と権限</p> <p>(中略)</p>

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表

3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
<p>社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の 全社組織による、「Z-10 職制および職務権限規程」に基 づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般</p> <p>(中略)</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改 善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含 む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価 も行う。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューのインプット マネジメントレビューのインプットには、次の情報を 含める。</p> <p>(中略)</p> <p>b)原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</p> <p>(中略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーシ ョンを図るための効果的な方法を「NM-21 外部コミュ ニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p>	<p>社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の 全社組織による、「Z-10 職制および職務権限規程」に基 づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般</p> <p>(中略)</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改 善の機会の評価、並びに<u>基本姿勢</u>、品質方針及び品 質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必 要性の評価も行う。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューのインプット マネジメントレビューのインプットには、次の情報を 含める。</p> <p>(中略)</p> <p>b)原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</p> <p>(中略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーシ ョンを図るための効果的な方法を「NM-21 外部コミュ ニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p>	<p>社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外 の全社組織による「職制及び職務権限規程」に基づく保 安活動への支援を確実にする。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般</p> <p>(中略)</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改 善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含 む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価 も行う。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューのインプット マネジメントレビューのインプットには、次の情報を 含める。</p> <p>(中略)</p> <p>b)原子力安全の達成に関する外部の者の意見（外部 監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合 の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意 見等を含む。）</p> <p>(中略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュ ニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性の ある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」 にて明確にし、実施する。</p> <p>a)組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情 報を通知する方法 b)予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を 得た効果的な連絡方法 c)原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の 者へ確実に提供する方法 d)原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期 待を把握し、意思決定において適切に考慮する 方法</p>	<p>社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外 の全社組織による「職制及び職務権限規程」に基づく保 安活動への支援を確実にする。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般</p> <p>(中略)</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改 善の機会の評価、並びに<u>基本姿勢</u>、品質方針及び品 質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要 性の評価も行う。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューのインプット マネジメントレビューのインプットには、次の情報を 含める。</p> <p>(中略)</p> <p>b)原子力安全の達成に関する外部の者の意見（外部 監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合 の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意 見等を含む。）</p> <p>(中略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュ ニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性の ある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」 にて明確にし、実施する。</p> <p>a)組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情 報を通知する方法 b)予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を 得た効果的な連絡方法 c)原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の 者へ確実に提供する方法 d)原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期 待を把握し、意思決定において適切に考慮する 方法</p>

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表

3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定																																																									
<p>(中略)</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「NM-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。</p>	<p>(中略)</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「NM-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。</p>	<p>(中略)</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見 組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。</p>	<p>(中略)</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見 組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。</p>																																																									
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者（以下「主任技術者」という。）を含む。）から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「<u>原子力リスク管理基本マニュアル</u>」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p>																																																									
<p>(記録)</p> <p>第120条 組織は、表120-1及び表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表 120-2^{**8}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第7条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) マネジメントレビューの結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第7条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	(中略)			2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(中略)			<p>(記録)</p> <p>第120条 組織は、表120-1及び表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表 120-2^{**8}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) マネジメントレビューの結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	(中略)			2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(中略)			<p>(記録)</p> <p>第120条 組織は、表120-1及び表120-3に定める保安に関する記録を適正に作成（表120-1の1.の記録を除く。）し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表 120-3^{**7}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) マネジメントレビューの結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	(中略)			2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(中略)			<p>(記録)</p> <p>第120条 組織は、表120-1及び表120-3に定める保安に関する記録を適正に作成（表120-1の1.の記録を除く。）し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表 120-3^{**7}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) <u>重要なりリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録</u></td> <td>作成の都度</td> <td>原子炉を廃止するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	(中略)			2. 品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録			(1) <u>重要なりリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録</u>	作成の都度	原子炉を廃止するまでの期間
記録（実用炉規則第7条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																																																										
(中略)																																																												
2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録																																																												
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																																										
(中略)																																																												
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																																																										
(中略)																																																												
2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録																																																												
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																																										
(中略)																																																												
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																																																										
(中略)																																																												
2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録																																																												
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																																										
(中略)																																																												
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																																																										
(中略)																																																												
2. 品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録																																																												
(1) <u>重要なりリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録</u>	作成の都度	原子炉を廃止するまでの期間																																																										

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表						
3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定			
			<table border="1"> <tr> <td>(2) マネジメントレビューの結果の記録 (中略)</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> </table>	(2) マネジメントレビューの結果の記録 (中略)	作成の都度	5年
(2) マネジメントレビューの結果の記録 (中略)	作成の都度	5年				
(なし)	(なし)	(なし)	<p>別添2 重要なリスク情報への対応</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>①リスク情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織は保安活動の実施によって得られたリスク情報を収集 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>②リスク情報を速やかに報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織は原子炉施設の設計・開発の想定を超えるおそれがあるリスク情報を社長へ速やかに報告 社長はリスク緩和措置の検討、情報の追加収集を指示 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>③リスク緩和措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 社長は原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれることがないように、安全を優先してリスク緩和措置を決定 組織はリスク緩和措置を実施 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>④追加措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織はリスク情報を追加収集 社長は原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれることがないように、安全を最優先して追加措置を決定 組織は追加措置を実施 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>⑤措置の完了確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 社長はリスク緩和措置、追加措置の完了を確認 </div>			

本マニュアルは、社内業務情報のため、
公開できません。(P. 82～P. 103)

文書名	基本マニュアル（基本・業務一体版）
	原子力リスク管理基本マニュアル
	NI-Z33-25 改 <u>13</u>

2007年 6月14日 施行
2020年8月3日（改定13）

原子力安全・統括部（主管部）

東京電力ホールディングス株式会社

本マニュアルは、社内業務情報のため、
公開できません。(P.105～P.121)

文書名	業務マニュアル
	重要なリスク情報入手時の対応マニ ュアル
	NI-Z33-25-1 改0

2020年 8月 3日施行

原子力安全・統括部（主管部）

東京電力ホールディングス株式会社

添付資料3 リスク管理の業務内容 (rev.2)

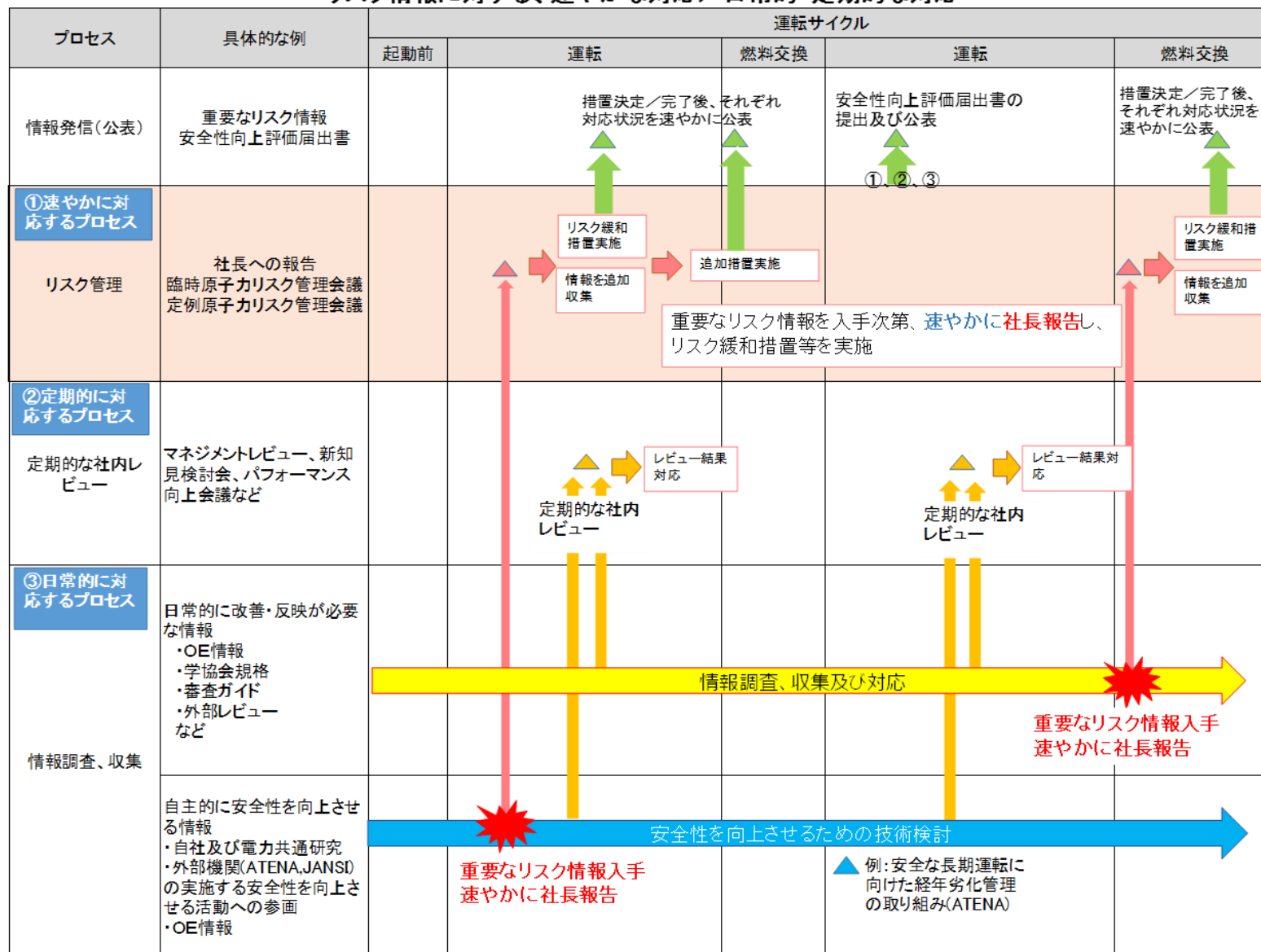
1. リスク情報反映の取り組み(1/2)

＜リスク情報反映の概要＞

- ・リスク情報に関する情報調査、収集及び対応は日常的に実施
- ・日常的な改善事項等は、定期的な社内レビューにて妥当性、プロセスの有効性を確認し、レビュー結果に基づき必要な対応を実施
- ・「原子炉施設の設計・開発の想定を超えるおそれがある情報（不確実・未確定な段階の情報も含む）」を入手した場合には、重要なリスク情報への対応に移行し、速やかに社長へ報告の上、リスク緩和措置等の対応を実施する。併せて、対応状況（措置の内容・実施計画、意思決定プロセス）を速やかに社会へ発信
- ・上記の対応は、運転サイクル毎の安全性向上評価届出書でもとりまとめて提出し、同様に発信

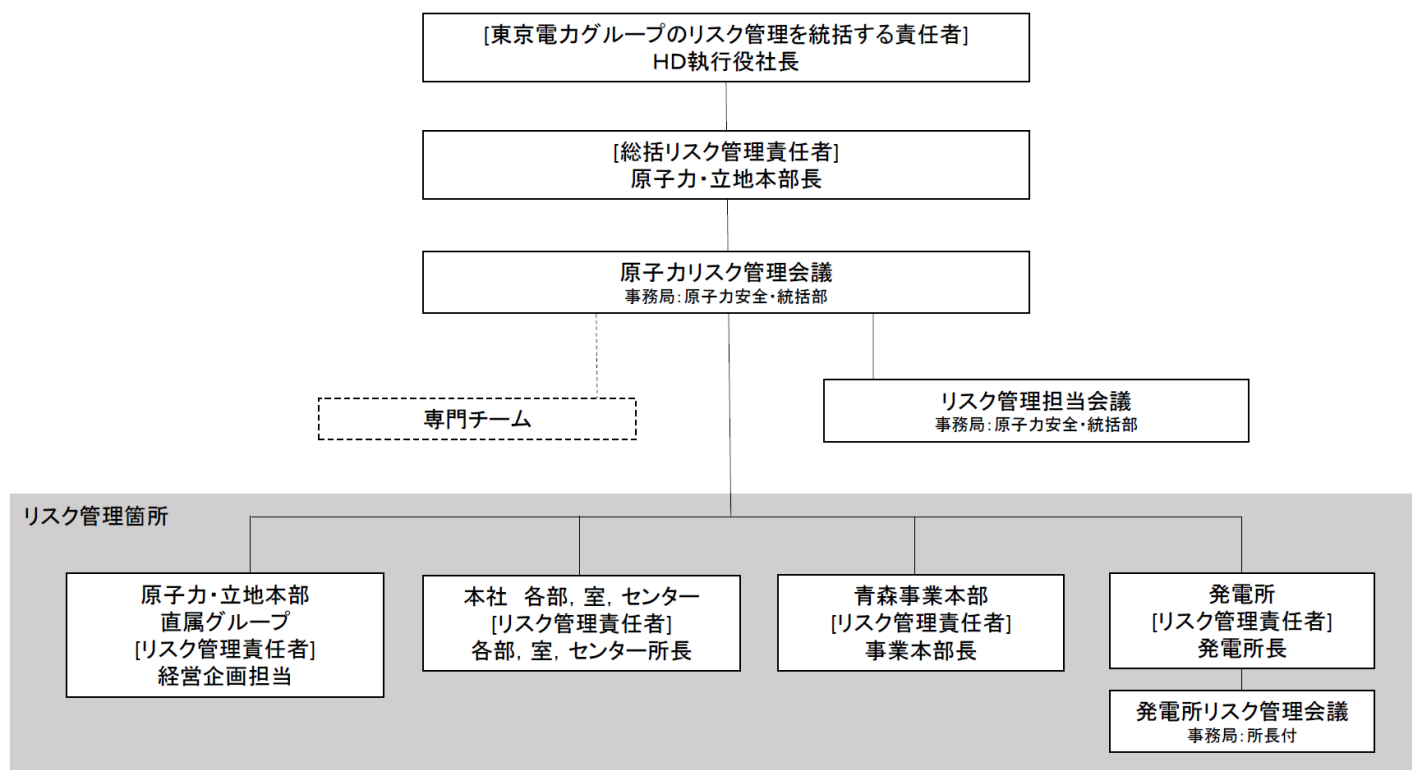
1. リスク情報反映の取り組み(2/2)

リスク情報に対する、速やかな対応／日常的・定期的な対応



2. リスク管理体制（1／3）

- **原子力リスク管理基本マニュアル**: リスク管理に関する基本方針、体制、責任を定める
- **重要なリスク情報入手時の対応マニュアル**: 重要なリスク情報に関する業務を定める
 - － 不確実・未確定な段階の情報も含めて重要なリスク情報への対応を確実にするために、保安規定に記載した内容を具体化したマニュアル
- **社長**は、東京電力グループにおけるリスク管理の統括責任者
 - － 東京電力におけるリスク管理の基本方針の決定、組織・体制の決定、重要なリスク情報入手時の対応決定 等
- **原子力・立地本部長**は、原子力・立地本部における総括リスク管理責任者
 - － 原子力・立地本部におけるリスク管理の基本方針の決定、組織・体制の決定 等



2. リスク管理体制 (2/3)

- **原子力リスク管理会議**は、リスク管理状況を一元的に統括するための部門横断的な組織
年2回の定例開催に加え、案件が発生した場合は臨時開催
(2020年度開催8回:台風への備え、新型コロナウイルス対応等)
 - －原子力・立地本部におけるリスク管理方針の審議、検討
 - －組織・体制の審議、検討
 - －リスク管理の前提となる要件の審議、検討
 - －リスク管理状況の確認
 - －リスクへの対応方針の審議、検討 等

- **専門チーム**は、特定のリスクについて集中的に検討・対応する必要が生じた場合に設置される組織
 - －福島原子力事故の反省の下、稀頻度で影響の大きい事象(ハザード事象)に対する自主的安全性向上のための専門チームを設置
 - ・ハザード30事象について、クリフエッジ性、対応方針等を検討
 - ・ハザード30事象について、大規模損壊事象に対する安全対策等により対処可能であることを確認
 - ・今後新たなリスク(ハザード情報)を入手した場合には、調査を実施し、対策の見直しを検討

- **リスク管理責任者**は、リスク管理箇所(本社各部、発電所)におけるリスク管理を統括
 - －リスク管理に係る組織・体制の決定
 - －重要なリスク情報の収集・評価
 - －リスクへの対応方針の決定
 - －リスク管理活動の推進

- **リスク管理担当**は、リスク管理箇所における日常のリスク管理業務を担当
 - －日常業務の中で重要なリスク情報を収集・評価
 - －リスクの特定・評価、対応方針のとりまとめ、業務計画への反映
 - －リスク管理活動の推進

2. リスク管理体制 (3/3)

マネジメントレビュー実施基本マニュアル

マネジメントレビューにて確認
(実施者:社長)

指示 ↓ 報告(1回/年) ↑

原子力リスク管理会議(主査:原子力・立地本部長)

- ・リスクへの対応方針の審議、検討
- ・リスク管理状況の確認
- ・専門チームが特定のリスクについて集中的に検討、対応

指示 ↓ 臨時、定例報告(2回/年) ↑

リスク管理箇所(責任者:組織長)

リスク管理担当(部長代理級)

- ・リスク管理業務の取り纏め
(リスク情報集約、対応の進捗管理)
- ・リスク管理の推進活動

指示 ↓ 随時報告 ↑

各主管グループ

- ・リスク情報の収集^{※1}、特定、評価、対応及び監視

原子力リスク管理基本マニュアル

社長
東京電力グループにおけるリスク管理を統括

指示 ↓ 速やかに報告^{※2,3} ↑

原子力・立地本部長
原子力・立地本部のリスク管理を統括

重要なリスク情報入手時の対応マニュアル

指示

重要なリスク情報(不確実・未確定な段階含む)を速やかに報告^{※2,3}

- ※1 「4. 当社が収集するリスク情報」参照
- ※2 「6. 社長への報告」参照
- ※3 「9. 社長確認、決定事項」参照

内部監査室:
原子力リスク管理基本マニュアルに基づく活動状況の監査

3. リスク管理方法 (1/3)

各主管グループは、原子力リスク管理基本マニュアルに則り、下記を実施する。

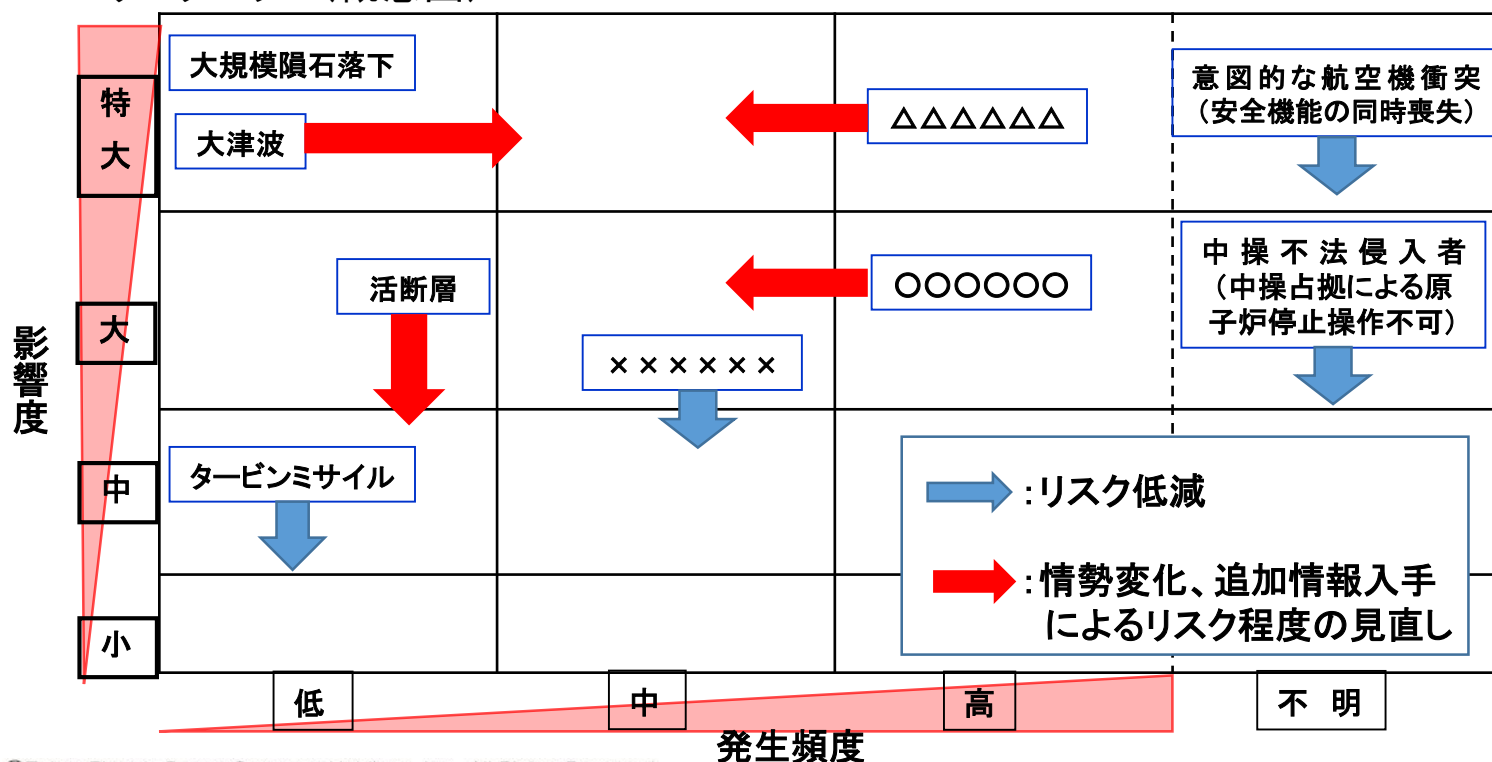
リスク管理 プロセス	主管Gの実施内容
リスク情報の 収集	<ul style="list-style-type: none"> ・担当分野のリスク情報(土木、建築、耐震、安全、機械、電気等)を収集
特 定	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のプラント設計や運用の前提に影響を与える要因を特定
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ・影響の程度、発生頻度に関する情報を確認、又は情報に基づき自ら評価 ・原子力・立地本部大で管理が必要な影響が大きいリスク情報は「リスクマップ(次ページ参照)」へ反映 ⇒原子力リスク管理会議による管理へ移行
対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・「評価」結果に基づき以下の対応を実施 ⇒新たな知見を含む場合は日常の改善、自主的安全性向上として対応 ⇒「重要なリスク情報」の場合は重要なリスク情報入手時の対応マニュアルに従い社長へ速やかな報告等実施 ⇒稀頻度で影響の大きい事象の場合は、大規模損壊事象に対する自主的安全性向上として追加対応要否を検討、追加対応実施
監 視	<ul style="list-style-type: none"> ・情勢変化(安全性への影響、発生頻度等に関する追加情報)を監視 ⇒「対応」内容への影響の有無を確認 ⇒安全性への影響の程度が不明な情報の後報を確認 ⇒発生頻度が不明な情報の後報を確認 (影響が大きな事象の場合は自ら調査) ・情勢変化があった場合は原子力リスク管理会議にて方針を再審議

3. リスク管理方法 (2/3)

リスクマップを活用したリスク管理方法

- ・ 各リスク管理箇所が特定、評価したリスクはリスクマップ上に反映
(社長報告対象である重要なリスクは、リスクマップによる管理の対象)
- ・ 管理対象のリスクへは低減対策を実施(業務計画に紐づけて実施)
- ・ 追加リスク情報や情勢変化を踏まえ、リスクを再評価し、リスク程度の継続的見直し
- ・ リスク低減により、管理対象外となった場合においても追加リスク情報入手により、再度リスクマップ上に反映

リスクマップ(概念図)



3. リスク管理方法 (3/3)

リスク管理 プロセス	具体的な事例への対応		
	台風	日本海溝・千島海溝津波 (1F)	大津波 (稀頻度事象)
リスク情報の 収集	昨年の台風15号、19号等の 被害規模が大きい台風の発生	内閣府が津波評価結果を公 表	過去の大津波のあらゆる発生原 因を調査
特 定	台風進路の不確かさ、昨年の 被害状況、九州等の豪雨を考 慮⇒被害の可能性有り	評価対象エリアに発電所が含 まれるため浸水可能性有り	地震、地滑り、火山、隕石等の事 象により防潮堤高さを超える規模 の大津波は発生し得る
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ・影響：外部電源喪失、外部 溢水による建屋内浸水 ・頻度：今季の発生可能性を 否定できず 	<ul style="list-style-type: none"> ・影響：建設中の防潮堤超過、 放射性物質の流出 ・頻度：推定間隔3～400年 	<ul style="list-style-type: none"> ・影響：安全機能を有する設備 の大部分が浸水、機能喪失 ・頻度：設計基準値を大幅に超 える稀頻度事象
対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力リスク管理会議(6/3、 7/8)にて対応状況確認 ⇒対応手順、資機材、訓練、 昨年の台風被害時の課題 対応済み 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波評価を待たずに切迫性 有りと判断し、訓練強化、資 機材配備 ・詳細な津波評価を実施し、追 加対策要否検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧代替注水系による注水 ・高台配備の可搬SA設備による 注水等大規模損壊時の対応 ・防潮堤フラップゲートで排水 ・事象を想定した訓練
監 視	梅雨における豪雨、今後襲来 する台風による各地への影響 を注視し、追加対応の要否を判 断	現在対応中の内容、今後津波 評価の結果実施する内容が 有効であることを追加情報の 有無を確認することで監視	対応実施の障害に繋がる追加情 報(例：現場の排水能力の実力 不足等)が確認された場合は対 応方針を再検討

4. 当社が収集するリスク情報（1／2）

リスク情報

原子力安全に係る科学的・技術的な情報であり、事象規模、発生頻度に係る情報を含むもの。

不確実・未確定な段階の情報

学協会規格等へ反映される前の研究段階における情報であり、「事象の発生頻度が不確実」、あるいは「事象規模や原子力安全への影響度が未確定」な要素を含むリスク情報。

当社が収集するリスク情報

- ①原子炉施設の設計、運用の前提となる条件に係る内容を含む情報を収集。
 - ・プラント設計において想定した内的事象又は外的事象の発生規模、頻度、プラントへの影響、若しくは設備又は運用の信頼性に係る情報
- ②不確実・未確定な段階の情報を含むものも対象として収集。
 - ・個々の研究や運転経験情報（以降、研究等という）から得られる情報は集積され、学協会規格等へ新知見として取り込まれる。
 - ・**但し、学協会規格等が新知見を取り込むまでに、一般的に数年を要するため、知見化される前の研究等も対象とする。**

※収集するリスク情報の具体例は、次ページ参照

研究	学協会規格 制改訂頻度 1回／数年	審査ガイド 制改訂頻度 1回／数年
自社/電力共研 約30件/年	⇒ 反映	
国内外機関研究 約900件/年	⇒ 反映	⇒ 反映
学会論文 約4万件/年	⇒ 反映	⇒ 反映
運転経験情報 約200件/年	⇒ 反映	⇒ 反映

4. 当社が収集するリスク情報 (2/2)

収集対象項目	情報源(例示)	情報(例示)	備考
安全に係る研究	<ul style="list-style-type: none"> ・自社研究 ・電力共通研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故時におけるよう素挙動に関する研究 ・シビアアクシデント時の放射線水分解に関する研究 	事故時影響評価
運転経験情報	原子力施設情報公開ライブラリー	志賀原子力発電所2号機原子炉建屋への雨水流入	建屋バウンダリ機能の信頼性
確率論的リスク評価を実施するために必要な情報	自社研究	複数号機を対象とした、PRA評価手法の開発	PRA評価
国内外の規格基準情報	原子力発電所耐震設計技術規程(JEAC 4601)	評価方法の精緻化に係る事項	裕度評価
国際機関及び国内外の学会等の情報(自然現象以外)	米国機械学会	電動弁の耐震試験に係る学会関係誌	裕度評価
国際機関及び国内外の学会等の情報(自然現象)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震調査研究推進本部 ・国土地理院 ・日本火山学会 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震活動の長期評価 ・活断層に係る技術資料 ・火山活動年代に係る学会誌 	外部ハザード
現場等からの気づき事項	安全向上提案力強化コンペ	<ul style="list-style-type: none"> ・照明喪失時における設備操作の視認性向上 ・淡水貯水源からの新たな送水ラインの構築 	運用の信頼性向上
外部機関が実施する活動への参画	ATENA	安全な長期運転に向けた経年劣化管理への取組み	経年劣化

5. リスク情報への対応 (1/2)

①リスク情報収集

研究	学協会規格 制改訂頻度 1回/数年	審査ガイド 制改訂頻度 1回/数年
自社/電力共研 約30件/年 ⇒ 反映	⇒ 反映	
国内外機関研究 約900件/年 ⇒ 反映	⇒ 反映	⇒ 反映
学会論文 約4万件/年 ⇒ 反映	⇒ 反映	⇒ 反映
運転経験情報 約200件/年 ⇒ 反映	⇒ 反映	⇒ 反映

※1
安全性・裕度
評価に関連

スクリーニングアウト
(基礎研究、基本原則に係る議論の現状報告、継続的な安全性向上プロセスに係る報告、等)

※1
随時
:各主管Gがリスク情報収集及び評価、対応並びに報告を実施。不確実・未確定な段階の情報は影響度で判断する。判断にあたり、情報が不足している場合には追加収集を実施。
定期確認:原子力設備管理部が定期的リスク管理状況を確認(責任者:原子力設備管理部長)

※1
原子炉施設の設計・開発の想定を超えるおそれあり

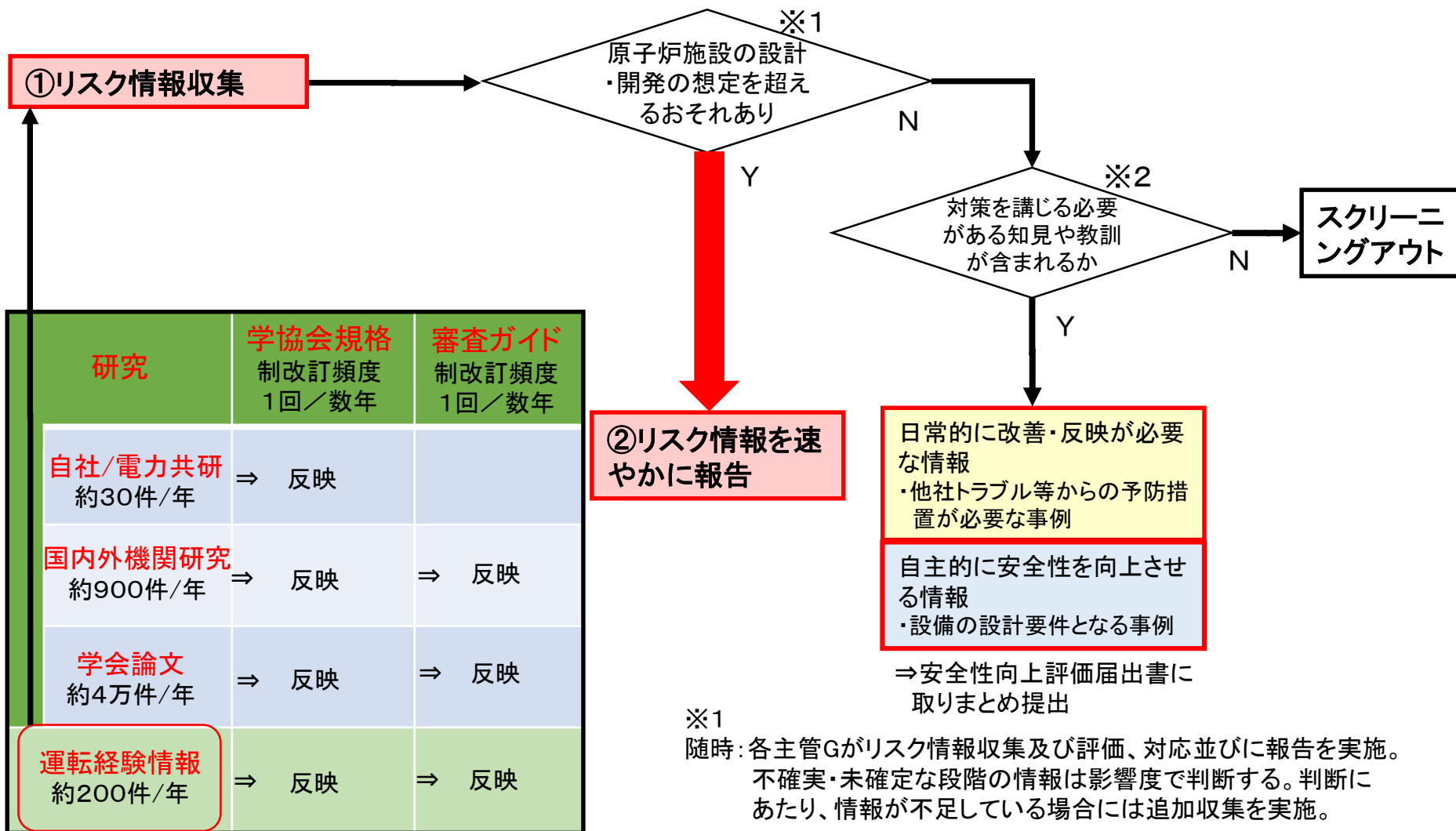
日常的に改善・反映が必要な情報
・学協会規格
・審査ガイド

自主的に安全性を向上させる情報
・自社/電力共研
・国内外機関研究
・学会論文

②リスク情報を速やかに報告

⇒安全性向上評価届出書に取りまとめ提出

5. リスク情報への対応 (2/2)



6. 社長への報告

○設備や運用の設計を行った担当箇所が、重要なリスク情報に該当するかを判断する。

(リスク管理担当及び原子力安全・統括部は報告内容に不足がないかを確認する)

・重要なリスク情報(社長への報告対象)

- リスク情報のうち、原子炉施設の設計・開発の想定を超えるおそれがあるもの。
- すなわち、炉心の著しい損傷等を防止するための設備設計や運用上の前提となる条件を超えるおそれがあるもの。

設備設計や運用上の前提となる条件

プラント設計において想定した内的事象又は外的事象の発生規模、頻度、プラントへの影響、若しくは当該事象へ対処するための設備又は運用の信頼性。

例示: 外的事象に係る情報で、不確かさを考慮した場合に既許認可で想定している設計基準に到達することを否定できないもの。

(設計基準の例: 竜巻: 92 m/s、低温: -15.2 °C(24時間継続)、積雪: 167 cm等)

7. 重要なリスク情報への対応の具体例

入手情報

内閣府「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」から日本海溝(三陸・日高沖)モデル(Mw9.1)と千島海溝(十勝・根室沖)モデル(Mw9.3)の2つの波源モデルについて津波シミュレーション結果が2020年4月21日に公表された。なお、当該シミュレーションは、社内でも実施していた想定条件と異なるものであった。

	福島第一原子力発電所(1F)	福島第二原子力発電所(2F)
①リスク情報収集	<p>【4/21】主管グループが上記の入手情報を収集</p> <p>内閣府の検討結果は、社内検討に基づき建設中の防潮堤高さを超える可能性あり。但し、津波による敷地浸水に対する主要設備の復旧手順は整備済み。</p>	<p>内閣府の検討結果は、敷地の一部が浸水する結果であったが、自主的安全性向上策の想定内であり、重要なリスク情報には該当しない。</p>
②リスク情報を速やかに報告	<p>【4/22】廃炉・汚染水対策最高責任者(CDO)へ報告実施</p> <p>【4/27】社長へ報告実施</p> <p>社長指示＝汚染物の流出を防ぐ方法を検討すること。</p>	<p>【4/22】原子力・立地本部長(CNO)へ報告実施</p> <p>CNO指示＝緊急性はないが、社長への報告を実施すること。</p> <p>【4/27】社長へ報告実施</p> <p>社長指示＝津波による放射性物質、危険物が流出するリスクと防止策を検討すること。</p>
③リスク緩和措置の実施	<p>汚染物の流出を防ぐ方法として、整備済み手順に基づく対応をより確実にするために下記を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材整備状況の確認と追加配備の要否検討 ⇒【4/28】追加配備要と決定。追加資機材配備は2020年度に完了予定 ・訓練実施状況の確認と追加訓練の要否検討 ⇒【4/28】追加訓練要と決定。追加訓練は2020年度に開始済み 	
④追加措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の波源モデルを入手し、詳細な地形データ等を踏まえた、津波シミュレーションを実施する。 ・津波シミュレーション結果に基づき、追加で実施すべき措置の要否を検討する。 ⇒内閣府より波源モデル入手済み。津波シミュレーション実施中であり、2020年度上期に完了予定。 <p>(なお、2Fは、津波シミュレーションによる浸水範囲の確認と並行し、放射性物質および危険物の流出可能性を確認中)</p>	

8. 安全を最優先にする判断 (1/2)

別添2: 重要なリスク情報への対応	安全を最優先にする判断
①リスク情報収集	組織は、不確実・未確定な段階の情報をリスク情報として収集
②リスク情報を速やかに報告	<ul style="list-style-type: none"> ・組織は、重要なリスク情報は、速やかに社長に報告 ・社長は、リスク緩和措置の検討、情報の追加収集を指示
③リスク緩和措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・社長は、入手したリスク情報に対する追加調査や評価を優先し、対応を後回しにすることなく、速やかにリスク緩和措置を決定 <ul style="list-style-type: none"> －リスク緩和措置は、安全を確保する上で重要な観点である深層防護、安全余裕、リスク程度等に基づき決定 －原子力の安全がそれ以外の事由※1により損なわれることがないよう、安全を最優先してリスク緩和措置を決定 －リスク緩和措置の立案、実施が困難な場合は、プラント停止を決定
④追加措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・組織は、追加情報を収集し、社長に報告 ・社長は、追加情報に対する追加措置を決定 <ul style="list-style-type: none"> －追加措置は、安全を確保する上で重要な観点である深層防護、安全余裕、リスク程度等に基づき決定 －原子力の安全がそれ以外の事由※1により損なわれることがないよう、安全を最優先して追加措置を決定 －追加措置の立案、実施が困難な場合は、プラント停止を決定

※1

「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれることがない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。

8. 安全を最優先にする判断 (2/2)

重要なリスク情報を入手した際、「入手した情報に基づく対応策の立案・実施」と「不足している情報の追加収集」を並行して実施し、追加収集した情報を対応策にフィードバックする

事象が発生した場合の影響（例示：日本海溝・千島海溝津波の1Fへの影響）

津波が防潮堤高さを超過、敷地内へ海水が浸入することで、以下の機能喪失・事象進展

- ・安全上重要な機能である燃料デブリ冷却機能の喪失に伴う放射性物質放出
- ・滞留水（汚染水）が敷地外へ流出

③リスク緩和措置の実施

- ・注水や滞留水移送などを実行するにあたり必要な追加資機材配備（ポンプ、吸水管、電源ケーブル等）【2020年度】
- ・滞留水移送に関する訓練実施【2020年度】

④追加措置の実施（追加情報に基づく対応）

津波再評価結果を踏まえ以下を検討し、必要な見直しを実施

- ・建設中の防潮堤の改造要否
- ・滞留水移送に関する訓練内容
- ・追加訓練要否

【2020年度】

④追加措置の実施（追加情報の収集）

目的

初期情報では不確かであった津波により浸水するエリア等を明確化する。

実施事項

- ・内閣府の波源モデルを入手
- ・詳細な地形データを作成
- 内閣府検討では考慮されていない、防潮堤、遮水壁、メガフロート等
- ・津波シミュレーションを実施（津波再評価）

【2020年度上期】

9. 社長確認、決定事項（1／2）

重要なリスク情報入手時の社長の対応として記録される事項は大きく次の2点

- ・リスク管理担当が社長へ報告し、社長が確認した事項
→社長が“知っている”事項：社長確認事項
- ・重要なリスク情報に対して、社長が対応を決定した事項
→社長が“判断し、決定した”事項：社長決定事項

②リスク情報を速やかに報告

- ・社長確認事項： 重要なリスク情報の内容、設計・開発の想定を超えるおそれがあると判断した根拠、情報の信頼性、プラントへの影響度、事象発生頻度 等
- ・社長決定事項： 即時に実施すべき事項、追加情報の収集、リスク緩和措置の検討

③リスク緩和措置の実施

- ・社長確認事項： リスク緩和措置案の内容、計画
- ・社長決定事項： リスク緩和措置、計画の決定

補足

リスク緩和措置の具体例：

事象への対応に必要な原子炉への注水機能を確保するための設備配備、手順整備、設備・システムの点検、運用に係る訓練の実施、又はプラントの運転停止等

9. 社長確認、決定事項（2／2）

④追加措置の実施（リスク緩和措置の継続的な見直し）

- ・社長確認事項：追加収集したリスク情報の内容（詳細評価の結果等）、追加措置案の内容、計画
- ・社長決定事項：追加措置、計画の決定

補足

追加収集する情報：

- ・初期に入手したリスク情報では、原子炉施設の設計・開発の想定を超えると判断するためには不足していた情報
- ・リスク情報入手時点での発生頻度の不確かさを低減するための情報
（具体例）発電所敷地の詳細地形データをインプットとした津波シミュレーションを実施、地震の発生頻度に係る情報を追加収集

⑤措置の完了

- ・社長確認事項：リスク緩和措置、追加措置の完了状況

○記録（②～⑤共通）

- ・記録対象：②～⑤の社長確認事項、社長決定事項、及び各事項の確認、決定が行われた日付
- ・記録期間：原子炉を廃止するまでの期間

10. 対応状況の社会への発信 (1/3)

・重要なリスク情報への対応状況は、その意思決定プロセスを含めタイムリーに公開するよう、その発信内容と時期を次の通り運用していく。

○日常的な対応

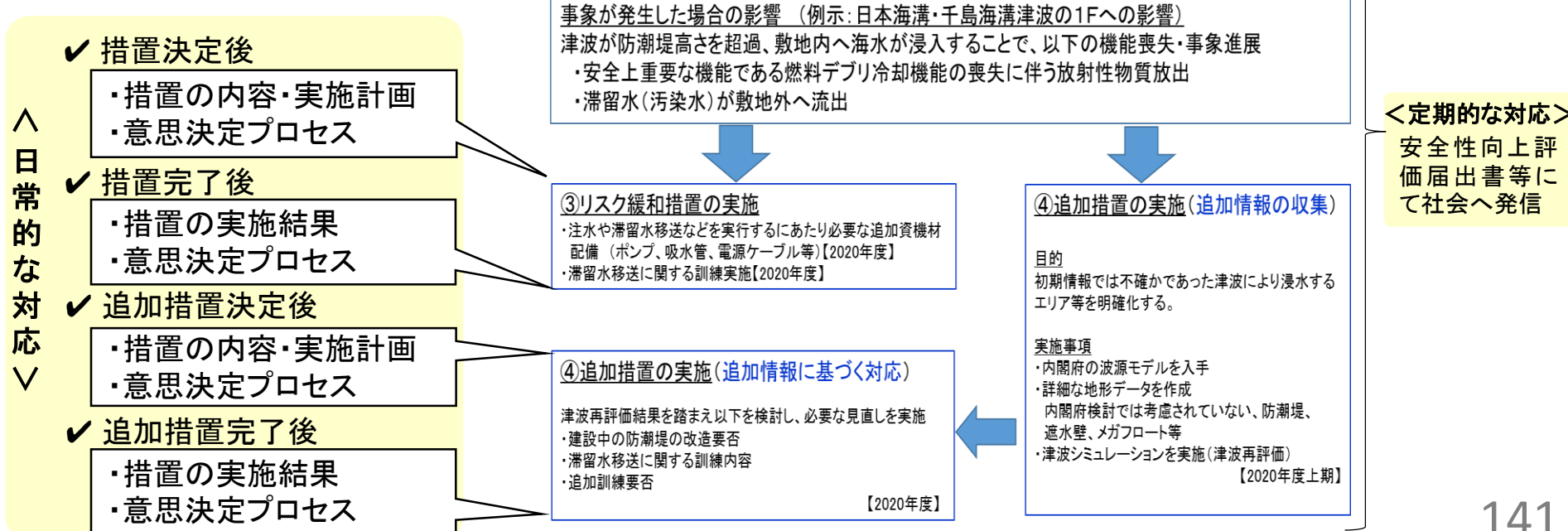
措置決定後／完了後、それぞれリスク情報への対応状況(措置の内容・実施計画、措置の実施結果、意思決定プロセス※1)を速やかに社会へ発信

※1 意思決定プロセスとは、措置の決定に至るまでのプロセス及び措置の完了確認までの一連をいう。
 具体的には、情報入手(追加情報含む)、重要なリスク情報とした判断、社長及び原子力・立地本部長への報告、措置決定及び完了確認に関わる内容及びこれらの実施日等をいう。

○定期的な対応

- ・安全性向上評価届出書では自主的な安全性向上対策もとりまとめ、提出後速やかに社会へ発信
- ・また、発電所の状況に応じて定期的な公表の場を活用し、社会的関心度等に応じて措置の内容等を社会へ発信
 (概ね1年に1回程度)

具体的な発信内容と時期は、以下の通り。



10. 対応状況の社会への発信 (2/3)

【今後の発信イメージ(措置決定後)】

対象施設	福島第一原子力発電所
件名	内閣府「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」公表内容を踏まえた対応
概要	<p>情報の内容 2020年4月21日に内閣府「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」から日本海溝(三陸・日高沖)モデル(Mw9.1)と千島海溝(十勝・根室沖)モデル(Mw9.3)の2つの波源モデルについて津波シミュレーション結果が公表された。いずれも最大クラスの津波の発生が切迫している、とされている。内閣府の評価は、社内で実施した評価の想定条件と異なるものであり、想定される事象規模を踏まえると、当該リスク情報は、重要なリスク情報であるため、リスク緩和措置を実施することを決定した。 <u>当社対応の時系列(情報入手、社内報告、措置決定)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月21日 当社が内閣府公表の情報入手 ・4月22日 廃炉・汚染水対策最高責任者へ報告 ・4月27日 社長へ報告(指示:汚染物の流出を防ぐ方法を検討すること) ・4月28日 社長指示によるリスク緩和措置及び実施計画の決定
【措置完了後】 意思決定プロセスを追記	
重要なリスク情報と判断した根拠	<p>内閣府の評価結果は、社内検討に基づき建設中の防潮堤高さを超える可能性がある判断した。但し、津波による敷地浸水に対する主要設備の復旧手順は整備済み。 なお、内閣府の評価では、福島第一原子力発電所近傍の最新の地形データ(震災以降に建設した防潮堤、遮水壁、メガフロート等)は反映されていないため、詳細評価の実施が必要。</p>
措置の内容・実施計画	<p>津波による敷地浸水に対する影響(燃料デブリ冷却機能の喪失に伴う放射性物質放出、滞留水の敷地外への流出)を緩和することを目的に、整備済みの手順に基づく注水や滞留水移送の対応をより確実にするための下記の措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材整備状況の確認と追加配備の実施【2020年度末までに追加配備】 ・訓練実施状況の確認と追加訓練の実施【2020年度の訓練計画に反映し、速やかに訓練開始】 <p>また、津波による敷地浸水エリア等を明確化するため、内閣府が公表した評価の条件を入手し、最新の地形データを反映した再評価を実施する。【2020年度上期】</p>
【措置完了後】 措置の実績を追記	
添付	(図や評価の内容は必要に応じて資料を添付)

10. 対応状況の社会への発信 (3/3)

- 原子力発電所の運営に係る法令に基づく申請等(設工認、保安規定変更等)については、申請・認可時に公表を実施。また、発電所における事故・トラブルは、公表基準等に基づき速やかな公表を実施。軽微な不適合情報は随時発電所ホームページで情報公開を実施。
- 安全上重要な事項(重要なリスク情報)については、リスク緩和措置等の計画策定時や措置完了時等、各段階で速やかに公表するようルールを明確化(※赤字部分を追加)し、その内容に応じて、定例の記者会見(または臨時会見)等で公表。

◆情報発信の対象と方法

対象	方法
法令に基づく報告・申請等 ・設工認、保安規定の変更、審査会合等の説明資料等 (将来的には安全性向上評価届出書も該当)	・申請・認可時に公表 (報道発表等)
発電所におけるトラブル情報 ・法令報告(法令違反等) ・原子力災害対策特別措置法第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象発生時の通報内容 ・発電所内で発生したトラブル情報(設備不良、人身災害等) ・自然災害発生時のプラント情報 ・不適合情報 等	・公表基準等に基づき公表 (報道発表等)
安全上重要な事項 ・重要なリスク情報	・リスク緩和措置等の計画策定時や措置完了時等、各段階で公表 (報道発表等)
その他情報 ・社会的に関心が高い事項	・社会的関心にあわせ公表

No	当社の回答	検討結果	記載案
0	[東京電力の回答]		
a	当社が起こした福島原子力事故により、私たちは、支えて下さった地元の皆さまに塗炭の苦しみを与えました ⁽¹⁾ 。 <u>事故を起こした当事者の代表として、私は、このような事故を二度と起こさないと固く誓い、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げるため、自ら判断し、実行し、説明する責任を果たしてまいります⁽²⁾。</u>	a-(1): <u>γ</u> ・反省を述べている文章であり、その反省を踏まえた行動は、(2)になる。 a-(2): <u>α</u>	<p>【原子力事業者としての基本姿勢】</p> <p>社長は、福島原子力事故を起こした当事者の代表として、二度と事故を起こさないと固く誓い、<u>福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。</u> a-(2),f(1),g(1)</p> <p>社長の責任のもと^{d(1)}、<u>当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。</u> c-(4),g(2)</p> <p>その実現にあたっては、<u>地元のご要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</u> b-(3)(4),f(2)</p>
b	福島の方からは、当社が福島第一原子力発電所の廃炉を安全にやり遂げることについて、強いご要請を頂いています。廃炉の過程には、処理水をどう取り扱うのか、放射性廃棄物をどう処分するのか、などの課題があると認識しています。 ⁽¹⁾ 新潟の方からは、福島原子力事故の教訓を安全対策等に結びつけるための徹底的な検証を行うことについて、強いご要請を頂いています。 ⁽²⁾ こうした地元のご要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、私をはじめ経営層が地元 に足を運び、対話を重ね、地元の思いに配慮しつつ責任を果たすことが、私たちの主体性⁽³⁾ と考えています。 なお、 <u>福島第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所の今後についても、同様に経営としてしっかり検討・判断⁽⁴⁾</u> してまいります。	b-(1)(2): <u>β</u> ・個別具体的な課題に対する説明文章であることから基本姿勢には記載しないこととする。 b-(3): <u>α</u> b-(4): <u>α</u> ・(3)の方針と共通で重複するため統合。	
c	これまで、当社は、社外に向かって当社の考えをお伝えし、行動を起こしていく姿勢に欠けていたものと自覚 ⁽¹⁾ しています。同様に、社内においても、こうした姿勢の欠如に起因する部門間のコミュニケーションの悪さが、組織の一体感のなさや対外情報発信の至らなさを招いたものと反省 ⁽²⁾ しています。このため、 <u>私は、組織の縦割りや閉鎖性を打破することにより、社内外に開かれた組織をつくってまいります⁽³⁾。</u> また、 <u>福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げることと、終わりなき原子力の安全性向上に取り組むことは、当社自身の責任であると改めて自覚します⁽⁴⁾。</u> トップである私が先頭に立ち、現地現物主義で自らの頭と手を使い、主体性を持って様々な課題をやり遂げる企業文化を根付かせてまいります ⁽⁵⁾ 。	c-(1)(2): <u>γ</u> ・反省を述べている文章であり、その反省を踏まえた行動は、(3)になる。 c-(3)(5): <u>β</u> ・(4)を果たすための個別具体活動であることから、記載しないこととする。 c-(4): <u>α</u>	
d	原子力の安全に対しては、社長の私が責任者です。私はこの責任に決して尻込みしません ⁽¹⁾ 。この責任を果たすにあたり、協力企業を含め、私とともに安全を担う現場からの声を、トップである私がしっかり受け止め、原子力安全の向上のための改革を進めます。同時に、こうした取組の中で、私の責任で現場のモチベーションを高めていくことも実施してまいります。 ⁽²⁾ 会長以下の取締役会は、原子力安全監視室、原子力改革監視委員会をはじめとする、原子力の専門家からの指導、助言も踏まえ、私が先頭に立って進める執行の取組を監督する役割を果たしてまいります ⁽³⁾ 。	d-(1): <u>α</u> d-(2)(3): <u>β</u> ・(1)を果たすための個別具体活動であることから、記載しないこととする。	
e	こうした決意の下、7月10日の貴委員会における各論点に関して、以下の通りお答えします。	e : <u>γ</u> ・基本姿勢に関する内容に該当しない。	

[注釈]

- ・ 下線：抽出した取組要素
- ・ 赤下線：反映した取組要素
- ・ α：基本姿勢に記載
- ・ α'：他の項目に統合して記載
- ・ β：個別具体内容のため記載しない
- ・ γ：直接係わらないため記載しない

No	当社の回答	検討結果	記載案
f	<p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長</p> <p>既に 25 日に回答させていただいておりますが、本日は私どもとの意見交換の場をいただきましたこと、まず感謝申し上げます。</p> <p>前回、原子力規制委員会の皆様に基本的な考え方について御指摘いただいた点を踏まえて、改めて福島原子力事故を起こした当事者として、復興、廃炉、賠償をやり遂げ、終わりにき原子力安全の向上に取り組むことにつきまして、本日、トップである私の責任と決意を表明させていただきます⁽¹⁾。まず、私たちは、<u>廃炉や原子力安全を進めるに当たり、地元の御要請に真摯に向き合い、決してひとりよがりにならずに、地元の思いに配慮しつつ直接対話を重ね、責任を果たしていくことを基本姿勢としたいと考えております⁽²⁾</u>。また、7月以降、時間の許す限り地元の方々を訪問し、皆様からの御要望や御懸念を伺ってまいりました。そうした中で、<u>地元の方々が復興に希望を持って取り組んでおられる中で廃炉を進めるに当たり、風評被害の払拭について、当社がこれまで以上に全力で向き合うことが物事を始める第一歩である⁽³⁾</u>と私は考えました。<u>そのための具体的な行動計画を今後作成してまいりたい⁽⁴⁾</u>と考えております。また、<u>原子力安全の向上を進めるに当たり、現場と経営との直接のコミュニケーションの機会を確保して、トップである私が現場の声をしっかりと受けとめ、改善を実施してまいりたい⁽⁵⁾</u>と考えております。また、<u>第三者からのオーバーサイトにもしっかりと耳を傾け、それを大切に、取り入れてまいりたい⁽⁶⁾</u>と考えております。私が「ひらく」「つくる」「やり遂げる」という合い言葉をもって、今、経営改革を進めようとしておりますが、この観点も、<u>廃炉や原子力安全に通じるものと考えております⁽⁷⁾</u>。</p> <p>今回お示しさせていただいた私の決意は、私の責任で着実に進めてまいりたいと考えております。決してこれで十分だとは思わず、委員の皆さん、これからの地元の御意見をお伺いして、よりよいものにしたいと考えております。本日は忌憚のない御意見を賜りたく、よろしくお願いいたします。</p>	<p>f-(1):<u>α</u></p> <p>f-(2):<u>α</u></p> <p>f-(3):<u>β</u></p> <p>・(1)を果たすための個別具体活動であることから、記載しないこととする。</p> <p>f-(4):<u>β</u></p> <p>・(3)を果たすための個別具体活動であることから、記載しないこととする。</p> <p>f-(5)(6)(7):<u>β</u></p> <p>・(1)を果たすための個別具体活動であることから、記載しないこととする。</p>	<p>(補足資料 1 - 8 No4 に対応)</p>
g	<p>○川村東京電力ホールディングス株式会社取締役会長</p> <p>取締役会で決議をいたしました。私は会長ですけれども、今、<u>社長が申し上げた福島復興、廃炉、賠償をやり遂げるという思いは私たちも同じでございます⁽¹⁾</u>。<u>二人三脚で終わりにき安全性の向上に取り組む続ける企業文化を創り上げようということを取締役会で定めました⁽²⁾</u>。具体的には、私が会長として責任を持って社長の進める執行を監督する役割を果たしたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>	<p>g-(1):<u>α</u></p> <p>g-(2):<u>α</u></p>	<p>(補足資料 1 - 8 No7 に対応)</p>

No	7項目及び当社の回答	検討結果	記載案
1	<p>[原子力規制委員会]</p> <p>a ①福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者は、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格は無い。</p> <hr/> <p>b [東京電力の回答] 福島第一原子力発電所の廃炉は、<u>国内外の叡智⁽¹⁾や、地元をはじめ多くの関係者のご協力を得つつ、当社が主体となり進めます⁽²⁾。貴委員会の「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」で示されたリスクの低減はもとより⁽³⁾、福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めます⁽⁴⁾。</u></p> <p>c <u>福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、進捗に応じて、地元の方々の思いや安心、復興のステップに配慮しつつ、⁽¹⁾ 当社は、主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟です⁽²⁾。</u></p> <p>d これまでの地元の方との対話から、<u>私が感じているのは、風評被害の払しょくに向けた当社の取組は不十分⁽¹⁾であり、これまで以上に努力して取り組む必要があるということです。当社は、風評被害の対策について、誠意と決意を持って取り組んでまいります⁽²⁾。</u></p> <p>e 今後、当社は、<u>風評被害に対する行動計画を作成し、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の場をはじめ、あらゆる機会を捉え、ご説明してまいります⁽¹⁾。行動計画の作成にあたっては、これまで取り組んできた以下の項目に留まらず、地元の方々のご意見を伺い、幅広く検討してまいります⁽²⁾。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一廃炉・汚染水対策に関する国内外への情報提供 ・福島県産品の購入等に関する取組⁽³⁾ 	<p>a: α</p> <p>b-(1): α</p> <p>・“国内外の叡智”は、項目5:自主的安全性向上にて記載する。</p> <p>b-(2)(3)(4): α</p> <p>c-(1)(2): α</p> <p>d-(1): γ</p> <p>・反省を述べている文章であり、その反省を踏まえた行動は、(2)になる。</p> <p>d-(2): α</p> <p>・風評被害対策は、復興の一つであることから“福島島の復興を実現する”、として記載する。</p> <p>e-(1): β</p> <p>・風評被害に対する行動計画は、個別具体活動であることから記載しないこととする。</p> <p>e-(2): α</p> <p>e-(3): β</p> <p>・個々の取り組みは、個別具体活動であることから記載しないこととする。</p>	<p>1. <u>柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。</u> a,f(2)(4),No2 a-(2)</p> <p><u>廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り^{b(3)}、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら^{b(2)・c(1),e(2)}取り組み、<u>廃炉と復興を実現する</u> ^{b(2)(4),c(1)(2),d(2),f(3),g(1)(2),h。}</u></p> <p>※：点線下線は、指摘事項6（伴委員からの提言）を踏まえ追加記載</p>

No	7項目及び当社の回答	検討結果	記載案
f	<p>8月30日 原子力規制委員会での議論</p> <p>○更田委員長代理 では、まず1つ、今、福島第一原子力発電所で進めている廃炉作業、これは廃炉に係る規制に当たって、現場の方々、現場の方々を直接指揮する東京電力のメンバーと数多く接触をしてきました。福島第一原子力発電所の廃炉に当たっては、数多くの失敗もあったけれども、一方で現場の努力によって、または高い技術力によって見事な仕事もしてきました。使用済燃料の取り出し、今のところは4号機までですけれども、これから3号機に取りかかる。それから、流入する地下水や汚染水との戦い、特に海側に近いところの汚染水の安定化等々に関しては、率直に言って、東京電力ならではの部分があったと思っています。そういう意味で、現場の人たちが非常に強い決意を持って、未曾有の困難に対して立ち向かっていることはよく分かるのです。福島第一原子力発電所を訪れても、現場の人たちの必死さは私たちにもとてもよく分かる。ただ、<u>大きな判断の部分で、あるいは福島第一原子力発電所で起きていることを東京電力という組織として社会に発信しようとするときに、どうしてもまだダメージコントロールをしようとしているようなところがあって、それがかえって、いまだに信用されない東京電力を作っているという印象を持っています。何を申し上げたいかという、現場はそれぞれ必死でやっていると</u>思います。その現場の方々に、規制側として申し上げるには情緒的かもしれないけれども、意気に感じさせてほしいのです。経営者の方々の男気を見せてほしい。それは、現場で戦っている個々の東京電力の方々、協力会社の人たちに対してだけではなくて、福島の方々が将来に希望が持てるかどうか大きくつながると思うのです。これは文書でとか、言葉でというものではないですけれども、<u>お願いとして、現場や、あるいは福島にかかわる全ての人が希望を持てるような姿勢を是非今後とも示していただきたい</u>と思っています。</p> <p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 御指摘の中身は非常によく分かります。今回、少なからず7月以降も私は地元訪問、それから、1F（福島第一原子力発電所）、2F（福島第二原子力発電所）、柏崎刈羽と現場を訪問して、同じような思いに立っております。少なくとも、あのとき、現場の職員がどれだけの思いで事故を収束して、そのときに起こったことに対して、<u>常にそれを反省して、次の安全に対して取り組む⁽¹⁾姿</u>というのは私も肌で感じて、これをどうにかして引き継ぎ、また、<u>これから長きにわたる廃炉作業にきちんと先頭になって生かしていきたい⁽²⁾</u>と考えております。具体的に、本日表明しました、<u>サイトの中だけで閉じては問題が解決しないということ、風評対策のところまで、これは私が責任を持ってしっかりと取り組むことで、地元の方の復興にも希望が持てるようにということも含めて、しっかりと取り組んでまいりたい⁽³⁾</u>と思います。今日は<u>決意が中心になりますけれども、しっかりと行動で示してまいりたい⁽⁴⁾</u>と考えております。</p>	<p>f-(1):<u>α</u></p> <p>・福島原子力事故の反省は、リスクの業務フローに反映されていることから、項目4:リスクの低減にて記載する。</p> <p>f-(2)(3)(4):<u>α</u></p>	<p>(補足資料1-8 No11-12 に対応)</p>
g	<p>○更田委員長代理 先ほどのことに絡むのは短く申し上げると、先ほど LCO 逸脱について言及がありましたけれども、具体論といいますか、個別のことに限っては、本日の午後福島第一原子力発電所の特定原子力施設監視・評価検討会がありますので、そこで指摘をさせていただきますけれども、全体論から言えば、先ほどと重なりますけれども、<u>愚直さが必要なものであって、広報上のテクニックを排すること、これが一番大事なのだ</u>と思います。これは広報ではなくて、とにかく愚直さをもって発信すること、心配をかけないよという配慮がかえって不信を呼んでいるのだらうと思います。もう一つ別のことで伺いたいのは、これもやはり福島にかかわることですけれども、福島の復興、それから、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げるというのが、いただいた文書の中にもあります。資金の確保は最も重要なことの一つでしょうから、それが随所に出てきます。そして、小早川社長、先ほど来、現場主義、現場との距離等々についての言及も随分あります。現場主義、それはそれで大事なことです。一方、経営トップでなければ突破できない問題がいくつもあるだらうと思います。今回の文書ではそれに具体的に触れ</p>		<p>(補足資料1-8 No36-38 に対応)</p>

No	7項目及び当社の回答	検討結果	記載案
	<p>られているわけではありませんけれども、福島の復興、福島第一原子力発電所の廃炉に当たって、経営トップが大きな判断として突破していかなければいけない大きな問題を、今、具体的なものが挙げられればおっしゃっていただきたいし、そうでなければ、そう時間を置かずにこれに取り組むのだということを示していただく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。</p> <p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 福島の廃炉作業を行う上で、経営として本当に取り組まなければならないのは、福島の中が安全に、リスクを低減しながら作業をするのはもちろんなのですが、それが地元の復興にバイアスにならないように進めなければならないというのが、経営としては一番やらなくてはいけない⁽¹⁾ 第一歩ではないかと考えております。その意味で、今日、風評対策について、きちんと主体性を持って取り組みます⁽²⁾ ということ、これは地元の方々だけではなく、例えば、流通、それから、消費者に至るところまでフィールドを広げて、しっかりとした行動計画を立ててまいりたい。我々としてできることをとにかくアクションとして起こしていくことを、私自ら、この場で宣言させていただきますし、実行に移してまいりたいと考えております。</p> <p>○川村東京電力ホールディングス株式会社取締役会長 1つ補足いたしますと、やはり経営資源の配分というのが経営トップの非常に大事な仕事だと思います⁽³⁾。今、おっしゃられたような、経営トップでなければできないことで一番大事なのは人間の配分で、今の福島の復興、あるいは廃炉という作業にきちんとした人材を当てること、場合によっては他部門から持ってきた人間の方が役に立つ分野であれば、そういうことも含めて考えること、それから、やはり資金ということになると思います。経営資源はほかにも情報その他、いろいろありますけれども、そういうものをきちっと配分していくというのは、今のような風評対策等々も実行するに当たっての実行力という意味で非常に大事なところになって、それはトップの責任だと思います。</p>	<p>g-(1): α</p> <p>g-(2): α</p> <p>・風評被害対策は、復興の一つであることから“福島の復興を実現する”、として記載する。</p> <p>g-(3): γ</p> <p>・経営資源に関する責任はトップ(社長)にあることは、第3条品質マネジメントシステム計画にて記載している。</p>	
h	<p>○更田委員長代理 是非それを、東京電力全体としての経営はもちろんのことですけれども、福島に対して示していただきたい。例えば、福島第一原子力発電所の廃炉は、いまだに中長期的な計画は政府の組織の名において示されている。これは、事故当初の混乱の中でいろいろな仕組みが作られて、それが今、続いてきているものですが、具体的に言えば、<u>廃炉にかかわる中長期ロードマップ</u>というのは、もちろん東京電力も加わってはいるけれども、<u>政府の名において作られている。主体性を取り戻すプロセス</u>だと思いますし、<u>民間企業ということを強調されるのであれば、今、東京電力は主体性を取り戻さなければいけない途上にあるのだ</u>と思います。ですから、これを、福島にかかわることについても是非示していただきたいと思います。</p> <p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 承知いたしました。</p>	<p>h: α</p>	<p>(補足資料1-8 No41-42 に対応)</p>

No	7項目及び当社の回答	検討結果	記載案
2	<p>[原子力規制委員会]</p> <p>a ②福島第一原子力発電所の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原子力発電所に対する事業者責任を全うできる見込み⁽¹⁾が無いと、柏崎刈羽原子力発電所の運転を再開することはできない。⁽²⁾</p> <hr/> <p>b [東京電力の回答] 当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げる⁽¹⁾ことと、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立⁽²⁾してまいります。</p> <p>c 現在審査頂いている柏崎刈羽6/7号機の安全対策⁽¹⁾については、一定の進捗をみていますが、今後要する資金の手当て⁽²⁾については、当社において策定し、主務大臣の認定を受けた新々総合特別事業計画⁽³⁾でお示しした計画に基づき、着実に実行⁽⁴⁾してまいります。</p> <p>d また、今後、追加で安全対策が必要となる場合は、社長である私の責任で資金を確保いたします。</p>	<p>a-(1) : α</p> <p>a-(2) : α'</p> <p>・柏崎刈羽原子力発電所の運転については、項目1で記載する。</p> <p>b-(1)(2) : α</p> <p>c-(1)(2) : α</p> <p>c-(3) : β</p> <p>・新々総合特別事業計画は、個別具体名称であることから記載しないこととする。</p> <p>c-(4) : α</p> <p>d : α</p>	<p>2. <u>福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。</u> a-(1),b-(2),No6 b</p> <p><u>福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げる</u> b-(1)とともに、<u>柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な投資を行い、安全性向上を実現</u> c-(1)(2)(4),dする。</p>

基本姿勢の記載検討（項目3）

No	7項目及び当社の回答	検討結果	記載案
3	<p>[原子力規制委員会]</p> <p>a ③原子力事業については、<u>経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない。</u></p> <hr/> <p>[東京電力の回答]</p> <p>b 当社は、<u>二度と福島第一原子力発電所のような事故を起こさないとの決意⁽¹⁾</u>の下、<u>原子力事業は安全性確保を大前提⁽²⁾</u>とすることを誓います。</p> <p>c 私は、<u>安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もありませんし、決していたしません。</u></p>	<p>a: <u>α</u></p> <p>b-(1): <u>γ</u></p> <p>・決意を述べている文章であり、その決意を踏まえた行動は(2)になる。</p> <p>b-(2): <u>α</u></p> <p>c: <u>α</u></p>	<p>3. <u>柏崎刈羽原子力発電所の運転は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。</u> a,b-(2),c</p>

基本姿勢の記載検討（項目4）

No	7項目及び当社の回答	検討結果	記載案
<p>4</p> <p>a</p> <p>b</p> <p>c</p> <p>d</p>	<p>[原子力規制委員会]</p> <p>④不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなければならない。</p> <hr/> <p>[東京電力の回答]</p> <p>福島原子力事故を経験した当社の反省の一つは、知見が十分でない津波に対し、想定を上回る津波が発生する可能性は低いと判断⁽¹⁾し、津波・浸水対策の強化といったリスク低減の努力⁽²⁾を怠ったことです。</p> <p>この反省を踏まえ、当社は⑤で述べるように世界中の運転経験や技術の進歩に目を開き、謙虚に学んで⁽¹⁾、リスクを低減する努力を日々継続⁽²⁾してまいります。</p> <p>社長である私は、「安全はこれで十分ということ絶対に思っはいけない」という最大の教訓を、繰り返し全社員に強く語りかけてまいります。</p>	<p>a : <u>α</u></p> <p>b-(1) : <u>γ</u></p> <p>・反省を述べている文章であり、その反省を踏まえた行動は、(2)になる。</p> <p>b-(2) : <u>α</u></p> <p>c-(1) : <u>α</u></p> <p>c-(2) : <u>α</u></p> <p>d : <u>α</u></p>	<p>4. <u>不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。</u> a,b-(2)</p> <p><u>社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有</u> d,No1 f(1)するとともに、<u>重大なリスクを確実に速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。</u> また、<u>世界中の運転経験や技術の進歩を学び</u> c-(1)、<u>継続的なリスク低減</u> c-(2)を実現する。</p> <p>※：点線下線部は、指摘事項5（石渡委員からの提言）を踏まえ追加記載 網掛け部は、指摘事項18を踏まえ追加記載</p>

No	7項目及び当社の回答	検討結果	記載案
5	<p>[原子力規制委員会]</p> <p>a ⑤規制基準の遵守は最低限の要求でしか無く、事業者自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない。</p> <p>[東京電力の回答]</p> <p>b 当社は、福島原子力事故に対する深い反省から、<u>原子力の安全性向上について、規制に留まらず、さらなる高みを目指す⁽¹⁾ため、WANO、INPO、JANSIをはじめ各国の団体・企業からの学びを大切にし、ベンチマーク等を行い⁽²⁾、</u>不断の改善を行ってまいります。</p> <p>c <u>日常の運転・保守の改善や、発電所の脆弱性抽出とその対策実施に対して、PRA（確率論的リスク評価）の活用⁽¹⁾をはじめ、リスクに向き合い安全性を継続的に向上⁽²⁾させるための取組を行ってまいります。</u></p> <p>d 現場では、<u>過酷事故時に対応するためにハード・ソフトの対策を整備し⁽¹⁾、これをより実効的なものとするため、訓練を繰り返し実施⁽²⁾してまいります。</u></p> <p>e 私は、何よりも、<u>発電所のことをよく知る現場からの提案やリスクへの気づきをこれまで以上に大切に⁽¹⁾し、原子力・立地本部長の下で、現場からの改善提案を積極的に受け入れる「安全向上提案力強化コンペ」などの取組を強化⁽²⁾してまいります。</u></p> <p>f 今後も、<u>優れた改善提案には、優先的にリソースを配分し、さらなる改善を実施してまいります。</u></p>	<p>a: α</p> <p>b-(1): α b-(2): α</p> <p>c-(1): α c-(2): α</p> <p>d-(1): α ・過酷事故時の対策の整備したのちに、訓練を通じて安全性向上を図ることから、(2)とあわせる。 d-(2): α</p> <p>e-(1): α e-(2): β ・安全向上提案力強化コンペは、個別具体活動であることから記載しないこととする。</p> <p>f: α</p>	<p>5. <u>規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。</u>^{a, b-(1)}</p> <p>現場からの提案^{e-(1)}、<u>確率論的リスク評価の活用</u>^{c-(1)}、<u>国内外の団体・企業からの学び</u>^{b-(2), No1 b-(1)}による改善、<u>過酷事故の訓練等</u>^{d-(1) (2)}を通じて、<u>自主的にさらなる安全性向上</u>^{c-(2), f}を実現する。</p>
g	<p>8月30日 原子力規制委員会での議論</p> <p>○石渡委員 例えば、経営として、効率化とか、そういうことで数値目標、この新々総特ではいくつか出されておりますけれども、是非安全の方でもきちんとした目標を設定して、それを実現するように、そういう方向でやっていただきたいというのが私の希望です。よろしくお願いいたします。</p> <p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表取締役社長 了解いたしました。</p>	<p>g: β</p> <p>・安全の取組における方法として目標設定を推奨しているものだが、目標管理は第3条品質マネジメントシステム計画にて記載している。</p>	<p>(補足資料1-8 No25-26 に対応)</p>
h	<p>○田中知委員 また別件で確認させてください。原子力事業の安全確保の第一義的責任は事業者にあるということの認識といたしますか、その覚悟があると理解しているのですけれども、覚悟という言葉だけが空回りしても</p>		<p>(補足資料1-8 No33-34 に対応)</p>

No	7項目及び当社の回答	検討結果	記載案
	<p>意味がありませんので、実行が伴わないといけないと思うのですが、そういうことで気になったのは、回答の4つ目、5つ目ぐらいのところ、「世界中の運転経験」とか、あるいは「各国の団体・企業からの学び」等々という言葉がちょっと気になるのですね。本当に自分の会社の中での技術力をどう高めていって、それをどうするのかというところが大事だと思うのです。⑤の回答の後半に若干その辺のことも書かれているのですけれども、外からの情報だけではなくて、中でそういう知識も高めて対応することがもっとも主体的になってもいいのかなと思うのですけれども、いかがですかね。</p> <p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長</p> <p>この2か月、私が着任してから、大きく2つ経験がございます。1つは、先般の福島での51号井戸の落水に伴ってのLCO（運転上の制限）宣言が遅れたこと。これについては、私としては重大な判断ミスと現場の初動対応に問題があったと思いますけれども、ただ現場にしっかりやれと叱るだけではだめだと考えて、私も翌々日に現場に入って、しっかりと実態を見ました。自らの立場で振り返ったところ、今回はLCO宣言をした上でどれだけの確にオペレーションをしなければならなかったかというのが一番の問題であって、結論から申すと、原子力は今までミスを犯すと、いわゆる社会問題になって叱られるということが多かったのですけれども、オペレーションが的確に行われたことをしっかりとほめる仕組みも必要ではないかと考えております。これは牧野常務ほか現場の方とうまく仕組みを作ってまいりたいと考えております。また、もう一点は、先般、JANSIから2Fのピアレビューの結果の報告を承りました。いくつかの指摘の中でエンジニアリングの不足という御指摘がありました。私も柏崎刈羽の現場の作業も見て感じたのですけれども、原子力サイトというのは失敗を起こせない場所であるがゆえに、失敗が経験しにくい環境でもあると感じております。だからこ所他社から学ぶことが重要なのですけれども、エンジニアリングの強化に対しては、例えば、原子力の中を、全体を見渡すと、工務、変電であったりとか、配電であったりとか、建築設備であったりとか、もしくはタービン技術、熱交換技術と、様々な部分は当社の火力発電所、それから、工務の現場にもありますので、人材育成という意味で、一種の反射神経を養う、エンジニアリング力を養うためには、しっかりと人事のローテーション、研修も含めて育成していく必要があると私は感じました。ここも私のひとりよがりになってはいけませんので、しっかりと牧野常務以下、現場の方とも、そういうやり方がどうかというのをよく相談しながら進めてまいりたいと思います。こういった取組を通じて、できるだけ現場に入り込んで、昨日よりも今日、今日よりも明日という安全文化を実現する私のやり方は、なぜこんなことをしているのと、なぜを問うのがすごく大事だと考えておりますので、そこは内省でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。</p>	<p>h:β</p> <p>・なぜを問う(問いかける姿勢)は、安全文化の視点での個別事項であることから記載しないこととする。</p>	

No	7項目及び当社の回答	検討結果	記載案
6	<p>[原子力規制委員会]</p> <p>⑥原子力事業に関する責任の所在の変更を意味する体制変更を予定しているのであれば、変更後の体制のもとで柏崎刈羽原子力発電所について再申請すべき。</p> <p>-----</p> <p>[東京電力の回答]</p> <p>当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることと、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。</p> <p>私が社長就任時に表明した原子力事業の組織の在り方は、法人格が変わる分社化ではなく、社内カンパニー化⁽¹⁾であり、私が原子力安全の責任者⁽²⁾であることは変わりません。</p> <p>トップである私の目指す社内カンパニー化は、これまでのような情報共有ミスを防ぐなど、縦割りや閉鎖性を打破し、組織を開くという社内のガバナンス強化が目的⁽¹⁾であり、炉規制法に基づく審査要件に影響するような責任の所在変更は行いません⁽²⁾。</p>	<p>a: α</p> <p>・責任の所在の変更を予定していないことから、社長が責任のもと実施する、を記載する。</p> <p>b: α</p> <p>・福島第一の廃炉及び柏崎刈羽の両立は、項目2にて記載する。</p> <p>c-(1): γ</p> <p>・カンパニー化を予定していないことから記載しないこととする。</p> <p>c-(2): α</p> <p>d-(1): γ</p> <p>・カンパニー化を予定していないことから記載しないこととする。</p> <p>d-(2): α</p>	<p>6. <u>社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。</u></p> <p>a,c-(2),d-(2)</p>

No	7項目及び当社の回答	検討結果	記載案
7	<p>[原子力規制委員会]</p> <p>a ⑦社内の関係部門の異なる意見や知見が、一元的に把握され、原子力施設の安全性向上に的確に反映されなければならない。</p> <hr/> <p>b [東京電力の回答] 当社は、福島原子力事故時の炉心溶融の判定基準の有無に関して誤った説明をしていた問題や、柏崎刈羽6/7号機の安全審査対応における問題などの反省⁽¹⁾から、経営層を含め、各層が日々迅速に情報を共有⁽²⁾するとともに、組織横断的な課題などの情報を一元的に共有⁽³⁾するための対策を実施してまいります。</p> <p>c また、発電所と本社経営層の距離をなくすためのコミュニケーション⁽¹⁾の場を増やし、現場と経営トップが同じ情報を基に、安全を議論⁽²⁾できるようにしてまいります。例えば、本社の会議の運営を効率化⁽³⁾する等により、私をはじめ経営層が現場に足を運び、直接現場を見て、現場の話聞く機会⁽⁴⁾を増やしてまいります。</p>	<p>a: α</p> <p>b-(1) : γ ・反省を述べている文章であり、その反省を踏まえた行動は、(2)(3)になる。 b-(2)(3) : α</p> <p>c-(1)(2) : α c-(3) : β ・会議運営の効率化は、個別具体活動であることから記載しないこととする。 c-(4) : β ・現場訪問の取り組みは、個別具体活動であることから記載しないこととする。</p>	<p>7. <u>社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。</u>^a <u>現地現物の観点で発電所における課題を抽出</u>^{c-(1)}し、<u>本社・発電所の情報を一元的に共有し改善</u>^{b-(2)(3),c-(2)}することで、<u>安全性向上を実現する。</u></p>

No	議論内容（下線部が抽出箇所）	反映箇所
1	<p>○田中委員長 おはようございます。それでは、これより第33回原子力規制委員会を始めたいと思います。最初の議題は「東京電力ホールディングス株式会社経営責任者との意見交換」であります。本日は、お忙しい中、川村会長、小早川社長、牧野常務においでいただきまして、ありがとうございます。7月10日の原子力規制委員会臨時会議において、私どもの基本的考え方をお示しして意見交換を行いました。それについて文書での回答をお願いしておりましたが、先週25日にその回答をいただきましたので、本日はお3方に再度お越しいただいておりますので、その内容について確認を含めながら意見交換をさせていただきたいと思っております。まず、この意見交換を行うに当たって、私から、この回答の位置付けについて、私どもの理解について、少し確認させていただきたいと思っております。原子炉設置者としての適格性というのは、許可基準に必ずしも明示されていないわけですが、基準適合性の判断の前提をなすものであります。したがって、本回答は原子力規制委員会の判断材料として、許可申請書と同レベルの位置付けの文書であると考えたいと思っておりますが、東京電力としては私どもがそういう捉え方をすることについて、何か御意見がありますでしょうか。</p>	<p>・委員長挨拶、回答文書の位置づけの確認のため対象外</p>
2	<p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 異存ございません。</p>	<p>—</p>
3	<p>○田中委員長 ありがとうございます。それでは、早速ですが、25日にいただきました回答に対する意見交換に入りたいと思っております。まず初めに、東京電力から社長名でいただいておりますが、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。</p>	<p>—</p>
4	<p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 既に25日に回答させていただいておりますが、本日は私どもとの意見交換の場をいただきましたこと、まず感謝申し上げます。前回、原子力規制委員会の皆様に基本的な考え方について御指摘いただいた点を踏まえて、改めて福島原子力事故を起こした当事者として、復興、廃炉、賠償をやり遂げ、終わりのなき原子力安全の向上に取り組むことにつきまして、本日、トップである私の責任と決意を表明させていただきたいと思っております。まず、私たちは、<u>廃炉や原子力安全を進めるに当たり、地元の御要請に真摯に向き合い、決してひとりよがりにならずに、地元の思いに配慮しつつ直接対話を重ね、責任を果たしていくことを基本姿勢としたいと考えております。</u>また、7月以降、時間の許す限り地元の方々を訪問し、皆様からの御要望や御懸念を伺ってまいりました。そうした中で、<u>地元の方々が復興に希望を持って取り組んでおられる中で廃炉を進めるに当たり、風評被害の払拭について、当社がこれまで以上に全力で向き合うことが物事を始める第一歩である</u>と私は考えました。<u>そのための具体的な行動計画を今後作成してまいりたいと考えております。</u>また、<u>原子力安全の向上を進めるに当たり、現場と経営との直接のコミュニケーションの機会を確保して、トップである私が現場の声をしっかりと受けとめ、改善を実施してまいりたいと考えております。</u>また、<u>第三者からのオーバーサイトにもしっかりと耳を傾け、それを大切に、取り入れてまいりたいと考えております。</u>私が「ひらく」「つくる」「やり遂げる」という合い言葉をもって、今、経営改革を進めようとしておりますが、この観点も、<u>廃炉や原子力安全に通じるものと考えております。</u>今回お示しさせていただいた私の決意は、私の責任で着実に進めてまいりたいと考えております。決してこれで十分だとは思わず、委員の皆さん、これからの地元の御意見をお伺いして、よりよいものにしたいと考えております。本日は忌憚のない御意見を賜りたく、よろしく願いいたします。</p>	<p>基本姿勢の序文</p>
5	<p>○田中委員長 ありがとうございました。それでは、各委員から、特に指名いたしませんけれども、御質問とか御意見ありましたら、本回答について、お願いしたいと思います。では、私からまず一つ確認ですけれども、この回答は社長名でいただいているのですけれども、この内容については取締役会で議論されて、東京電力ホールディングス株式会社の全体の考え方としてまとめられたものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>7項目に該当しないご意見（回答書の位置づけの確認）のため対象外</p>

No	議論内容（下線部が抽出箇所）	反映箇所
6	○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 さようございます。会長の方から。	—
7	○川村東京電力ホールディングス株式会社取締役会長 取締役会で決議をいたしました。私は会長ですけれども、今、社長が申し上げた福島の復興、廃炉、賠償をやり遂げるという思いは私たちも同じでございます。二人三脚で終わりなき安全性の向上に取り組み続ける企業文化を創り上げようということを取締役会で決めました。具体的には、私が会長として責任を持って社長の進める執行を監督する役割を果たしたいと思っております。以上でございます。	基本姿勢の序文
8	○田中委員長 了解しました。私どもとしては、先ほどの繰り返し、裏返しみたいなのところもありますけれども、本内容については取締役会、要するに東京電力全体で全面的に責任を持つ文書であると。それから、もう一つ大事なことは、これは私どもに対する回答ではありませんけれども、社会、日本全体、国民に対する約束でもあると理解したいのですが、よろしいですか。	7項目に該当しないご意見（回答書の位置づけの確認）のため対象外
9	○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 今回御回答申し上げた内容は、国民の皆様にも私の約束事としてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。	—
10	○田中委員長 分かりました。それでは、そのほか、どうぞ。	—
11	○更田委員長代理 では、まず1つ、今、福島第一原子力発電所で進めている廃炉作業、これは廃炉に係る規制に当たって、現場の方々、現場の方々を直接指揮する東京電力のメンバーと数多く接触をしてきました。福島第一原子力発電所の廃炉に当たっては、数多くの失敗もあったけれども、一方で現場の努力によって、または高い技術力によって見事な仕事もしてきたと思っています。使用済燃料の取り出し、今のところは4号機までですけれども、これから3号機に取りかかる。それから、流入する地下水や汚染水との戦い、特に海側に近いところの汚染水の安定化等々に関しては、率直に言って、東京電力ならではの部分があったと思っています。そういう意味で、現場の人たちが非常に強い決意を持って、未曾有の困難に対して立ち向かっていることはよく分かるのです。福島第一原子力発電所を訪れても、現場の人たちの必死さは私たちにもとてもよく分かる。ただ、 <u>大きな判断の部分で、あるいは福島第一原子力発電所で起きていることを東京電力という組織として社会に発信しようとするときに、どうしてもまだダメージコントロールをしようとしているようなところがあって、それがかえって、いまだに信用されない東京電力を作っているという印象を持っています。</u> 何を申し上げたいかという、現場はそれぞれ必死でやっていると思います。その現場の方々に、規制側として申し上げるには情緒的かもしれないけれども、意気を感じさせてほしいのです。経営者の方々の男気を見せてほしい。それは、現場で戦っている個々の東京電力の方々、協力会社の人たちに対してだけでなく、福島の方々が将来に希望を持てるかどうか大きくつながると思うのです。これは文書でとか、言葉でというものではないですけれども、 <u>お願いとして、現場や、あるいは福島にかかわる全ての人が希望を持てるような姿勢を是非今後とも示していただきたい</u> と思っています。	項目1

No	議論内容（下線部が抽出箇所）	反映箇所
12	<p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長</p> <p>御指摘の中身は非常によく分かります。今回、少なからず7月以降も私は地元訪問、それから、1F（福島第一原子力発電所）、2F（福島第二原子力発電所）、柏崎刈羽と現場を訪問して、同じような思いに立っております。少なくとも、あのとき、現場の職員がどれだけの思いで事故を収束して、そのときに起こったことに対して、常にそれを反省して、次の安全に対して取り組む姿というのは私も肌で感じて、これをどうにかして引き継ぎ、また、これから長きにわたる廃炉作業にきちんと先頭になって生かしていきたいと考えております。具体的に、本日表明しました、<u>サイトの中だけで閉じていては問題が解決しないということ</u>で、<u>風評対策のところまで、これは私が責任を持ってしっかりと取り組むこと</u>で、<u>地元の方の復興にも希望が持てるようにということも含めて、しっかりと取り組んでまいりたい</u>と思います。今日は<u>決意が中心になりますけれども、しっかりと行動で示してまいりたい</u>と考えております。</p>	項目1
13	<p>○田中委員長</p> <p>ほかに。田中知委員、どうぞ。</p>	—
14	<p>○田中知委員</p> <p>初めに大きな話として確認させていただきたい点が1～2個ございます。原子力発電所を安全に運転していく場合の根本となりますのは、根幹的、あるいは慣用的な実行、言葉を換えると、真の安全文化の理解と具現化だと思っております。これらについて、東京電力のトップ、あるいは経営陣の認識を確認したものと考えているのですが、7つの質問があって、回答があって、一個一個についてもちょっと聞きたいところなのですが、それは差し控えるとして、こういう<u>7つのことが、本当に根幹的、慣用的な重要な事項である</u>ということは東京電力は認識しておるのでしょうか。まず、そこを確認したいのですけれども、いかがでしょう。</p>	7項目に該当しないご意見（7項目の認識の確認）のため対象外
15	<p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長</p> <p>今回、御質問でいただいた7つのことに関しては、ひとつひとつをしっかりと吟味して、また私だけで判断するのではなく、現場ともしっかりと意見を交換し、また、今、同時並行で進められておりますWANO（世界原子力発電事業者協会）、JANSI（原子力安全推進協会）のオーバーサイトからの御意見も踏まえて、これをしっかりと文書にしたためたものでございます。その意味で、<u>安全文化はリーダーである私が総責任者でありますけれども、現場に至る関係する一人一人が主体性を持って取り組むことがまず大事でありますし、また安全に終わりはないということもしっかりと取り組んでまいりたい</u>と考えております。そういったことを前提に、<u>ひとつひとつの中身についてやり遂げる</u>ということに記載させていただきました。</p>	7項目に該当しないご意見（7項目の認識の確認）のため対象外
16	<p>○田中知委員</p> <p>こういうことが根幹的に重要なことであるという認識があることは理解いたしました。そうであれば、これらのことについて、<u>現時点で十分に対応できている、あるいは今後対応できると考えてよろしい</u>でしょうか。</p>	7項目に該当しないご意見（現状の確認）のため対象外
17	<p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長</p> <p>御質問の一つにあった御懸念である、私の役割としてすごく大事なことは、<u>安全性が経済性に劣ることはない</u>と。要は、<u>安全を最優先にしない経済活動はあり得ない</u>ということを記載させていただいておりますが、<u>特に資金、リソースの確保は私の責任</u>でしっかりと取り組ませていただきたいと考えております。</p>	7項目に該当しないご意見（現状の確認）のため対象外
18	<p>○田中委員長</p> <p>ほかに。石渡委員、どうぞ。</p>	—

No	議論内容（下線部が抽出箇所）	反映箇所
19	○石渡委員 今回、御回答をいただいた中で、一つ教えてほしいのが、⑤の「規制基準の遵守は最低限の要求でしか無く、事業者自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない」の答えの中に、「団体・企業からの学びを大切に、ベンチマーク等を行い」と書いてございます。私、御社の新々総特ですか、事業計画を読ませていただきまして、この中にも「ベンチマーク」という言葉がよく使われているのですね。ただ、その中では、この「ベンチマーク」という言葉は <u>数値目標という意味で使われているように思いますが、ここも同じ意味で使っているのですか。それとも別の意味ですか。</u>	項目5に関する内容確認の質問のため対象外
20	○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 私は <u>エクセレンスとのギャップを認識して、それに対して取り組む</u> という姿勢だという意味でベンチマークと書かせていただきました。	項目5に関する内容確認の質問のため対象外
21	○石渡委員 業界によって「ベンチマーク」という言葉はかなり違う意味に使われています。経営とか、そういう方では、 <u>他社の方法を学習して自社に取り入れて実行することという定義が</u> くだされている辞書もございます。そういう意味で使っていると理解してよろしいですか。	項目5に関する内容確認の質問のため対象外
22	○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 他社の一番高いランクをベンチマークにしたいと考えております。他社の平均でよいということは、原子力の安全の文化、もしくは安全の実現には、福島の事故を起こした当事者である我々では、それでは全く不足していると考えますので、あくまで世界を見渡した <u>エクセレンスに対するギャップを認識する</u> と考えております。	項目5に関する内容確認の質問のため対象外
23	○石渡委員 分かりました。 <u>目標はできるだけ高いところに置く</u> ということですね。	項目5に関する内容確認の質問のため対象外
24	○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 はい。今の高いところと、 <u>将来にわたって、新しい事象が発生したら、そこも謙虚に受けとめて対応してまいりたい</u> と考えます。	項目5に関する内容確認の質問のため対象外
25	○石渡委員 例えば、経営として、効率化とか、そういうことで数値目標、この新々総特ではいくつか出されておりますけれども、 <u>是非安全の方でもきちんとした目標を設定して、それを実現するように、そういう方向でやっていただきたい</u> というのが私の希望です。よろしくをお願いします。	項目5
26	○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 <u>了解いたしました。</u>	項目5
27	○田中委員長 では、伴委員、お願いします。	—
28	○伴委員 私も1つ質問させていただきたいのですが、この文書を私どもに提出してくださった8月25日、同じ日に組織改編の発表もなされていますね。その中で、10月から「稼ぐ力創造ユニット」を新設するという発表があったかと思えます。今回の文書の具体的な各論の中の③の回答の中で、先ほど社長もおっしゃいましたけれども、安全性をおろそかにして経済性を優先する考えはみじんもありませんと書いてあるのですが、それに対して、 <u>「稼ぐ力創造ユニット」という名前だけを見ると、一見矛盾するものを感じるのですが、そこに対してはどのようにお考えでしょうか。</u>	項目3に関する内容確認の質問のため対象外

No	議論内容（下線部が抽出箇所）	反映箇所
29	<p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長</p> <p>あれと同日、実は安全推進室を社長直下に格上げをして、同時に稼ぐ力と安全のところを今回の新しい組織でまず位置付けました。原子力は言わずもがなですけれども、<u>安全を最優先にした、その基盤に立った経済活動、事業活動をするというのは、当社事業、広く電気事業を行う根幹にありますので、そこをおろそかにする考えは毛頭ございません。</u>その上で、生産性を高めるという行為自体は、今、実は原子力に対しては、クロフツ常務をはじめ社外からの、各国からのいろいろな監視、それから、助言・提言をいただいておりますけれども、生産性を上げる過程におけるマネジメントの向上というのは、必ずしも安全をないがしろにするものではなく、むしろ安全性を高める要素もあると指導・助言いただいておりますので、できる限り<u>改善の中身は安全性を意識したものにしてまいりたい</u>というのが組織の考え方でございます。</p>	項目3に関する内容確認の質問のため対象外
30	<p>○伴委員</p> <p>組織のありよう、そしてまたネーミングですね。それは社員に対しても、それから、社会に対しても、トップマネジメントのメッセージであると思うのですが、今、こういうことが問題になっている中で、<u>あえて「稼ぐ」ということをネーミングの中に入れた。</u>それが社員一人一人に対して、あるいは社会に対して、どういう印象を与えるのか、どういう受けとめ方をされるのか、その点は<u>どうお考えになったのでしょうか。</u></p>	7項目に該当しないご意見（稼ぐという用語の使い方）のため対象外
31	<p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長</p> <p>「稼ぐ」という言葉自体がやや日本人の文化になじまないという議論も中にはありましたが、これは川村会長の御持論でもありますけれども、企業はやはり稼いで、最後にはそれがしっかりと地元福島に貢献でき、さらには社会に還元できると。ここをもって初めて事業と言えるというのは、一方で電力自由化が進行する中で、しっかりと社員が意識を持たなければならない。これは一方で経営として考えているところでございます。私は、今、伴委員の御指摘のような誤解が生まれるとするのであれば、<u>事業活動の意味を内外にしっかりと発信してまいりたい</u>と考えております。</p>	7項目に該当しないご意見（稼ぐという用語の使い方）のため対象外
32	<p>○田中委員長</p> <p>よろしいですか。ほかにいかがですか。どうぞ。</p>	—
33	<p>○田中知委員</p> <p>また別件で確認させてください。原子力事業の安全確保の第一義的責任は事業者にあるということの認識といたしますか、その覚悟があると理解しているのですけれども、覚悟という言葉だけが空回りしても意味がありませんので、実行が伴わないといけないと思うのですが、そういうことで気になったのは、回答の4つ目、5つ目ぐらいのところ、<u>「世界中の運転経験」とか、あるいは「各国の団体・企業からの学び」等々という言葉がちょっと気になるのですね。本当に自分の会社の中での技術力をどう高めていって、それをどうするのかというところが大事だと思うのです。⑤の回答の後半に若干その辺のことも書かれているのですけれども、外からの情報だけではなくて、中でそういう知識も高めて対応することがもっともっと主体的になってもいいのかなと思うのですけれども、いかがですかね。</u></p>	項目5

No	議論内容（下線部が抽出箇所）	反映箇所
34	<p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長</p> <p>この2か月、私が着任してから、大きく2つ経験がございます。1つは、先般の福島での51号井戸の落水に伴ってのLCO（運転上の制限）宣言が遅れたこと。これについては、私としては重大な判断ミスと現場の初動対応に問題があったと思いますけれども、ただ現場にしっかりやれと叱るだけではだめだと考えて、私も翌々日に現場に入って、しっかりと実態を見ました。自らの立場で振り返ったところ、今回はLCO宣言をした上でどれだけの確にオペレーションをしなければならなかったかというのが一番の問題であって、結論から申すと、原子力は今までミスを犯すと、いわゆる社会問題になって叱られるということが多かったのですけれども、オペレーションが的確に行われたことをしっかりとほめる仕組みも必要ではないかと考えております。これは牧野常務ほか現場の方とうまく仕組みを作ってまいりたいと考えております。また、もう一点は、先般、JANSIから2Fのピアレビューの結果の報告を承りました。いくつかの指摘の中でエンジニアリングの不足という御指摘がありました。私も柏崎刈羽の現場の作業も見て感じたのですけれども、原子力サイトというのは失敗を起こせない場所であるがゆえに、失敗が経験しにくい環境でもあると感じております。だからこそ他社から学ぶことが重要なのですけれども、エンジニアリングの強化に対しては、例えば、原子力の中を、全体を見渡すと、工務、変電であったりとか、配電であったりとか、建築設備であったりとか、もしくはタービン技術、熱交換技術と、様々な部分は当社の火力発電所、それから、工務の現場にもありますので、人材育成という意味で、一種の反射神経を養う、エンジニアリング力を養うためには、しっかりと人事のローテーション、研修も含めて育成していく必要があると私は感じました。ここも私のひとりよがりになってはいけないので、しっかりと牧野常務以下、現場の方とも、<u>そういうやり方がどうかというのをよく相談しながら進めてまいりたいと思います。こういった取組を通じて、できるだけ現場に入り込んで、昨日よりも今日、今日よりも明日という安全文化を実現する私のやり方は、なぜこんなことをしているのと、なぜを問うのがすごく大事だと考えておりますので、そこは内省でしっかり取り組んでまいりたいと考えております。</u></p>	項目5
35	<p>○田中委員長</p> <p>ほかにかがですか。更田委員、どうぞ。</p>	—
36	<p>○更田委員長代理</p> <p>先ほどのことに絡むのは短く申し上げますと、先ほどLCO逸脱について言及がありましたけれども、具体論と申しますか、個別のことに関しては、本日の午後福島第一原子力発電所の特定原子力施設監視・評価検討会がありますので、そこで指摘をさせていただきますけれども、全体論から言えば、先ほどと重なりますけれども、<u>愚直さが必要なものであって、広報上のテクニックを排すること、これが一番大事なのだと思います。これは広報ではなくて、とにかく愚直さをもって発信すること、心配をかけないようにという配慮がかえって不信を呼んでいるのだらうと思います。</u>もう一つ別のことで伺いたいのは、これもやはり福島にかかわることですけれども、福島の復興、それから、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げるといのが、いただいた文書の中にもあります。資金の確保は最も重要なことの一つでしょうから、それが随所に出てきます。そして、小早川社長、先ほど来、現場主義、現場との距離等々についての言及も随分あります。現場主義、それはそれで大事なことです、一方で経営トップでなければ突破できない問題がいくつもあるだらうと思います。今回の文書ではそれに具体的に触れられているわけではありませんけれども、<u>福島の復興、福島第一原子力発電所の廃炉に当たって、経営トップが大きな判断として突破していかなければいけない大きな問題を、今、具体的なものが挙げられればおっしゃっていただきたいし、そうでなければ、そう時間を置かずにこれに取り組むのだということを示していただく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。</u></p>	項目1

No	議論内容（下線部が抽出箇所）	反映箇所
37	<p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長</p> <p>福島の廃炉作業を行う上で、経営として本当に取り組まなければならないのは、福島の中が安全に、リスクを低減しながら作業をするのはもちろんなのですが、それが<u>地元の復興にバイアスにならないように進めなければならないというのが、経営としては一番やらなくてはいけない第一歩ではないかと考えております。</u>その意味で、今日、<u>風評対策について、きちんと主体性を持って取り組みます</u>ということで、これは地元の方々だけではなく、例えば、流通、それから、消費者に至るところまでフィールドを広げて、しっかりとした行動計画を立ててまいりたい。我々としてできることをとにかくアクションとして起こしていくことを、私自ら、この場で宣言させていただきますし、実行に移してまいりたいと考えております。</p>	項目 1
38	<p>○川村東京電力ホールディングス株式会社取締役会長</p> <p>1つ補足いたしますと、やはり<u>経営資源の配分</u>というのが経営トップの非常に大事な仕事だと思います。今、おっしゃられたような、経営トップでなければできないことで一番大事なのは人間の配分で、今の福島の復興、あるいは廃炉という作業にきちんとした人材を当てること、場合によっては他部門から持ってきた人間の方が役に立つ分野であれば、そういうことも含めて考えること、それから、やはり資金ということになると思います。経営資源はほかにも情報その他、いろいろありますけれども、そういうものをきちっと配分していくというのは、今のような風評対策等々も実行するに当たっての実行力という意味で非常に大事なところになって、それはトップの責任だと思います。</p>	項目 1
39	<p>○更田委員長代理</p> <p>そのトップの責任でなされる経営資源の配分、要員の配置であるとか、それが隅々までフェアであると。これは要するに士気にかかわるものですから、どれだけ多くのリソースがあっても、高い士気を維持し続けること。東京電力にとって非常に大きな問題は、士気がなえないようにすることが非常に重要だし、また話が戻ってきてしまうのですけれども、やはり<u>経営トップの姿勢</u>を見せること、それが伝わる<u>ことが非常に重要</u>だろうと思います。さらに私たちの立場から言えば、具体性を持ってこれに取り組んでいく。言及しづらいものがあるだろうと思いますが、それに果敢にチャレンジしていくところをトップに見せていただいて、その上でこそ具体的な作業が進む。これは今後を見たいところではありますけれども、この25日に出された文書は、先ほど田中委員長からも言及があったように、これは社会に対する宣言だと思います。ですので、これをたがえるようなことがあれば、規制上の判断に関しても、例えば、東京電力の原子力事業者としての適格性に対して疑義を呼ぶこととなります。これは規制当局に対する回答であると同時に社会に対する宣言であって、これをたがえるようなことがあれば、適格性を欠くと言われても仕方がないことだと、そういう受けとめをしたいと思います。</p>	7項目に該当しないご意見（経営トップの姿勢）のため対象外
40	<p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長</p> <p>結構でございます。冒頭、田中委員長から御質問ありましたとおり、25日に出ささせていただいた文書については、私の社会に対する約束ということで捉えていただいた上で行動してまいります。その上で、最初に更田委員から御指摘ありました、<u>士気を高める、モチベーションを高める</u>ということにつきましては、今はまだ足りておりませんが、<u>しっかりとビジョンを示していきたい</u>と考えております。できるだけ高いところにチャレンジできるように、私の責任でやってみようと考えております。</p>	7項目に該当しないご意見（経営トップの姿勢）のため対象外
41	<p>○更田委員長代理</p> <p>是非それを、東京電力全体としての経営はもちろんのことですけれども、福島に対して示していただきたい。例えば、福島第一原子力発電所の廃炉は、いまだに中長期的な計画は政府の組織の名において示されている。これは、事故当初の混乱の中でいろいろな仕組みが作られて、それが今、続いてきているものですが、具体的に言えば、<u>廃炉にかかわる中長期ロードマップ</u>というのは、もちろん東京電力も加わってはいるけれども、<u>政府の名において作られている。主体性を取り戻すプロセス</u>だと思いますし、<u>民間企業</u>ということを強調されるのであれば、今、東京電力は主体性を取り戻さなければいけない途上にあるのだと思います。ですから、これを、福島にかかわることについても是非示していただきたいと思います。</p>	項目 1

No	議論内容（下線部が抽出箇所）	反映箇所
46	<p>○伴委員</p> <p>最後に1つだけ申し上げたいのですが、東京電力は人的リソースは相当そろっていると思います。一人一人を拝見したときには、しっかりした人たちはたくさんいますし、福島の問題に関しても、本当に身を粉にして働いておられる方はたくさんいると思います。ただ、組織として見たときに、いろいろ問題がある。では、それは何なのか。今、田中委員長からもいろいろ指摘はありましたけれども、私の印象としては、端的に言って、やはり謙虚ではない。過去を振り返っても、東京電力という組織は謙虚ではないとか、尊大ですらあったと思うのです。それは福島の事故によって相当に打ち砕かれた。特に現場においては打ち砕かれたかもしれない。だけれども、まだやはり残っているのではないかと思います。特に現場から離れている、現場を見ていない人たちの中で、やはりその尊大さは企業の風土として残っているような気がします。ですから、それをまさにトップが打ち砕いていかなければいけない。払拭しなければいけない。相当な覚悟と努力を持って臨んでいただくようお願いしたいと思います。</p>	7項目に該当しないご意見（企業風土に対するご意見）のため対象外
47	<p>○田中委員長</p> <p>よろしいですか。ほかに。石渡委員。</p>	—
48	<p>○石渡委員</p> <p>最後に1つ確認ですけれども、⑥の答えとして、一番最後に「炉規制法に基づく審査要件に影響するような責任の所在変更は行いません」ということで、はっきり所在変更は行わないということを書いてありますけれども、これは言葉どおり受け取ってよろしいということですね。</p>	項目6に関する内容確認の質問のため対象外
49	<p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長</p> <p>いわゆる今回のカンパニー化は、ここに記載しておりますとおりに、責任の所在変更を行うことではありません。一番端的な例は、廃炉カンパニー等を既に作っておりますけれども、あそこは、先ほど更田委員の方からお話がありましたとおりに、廃炉カンパニーという責任の所在を明らかにすることによって、しっかりとした体制が構築されつつあります。これが一番端的な例で、そういったものを作っていきたいということと考えていただければと思います。あくまで責任者は私で、動かすことはございません。以上です。</p>	項目6に関する内容確認の質問のため対象外
50	<p>○田中委員長</p> <p>よろしいですか。どうぞ、安井長官。</p>	—
51	<p>○安井原子力規制庁長官</p> <p>ちょっとこの文章の整理上の質問を1つさせてください。③とか⑥、先ほど石渡委員もおっしゃったような部分も含めてなのですが、「私は」という言葉で書かれているのですが、社長は当然、有限の期間の方なわけなのですが、こういう基本方針の部分は、人事異動を超えた東京電力の将来をも拘束するコミットメントであると、こう理解をしてよろしいかという点を明確に答えていただきたいと思います。</p>	回答文書に関する内容確認の質問のため対象外
52	<p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長</p> <p>今日は会社として出させていただいております。会社の執行責任者が私でございますので「私は」というふうに人称させていただいておりますが、これは代表執行役社長にきちんと引き継いでまいります、私が交代することになった場合にはですね。組織として、冒頭、田中委員長から御質問がありましたとおりに、取締役会でも決議したものですので、会社としての意思としてお伝えしております。</p>	回答文書に関する内容確認の質問のため対象外

No	議論内容（下線部が抽出箇所）	反映箇所
53	<p>○田中委員長</p> <p>よろしいですか。それでは、いろいろ突っ込んだ議論をさせていただきましたけれども、私なりに今日の議論を私どもとして整理させていただきたいポイントを少し述べさせていただきます。まず、私ども原子力規制委員会は、本日の回答、それから、議論の中身、これについては、私ども原子力規制委員会にとどまるものではなくて、<u>国民全体に対する約束であるということを確認させていただいた</u>ということ。それから、本日の回答は東京電力の今後の行動を示すものであって、私どもとしては引き続き厳格に見きわめていく必要があると考えておりますが、本日の段階では東京電力の経営の判断だと。本日出されたことが、<u>今後もずっと引き続きこれに基づいて経営努力をするという内容の回答であるというふう</u>に受けとめさせていただきたいということ。それから、大事なことなのですけれども、原子炉設置者としての適格性をどう見るかということです。これは設置者の適格性というのは、許可基準で必ずしも明示されているわけではありませんけれども、基準の適合性ですね、これを判断する場合の前提になります。誰でも原子力事業ができるというものではないということです。ですから、許可の判断において考慮すべき重要な事項、これが設置者としての適格性ですので、この判断材料として、<u>本日の文書を含めた議論の内容については、許可申請書と同レベルの位置付けの文書、回答がその文書であるというふう</u>に受けとめさせていただきたいと思えます。これについて、東京電力は、こういう理解でよろしいかどうかということをおまづ確認させていただきたいと思えます。</p>	回答文書に関する内容確認の質問のため対象外
54	<p>○小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長</p> <p>改めてちょっと私の方から復唱させていただきますと、<u>1点目が、25日に出した文書及び今日の議論の内容は、国民への約束である</u>ということ。これはお約束いたします。それから、<u>2点目の東京電力としての行動を示すということについて、これは経営の判断</u>ということで、<u>組織・会社としてきちんと引き継がれること</u>。これも了解いたしました。それから、<u>3点目は、これは事業者としての適格性が許可の前提条件になる</u>ということ、いわゆる許可申請書と同レベルの扱いの宣言、約束だと、いわゆる文書だということとで委員会の方では判断されるということに関して、私も了解いたしました。3点了解いたしました。</p>	回答文書に関する内容確認の質問のため対象外
55	<p>○田中委員長</p> <p>私は今、3点にまとめさせていただきましたけれども、各委員はこういうことでよろしいかどうか。何か付け加えることはありますか。よろしいですか。どうぞ。</p>	—
56	<p>○田中知委員</p> <p>この考えで結構だと思います。特に適格性とか、真の安全、本当の安全文化の理解等々ですから、言ってみれば、<u>許可申請書よりもより高いレベルでの文書だ</u>と思いますので、結構でございます。</p>	回答文書に関する内容確認の質問のため対象外
57	<p>○田中委員長</p> <p>確かに<u>技術レベルでの審査書はもちろん大事ですけれども、それ以上にやはり東京電力の安全文化、安全に対する取組の姿勢を示すものとして受けとめたいと思えますので、我々はそのように受けとめるということ</u>で了解しますので、御理解いただきたいと思います。本日の意見交換はこれで大体終わりなのですが、柏崎刈羽の6・7号機についてですけれども、今、技術審査は、最終段階にあるとはいえ、まだ終わっておりません。近いうちにまとまるというふうには聞いておりますけれども、通常であれば、まず技術審査、その是非を議論して判断して、それで、パブリックコメント等にかけるわけですが、本日の回答は、そういったプロセスとあわせて、原子力規制委員会としては、本日の回答もあわせていずれかの時期に判断をさせていただくということにさせていただきたいと思えます。ほかになければ、本日の意見交換会はこれで終わりたいと思えますが、よろしいですか。</p>	回答文書に関する内容確認の質問のため対象外